

【論
文】

戦時下における私立大学の「統合理」問題

菅
原
彬
州

目次

はじめに

一 現情勢下ニ於ケル国政運営要綱・国内態勢強化方策

二 官民に告ぐ

三 教育ニ関スル戦時非常措置方策

四 文部当局の説明

五 教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領

六 私立大学の対応と抵抗

七 国民学校令等戦時特例（案）と枢密院審査委員会

八 国民学校令等戦時特例の公布

おわりに

はじめに

一九四一（昭和一六）年二月八日午前七時、チャイムに続いてアナウンサーが読み上げたラジオ放送「臨時ニュースを申し上げます。臨時ニュースを申し上げます。大本営陸海軍部、十二月八日午前六時発表。帝国陸海軍は今八日未明 西太平洋においてアメリカ、イギリス軍と戦闘状態に入れり。帝国陸海軍は今八日未明 西太平洋においてアメリカ、イギリス軍と戦闘状態に入れり」によって、日本の人びとは太平洋戦争の開戦を知ることとなった。大本営の第一回発表である。

しかし、開戦から一年も経過しない一九四二（昭和一七）年六月、ミッドウェー海戦で日本海軍の機動部隊が大敗北を喫してから、日本は戦争の主導権を次第に失っていき、戦局はますます悪化の一途をたどっていった。このような状況に対し、東条英機内閣は、戦争完遂のために戦時国内態勢の再編・強化を図る必要に迫られていくこととなる。東条内閣は、一九四三（昭和一八）年九月に閣議決定した国政運営のための「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」に基づき、「国内態勢強化方策」を策定した。そして、それをふまえた教育の領域における強化策としての「教育ニ関スル戦時非常措置方策」、次いで具体的な整備内容を示す「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領」が決定される。この整備要領により、私大の存亡に大きく関わる「統合整理」、すなわち、文科系の私大を専門学校に転換するという文教政策が文部省によってまさに強権的に強行されるかに思われたが、この文教政策は、私大側の猛反対により一旦は頓挫するのである。

ところが、それにも関わらず、文部省は改めて勅令の形で、この「統合理」政策を強行しようとした。最終的に、枢密院の審査で承認された勅令案は、それを承けた本会議で可決され、一九四四（昭和一九）年二月一六日、勅令第八〇号として公布されるに至った。その後、文科系私大の統廃合は現実に行われることはなく、一九四五（昭和二〇）年八月一五日、敗戦となるのであった。

本稿は、これまで概括的に知られてきてはいるものの、なかなかその詳細が見えにくかった、この戦時下における法文科系私大の「統合理」問題を、改めて公的基礎史料を中心に、その全体像を再検証してみようとするものである。そのため採り上げる史料はなるべく全文を提示することにし、それによって、この問題が国政運営の再編・強化策の一環として登場してきたことをまず確認し、次に、それにも関わらず、なぜ閣議でこの「統合理」案は撤回されることになったのか、また、文部省が巻き返し策として考えた「勅令」という手段およびその内容をめぐって、枢密院でどのような論議がなされ、勅令案にどのような修正が施され、公布されることになったのかということも、より明らかにできるであろう。なお、引用資料文中のゴチックおよび傍線は一部を除き筆者による。また資料中の抹消、加筆部分については「**—**」で囲みその傍らに（抹消）、（加筆）と表記し、判読不能箇所は□で示した。

一 現情勢下ニ於ケル国政運営要綱・国内態勢強化方策

一九四三（昭和一八）年九月二一日、東条内閣は、閣議で「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」を決定した。この要綱の提案にあたっては、提案の理由、その実行のついでの東条首相の所信を示す「内閣総理大臣閣議説明資料案」が

用意されているので、まずその本文を見てみよう。

内閣総理大臣閣議説明資料案

御手許ニ差シ上ゲテアリマスル「現情勢下ニ於ケル帝国国政運営要綱」ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ説明致シ、併セテ之ガ実行ニ関スル私ノ所信ヲ申シ上ゲタイト存ジマス。

顧ミマスレバ組閣以來、特ニ大東亞戰爭勃発以來、第一線將兵ノ善謀勇戦ニ即応シテ政府ハ大東亞戰爭遂行ノ為ニ国内ノ態勢ノ強化ニ全力ヲ傾倒シテ参ツタ所デアリマス。而シテ皆様方ノ御努力ニ依ツテ、平時ニ於テハ、到底出来ナイト思ハレルコトモ、着々実行シテ参ツタノデアリマシテ、此ノ機会ニ於キマシテ、皆様方ノ今日迄ノ御苦心ト御奮闘トニ対シマシテ、衷心ヨリ感謝ノ意ヲ表スルモノデアリマス。

然シ乍ラ、翻ツテ考ヘマスルニ、今ヤ御存ジノ如ク、敵米英ハアラユル犠牲ヲ顧ミズ、短時日ノ間ニ、帝国ヲ圧倒セントスル企図ノ下ニ、其ノ反攻ハ、一日ト、苛烈ノ度ヲ加ヘテ居ルノデアリマス。

之ニ対処シテ、アラユル障碍ヲ破摧シテ、聖戦終局ノ目的ヲ達成スルガ為ニハ最早従来ノ如キ行キ方デハ、遺憾乍ラ、其ノ目的ヲ達成スルコトハ頗ル困難ト存ズルノデアリマス。即チ此ノ際、一大勇断ヲ敢行シテ、国政運営上ニ思ヒ切ツタ刷新ヲ行ハナケレバナラナイト存ズルノデアリマス。

「現情勢下ニ於ケル帝国国政運営要綱」ヲ提案スル所以ハ、実ニ茲ニ存スルノデアリマス。

本要綱ノ眼目トスル所ハ、統帥ト国務トノ關係ヲ更ニ緊密化シ、雄渾活発ナル戦争指導ノ遂行ヲ期シ、機敏浚刺タル对外施策ヲ行フト共ニ、作戦ニ即応シ、国内諸般ノ態勢ヲ徹底ニ強化シ最短期間ニ、最大ノ戦力増強ヲ実

現セントスルニ在ルノデアリマス。

而シテ統帥ト国務トノ関係及外交ノ施策ニ付テハ、夫レ夫レ関係ノ向ニ於テ成案ヲ急ギツツアリマスルガ、茲ニハ、特ニ国内態勢ノ強化ニ就テ御協議ヲ願ヒタイト思フノデアリマス。

本要綱ニ依ル国内態勢強化方策ノ実行ハ日本国民ヲシテ悉ク総員戦闘配置ニ就カシメ、大東亜ノ物資ヲ悉ク戦闘資材化セシメントスルモノデアリマシテ、正シク決戦態勢ニ突入スルモノデアリマス。之ガ為ニハ官民一人一人ガ新シク生レ變ツタ気魄ヲ以テ、文字通り、完勝ノ一点ニ総力ヲ集中セネバナラ（加重）「ナイ」コトハ謂フ迄モナイ所デアリマス。

此ノ信念ノ下ニ、私自身ト致シマシテモ、決心ヲ新ニシ、従来ノ一切ノ行キ懸リヲ棄テテ、苟クモ国内態勢強化ノ為ニ必要ナル施策ハ、思ヒ切ツテ、之ヲ強力ニ断行スル覚悟デアリマス。皆様方ニ於カレマシテモ、此ノ際、従来ノ官庁ノ伝統、皆様方個人トシテノ行キ懸リニ一切拘泥スルコトナク、新シイ出発点ニ立ツテ、格別ノ決意ノ下ニ、果断ナル実行力ヲ發揮シテ、戴キタイノデアリマス。

此ノ趣旨ヲ以テ、私ハ本要綱ヲ作案致シタノデアリマス。

尚本案ニ就テハ、後刻内閣書記官長ヲシテ「要綱」ヲ朗読セシメ簡單ニ説明致サセタイト存ジマスルガ、此ノ際特ニ私ヨリ二、三ノ点ヲ申シ上ゲマシテ、御審議ノ参考ト致シタイト存ジマス。

此ノ戦局ニ対処スベキ政府ノ態度ト致シマシテ、最モ緊要ナルコトハ、私モ皆様方モ、全ク、同じ気持ニナツテ、戦争ニ対スル統一セラレタル認識ヲ以テ、諸般ノ部門ニ亘リ、徹底セル措置ヲ企画シ、之ヲ迅速強力ニ実行スルコトデアリマス。

本要綱立案ノ根本方針モ、茲ニ存スルノデアリマシテ、其ノ具体案ノ立案及実行ニ方リマシテハ、皆様方ハ、必ズヤ私ト同ジク、此ノ根本方針ニ則ツテ、徹底セル措置ニ出デラレルコトト確信シテ居ルノデアリマス。

本要綱ニ於テ、各省夫々ノ関係事項ニ付テ外形的ニ画一的ナル措置方式ヲ定ムル方法ヲ執ルコトナク緊要ナル事項ノ根本ニ付キ、之ヲ定ムルコトトシ、其ノ具体案作成ニ付キマシテハ、各省大臣ガ、夫々ノ責任ニ於テ、策案スルコトト致シマシタ所以ハ、実ニ茲ニアルノデアリマス。

ドウカ、此ノ点ヲ、充分、御含ミノ上、真ニ、時局ニ即応スル如キ思ヒ切ツタ計画ヲ樹テラレンコトヲ切ニ希望シ、又、期待致シテ居ルノデアリマス。

惟フニ現状ニ於テ、国民ヲ指導シテ、真ニ一億一心総力ヲ昂メ、之ヲ戦争完勝ニ集中シ得ルヤ否ヤハ、政府ガ、今日、茲ニ如何ナル施策ヲ策定シ而シテ如何ニ其ノ施策ヲ、敏速果敢ニ実行スルカト云フコトニ存スルノデアリマス。即チ、本要綱ニ基キ、皆様方ノ立案セラルル具体的計画ノ如何ハ、而シテ又其ノ計画ガ、如何ニ、迅速ニ、力強ク実行セラルルヤ否ヤハ、実ニ、此ノ大東亜戦争完遂ノ成否ヲ決スルモノデアリマス。

従来、幾多施策ノ実行ニ於テ敏速ヲ欠キ、其ノ結果明快ヲ欠キ、以テ戦争ノ完遂ニ尠ナカラザル障害ヲ、招来シテ居リマシタ^{加筆}「ル」コトハ、遺憾乍ラ、之ヲ認メザルヲ得ナイノデアリマス。

之ハ、要スルニ、我々官民ガ、真ニ戦争ノ要求ニ応ズル頭ノ切り換ヘガ、充分デナイ結果デアリ、而シテ、結局我々閣僚ノ指導、努力ノ足ラナカツタ結果デアリマシテ、此ノ点ニ於テ、深く反省シナケレバナラナイト存スルノデアリマス。即チ、我々ガ^{採補}「茲ニ、」思ヒヲ新ニシテ、努力スベキ点ハ、茲ニアルト存スルノデアリマス。

今ヤ、戦局ノ深刻ナル進展ハ、此ノ弊ヲ、従前ノマ、ニ、放置スルコトヲ許サナイノデアリマス。今後、我々ハ、

思ヒヲ新タニシ、全力ヲ尽シテ、率先、事ニ当リ、此ノ弊ヲ芟除シ、真ニ、決戦態勢ノ確立ヲ期シ、部下ノ指導ニ、万遺憾無キヲ期セラレ度イノデアリマス。

最後ニ、一言致シ度イト存ジマスルガ、先程触レマシタ通り、敵米英ノ反攻ハ、日ニ日ニ熾烈ノ度ヲ加ヘ歐洲ノ情勢、必ズシモ枢軸ニ有利ナラズ、戦局ノ前途ハ、愈々多事ナラントシテ居ルノデアリマス。

然シナガラ、今次聖戦ノ本質ニ鑑ミ、又、光輝アル我国体ニモ鑑ミ、更ニ又、我ガ国民ノ尽忠報国ノ伝統ニモ鑑ミ、又、現実大東亜ニ於ケル、戦局推移ノ状況、彼我、攻防ノ大勢ヲ達観シテ、私ハ愈々必勝ノ信念ヲ堅ク致シテ居ルノデアリマス。而シテ、此ノ重大戦局ニ臨ミ、勇断、克ク、本要綱ヲ、文字通りニ、具現スルニ於テハ、帝国ノ究極ノ勝利ハ、益々確實ナルコトヲ私ハ信ジテ疑ハナイノデアリマス。

以上ヲ以テ一応私ノ説明ヲ終リマスルガ、本要綱ハ、是非トモ本日中ニ、之ヲ決定致シ度イト存ジマス。

而シテ之ニ基ク各省ノ具体案ハ来ル、廿六日正午迄ニ、内閣書記官長ノ許ニ御送付願フコトトシ、其レヲ基礎ト致シマシテ九月三十日迄ニ内閣ニ於テ、夫々関係各庁ト打合せ之ガ実行計画ヲ、総括立案致シ度イト存ジマス。

（内閣書記官長ノ朗読説明）

只今ヨリ審議ニ移リ度イト存ジマス。皆様方ノ御意見ヲ充分承リ度イト存ジマス。¹⁾

この説明資料案によれば、提案の理由は、「敵米英ハアラユル犠牲ヲ顧ミズ、短時日ノ間ニ、帝国ヲ圧倒セントスル企図ノ下ニ、其ノ反攻ハ、日一日ト、苛烈ノ度ヲ加ヘテ」きているのであり、これまでのような「行き方」では、「聖戦終局ノ目的ヲ達成スル」ことは頗る困難な状況となっている。そのため、「国政運営上ニ思ヒ切ツタ刷新」を図ら

なければならぬといふところにあつた。

そして、その「眼目」として挙げられているのは、「統帥ト國務トノ關係」の一層の緊密化、「雄渾活発ナル戰爭指導ノ遂行」を期するための「機敏澁刺タル對外施策」の實行、および「作戰ニ即応」した「国内諸般ノ態勢ノ徹底的強化」であり、これらを「最短期間」で「迅速強力」に實行して「最大ノ戦力増強ヲ實現」するところにあるとする。まさに、「本要綱ニ依ル国内態勢強化方策ノ實行ハ日本国民ヲシテ悉ク総員戰闘配置ニ就カシメ、大東亞ノ物資ヲ悉ク戰闘資材化セシメントスルモノデアリマシテ、正シク決戰態勢ニ突入スル」のであつて、それゆゑ、本要綱では、各省それぞれの關係事項について、「外形的ニ画一的ナル措置方式ヲ定ムル方法」は執らずに、「緊要ナル事項ノ根本」を主にし、その具体案を各省大臣がそれぞれの責任において定め、決戰態勢の確立を図ることとしたのであつた。

しかし、この「内閣總理大臣閣議説明資料案」は修正され、實際に閣議で配布されたのは「内閣總理大臣閣議説明要旨」であつた。次にそれを見てみよう。なお、「内閣總理大臣閣議説明資料案」とこの「説明要旨」との違いであるが、筆者による傍線部分が修正追加の部分、取り消し線の部分が削除の部分である。

内閣總理大臣閣議説明要旨

御手許ニ差シ上ゲテアリマスル「現情勢下ニ於ケル帝國国政運営要綱」ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ説明致シ、併セテ之ガ実行ニ関スル私ノ所信ヲ申シ上ゲタイト存ジマス。

顧ミマスレバ組閣以來、特ニ大東亞戰爭勃發以來、第一線將兵ノ善謀勇戰ニ呼応シテ政府ハ大東亞戰爭遂行ノ為国内ノ態勢ノ強化ニ全力ヲ傾倒シテ參ツタ所デアリマス。而シテ皆様方ノ御努力ニ依ツテ、平時ニ於テハ、到底

出来ナイト思ハレルコトモ、着々実行シテ参ツタノデアリマシテ、此ノ機会ニ於キマシテ、皆様方ノ今日迄ノ御苦心ト御奮闘トニ対シマシテ、衷心ヨリ感謝ノ意ヲ表スルモノデアリマス。

然シ乍ラ、翻ツテ考ヘマスルニ、今ヤ御存ジノ如ク、敵米英ハアラユル犠牲ヲ顧ミズ、短時日ノ間ニ、帝国ヲ圧倒セントスル企図ノ下ニ、其ノ反攻ハ、日一日ト、苛烈ノ度ヲ加ヘテ居ルノデアリマス。

之ニ対処シテ、アラユル障碍ヲ破摧シテ、聖戦終局ノ目的ヲ達成スルガ為ニハ最早従来ノ如キ行キ方デハ、遺憾乍ラ、其ノ目的ヲ達成スルコトハ頗ル困難ト存ズルノデアリマス。即チ此ノ際、一大勇断ヲ敢行シテ、国政運営上ニ思ヒ切ツタ刷新ヲ行ハナケレバナラナイト存ズルノデアリマス。

「現情勢下ニ於ケル帝国国政運営要綱」ヲ提案スル所以ハ、実ニ茲ニ存スルノデアリマス。

本要綱ノ眼目トスル所ハ、統帥ト国務トノ関係ヲ更ニ緊密化シ、雄渾活発ナル戦争指導ノ遂行ヲ期シ、機敏澆刺タル对外施策ヲ行フト共ニ作戦ニ即応シ、国内諸般ノ態勢ヲ徹底的ニ強化シ、最短期間ニ、最大ノ戦力増強ヲ実現セントスルニ在ルノデアリマス。

而シテ統帥ト国務トノ関係及外交ノ施策ニ付テハ、夫レ夫レ関係ノ向ニ於テ成案ヲ急ギツツアリマスルガ、茲ニハ、特ニ国内態勢ノ強化ニ就テ御協議ヲ願ヒタイト思フノデアリマス。

本要綱ニ依ル国内態勢強化方策ノ実行ハ、日本国民ヲシテ悉ク総員戦闘配置ニ就カシメ、大東亜ノ物資ヲ悉ク戦闘資材化セシメントスルモノデアリマシテ、正シク決戦態勢ニ突入スルモノデアリマス。之ガ為ニハ官民一人一人ガ新シク生レ變ツタ気魄ヲ以テ、文字通り完勝ノ一点ニ総力ヲ集中セネバナラナイコトハ謂フ迄モナイ所デアリマス。

此ノ信念ノ下ニ、私自身ト致シマシテモ、決心ヲ新ニシ、從來ノ一切ノ行キ懸リヲ棄テテ、苟クモ国内態勢強化ノ為ニ必要ナル施策ハ、思ヒ切ツテ、之ヲ強力ニ断行スル覚悟デアリマス。皆様方ニ於カレマシテモ、此ノ際、從來ノ官庁ノ伝統、皆様方個人トシテノ行キ懸リニ一切拘泥スルコトナク、新シイ出發点ニ立ツテ、格別ノ決意ノ下ニ、果斷ナル実行力ヲ發揮シテ、戴キタイノデアリマス。

此ノ趣旨ニ基キ、皆様方ヨリ承ハリマシタ、貴重ナル忌憚ナキ御意見ヲ、篤ト参照致シマシテ、私ハ、本要綱ヲ作案致シタ次第デアリマス。

尚本案ニ就テハ、後刻内閣書記官長ヲシテ「要綱」ヲ朗読セシメ簡單ニ説明致サセタイト存ジマスルガ、此ノ際特ニ私ヨリ、二、三ノ点ヲ申シ上ゲマシテ、御審議ノ参考ト致シタイト存ジマス。

此ノ戦局ニ対処スベキ政府ノ態度ト致シマシテ、最モ緊要ナルコトハ、私モ皆様方モ、全ク、同ジ氣持ニナツテ、戦争ニ対スル統一セラレタル認識ヲ以テ、諸般ノ部門ニ亘リ、徹底セル措置ヲ企画シ、之ヲ迅速強力ニ実行スルコトデアリマス。

本要綱立案ノ根本方針モ、茲ニ存スルノデアリマシテ、其ノ具体案ノ立案及実行ニ方リマシテハ、皆様方ハ、必ずヤ私ト同ジク、此ノ根本方針ニ則ツテ、徹底セル措置ニ出デラレルコトト確信シテ居ルノデアリマス。

本要綱ニ於テ、各省夫々ノ關係事項ニ付テ外形的ニ画一的ナル措置方式ヲ定ムル方法ヲ執ルコトナク緊要ナル事項ノ根本ニ付キ、之ヲ定ムルコトトシ、其ノ具体案作成ニ付キマシテハ、各省大臣ガ、夫々ノ責任ニ於テ、策案スルコトト致シマシタ所以ハ、實ニ茲ニアルノデアリマス。

ドウカ、此ノ点ヲ、充分、御含ミノ上、真ニ、時局ニ即応スル如キ思ヒ切ツタ計画ヲ樹テラレンコトヲ切ニ希望

シ、又、期待致シテ居ルノデアリマス。

尚、此ノ点ニ付、一言申添ヘタイト思ヒマスルガ、本要綱ノ実現ノ為ニハ、各種命令、予算等ニ変更ヲ加フベキモノ尠カラザルハ勿論、法律ノ改廢ヲ行フ必要ノアル場合モ、当然、予想セラルルノデアリマス。斯カル場合ニハ、夫々、必要ナル処置ヲ執ツテ、本方策ノ実現ニ、万遺漏ナキヲ期スル所存デアリマス。

従テ、皆様方ニハ、法令、予算等ニ拘束セラルルコトナク、思ヒ切ツタ施策ニ、出デラレ度イノデアリマス。

惟フニ現状ニ於テ、国民ヲ指導シテ、真ニ一億一心総力ヲ昂メ、之ヲ戦争完勝ニ集中シ得ルヤ否ヤハ、政府ガ、今日、茲ニ如何ナル施策ヲ策定シ而シテ如何ニ其ノ施策ヲ、敏速果敢ニ実行スルカト云フコトニ存スルノデアリマス。即チ、本要綱ニ基キ、皆様方ノ立案セラルル具体的計画ノ如何ハ、而シテ又其ノ計画ガ、如何ニ、迅速ニ、力強ク実行セラルルヤ否ヤハ、実ニ、此ノ大東亜戦争完遂ノ成否ヲ決スルモノデアリマス。

従来、幾多施策ノ実行ニ於テ敏速ヲ欠キ、其ノ結果措置機ニ投ゼズ、以テ戦争ノ完遂ニ尠ナカラザル障害ヲ、招来シテ居リマシタルコトハ、遺憾乍ラ、之ヲ認メザルヲ得ナイノデアリマス。

之ハ、要スルニ、我々官民ガ、真ニ戦争ノ要求ニ応ズル頭ノ切り換ヘガ、充分デナイ結果デアリ、而シテ、結局我々閣僚ノ指導、努力ノ足ラナカッタ結果デアリマシテ、此ノ点ニ於テ、深く反省シナケレバナラナイト存スルノデアリマス。即チ、我々ガ思ヒヲ新ニシテ、努力スベキ点ハ、茲ニアルト存スルノデアリマス。

今ヤ、戦局ノ深刻ナル進展ハ、此ノ弊ヲ、従前ノマ、ニ、放置スルコトヲ許サナイノデアリマス。今後、我々ハ、思ヒヲ新タニシ、全力ヲ尽シテ、率先、事ニ当リ、此ノ弊ヲ芟除シ、真ニ、決戦態勢ノ確立ヲ期シ、部下ノ指導ニ、万遺憾無キヲ期セラレ度イノデアリマス。

最後ニ、一言致シ度イト存ジマスルガ、先程触レマシタ通り、敵米英ノ反攻ハ、日ニ日ニ熾烈ノ度ヲ加ヘ歐洲ノ情勢、必ズシモ枢軸ニ有利ナラズ、戦局ノ前途ハ、愈々多事ナラントシテ居ルノデアリマス。

然シナガラ、今次聖戦ノ本質ニ鑑ミ、又、光輝アル我国体ニモ鑑ミ、更ニ又、我が国民ノ尽忠報国ノ伝統ニモ鑑ミ、又、現実大東亜ニ於ケル、戦局推移ノ状況、彼我、攻防ノ大勢ヲ達觀シテ、私ハ愈々必勝ノ信念ヲ堅ク致シテ居ルノデアリマス。而シテ、此ノ重大戦局ニ臨ミ、勇断、克ク、本要綱ヲ、文字通りニ、具現スルニ於テハ、帝国ノ究極ノ勝利ハ、益々確實ナルコトヲ私ハ信ジテ疑ハナイノデアリマス。

以上ヲ以テ一応私ノ説明ヲ終リマスルガ、本要綱ハ、是非トモ本日中ニ、之ヲ決定致シ度イト存ジマス。

而シテ之ニ基ク各省ノ具体案ハ来ル、廿六日正午迄ニ、内閣書記官長ノ許ニ御送付願フコトトシ、其レヲ基礎ト致シマシテ九月三十日迄ニ内閣ニ於テ、夫々関係各庁ト打合せ之ガ実行計画ヲ、総括立案致シ度イト存ジマス。

(内閣書記官長ノ朗読説明)

只今ヨリ審議ニ移リ度イト存ジマス。皆様方ノ御意見ヲ充分承リ度イト存ジマス。⁽²⁾

修正され配布されたこの「内閣総理大臣閣議説明要旨」について言えば、下線部分「尚、此ノ点ニ付、一言申添ヘタイト思ヒマスルガ、本要綱ノ実現ノ為ニハ、各種命令、予算等ニ変更ヲ加フベキモノ尠カラザルハ勿論、法律ノ改廃ヲ行フ必要ノアル場合モ、当然、予想セラルルノデアリマス。斯カル場合ニハ、夫々、必要ナル処置ヲ執ツテ、本方策ノ実現ニ、万遺漏ナキヲ期スル所存デアリマス。従テ、皆様方ニハ、法令、予算等ニ拘束セラルルコトナク、思ヒ切ツタ施策ニ、出デラレ度イノデアリマス」が重要である。すなわち、本要綱に基づいて具体案を策定、その具体

案の実行にあたり、各種命令、予算等に変更を加えなければならない場合、また法律の改廃を必要とする場合があるとしても、それらに拘泥することなく、思い切った施策を策定してほしいと要請したことである。決戦態勢を確立し、それによつて聖戦完勝を期する東条の並々ならぬ決意がここに示されていると言える。

さて、閣議に供された「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱案・国内態勢強化方策案」は、審議の結果、これも当初の内容に修正がかなり加えられているので、ここでは、修正を経て決定された「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱・国内態勢強化方策」を採り上げることにする。

極秘^(印)

現情勢下ニ於ケル国政運営要綱案

方針

内外ノ現時局ニ鑑ミ悠久ナル国体概念ニ徴シ愈々必勝ノ信念ヲ堅ウシ、各種ノ施策ヲ完勝ノ一点ニ集中シ、以テ、聖戦目的ヲ完遂セントス。

之ガ為

- 一、統帥ト国務トノ関係ヲ更ニ緊密化シ、其ノ間ニ寸隙ナカラシメ、雄渾活発ナル戦争指導ノ遂行ヲ期ス。
- 二、雄渾活発ナル作戦ニ即応シ国内諸般ノ態勢ヲ徹底的ニ強化ス。
- 三、戦争完遂ノ一翼トシテ機敏澁刺タル外交ヲ行フ。

国内態勢強化方策

第一、国内態勢強化ノ目標ヲ左ノ諸点ニ置ク。

一、官民ヲ挙ゲテ常ニ今次聖戦ノ本義ニ徹セシムルト共ニ、其ノ容易ナラザル大業ナルコトヲ覚悟セシメ、愈々必勝ノ信念ヲ以テ、不屈不撓、尽忠報国ノ誠ヲ致サシム。

二、国力ヲ挙ゲテ軍需生産ノ急速増強ヲ図リ、特ニ航空戦力ノ躍進的拡充ヲ図ル。

三、日滿ヲ通ズル食糧ノ絶対的自給態勢ヲ確立ス。

四、国内防衛態勢ノ徹底強化ヲ図ル。

第二、国内態勢強化ノ為特ニ執ルベキ方途左ノ如シ。

一、今次聖戦ニ対スル思想ヲ確立シ、民心ノ作興ヲ期シ、国内言論ノ指導ヲ強化スルト共ニ、国内諸般ノ取締ヲ強化シ、苟モ国論分裂ノ虞アル者ニ対シテハ徹底的ノ措置ヲ構ズ。

二、行政運営ノ決戦化ヲ図ル。

之ガ為

(イ) 政務執行ノ敏速化ノ徹底ヲ図ル。

(ロ) 中央各庁業務ヲ徹底的ニ地方庁ニ移譲スルト共ニ地方行政ノ簡素敏活ヲ図リ尚ホ地方行政協議会ノ機能ヲ強化ス。

(ハ) 予算ノ徹底的單純化。

(ニ) 官庁事務ノ徹底的簡素化就中許可認可事項ノ整理特ニ重要企業ニ対スル書類監督制ノ廃止、監督系統簡易化、決戦ニ不必要ナル行政事務ノ廃止ヲ徹底的ニ行フ。

(ホ) 行政機構ヲ整理シ、其ノ徹底的簡素化ヲ図ルト共ニ、決戦行政遂行ノ態勢ヲ整ヘシム。

- (ヘ) 作業庁ノ施設竝ニ人員ノ能率ノ徹底向上ヲ図ル。
- (ト) 前各号ニ関聯シ、再ビ官庁人員ノ大巾縮減ヲ行フ。
- (チ) 重要生産ニ対スル軍官発注ノ統一ヲ図ル。
- (リ) 一層官紀ノ肅正ヲ図リ、之ガ為必要ナル措置ヲ講ズ。
- (ヌ) 官庁執務ノ決戦化ヲ図ル。

(註) 時間ノ絶對的勵行、土曜半体制ノ廢止ヲ行ヒ、且昼夜ヲ通ジ、又休日ト雖モ、官庁ノ機能ヲシテ
斷続ナク運行セシムル如ク措置ス。

三、国民動員ノ徹底ヲ図ル。

之ガ為

- (イ) 一般徵集猶予ヲ停止シ理工科系統ノ学生ニ対シ、入營延期ノ制ヲ設ク。
理工科系統ノ学校ノ整備拡充ヲ図ルト共ニ法文科系統ノ大学、専門学校ノ統合整理ヲ行フ。
普通教育ノ為ニ必要ナル教員ノ確保ヲ図ルト共ニ其ノ採用ニ付テハ広く適材ヲ得ルノ措置ヲ講ズ。
- (ロ) 徵集徵用ノ範圍ヲ拡大普遍化シ、特種技術ヲ掌ル者以外ノ除外例ヲ撤廢ス。
- (ハ) 女子ノ動員ヲ強化ス。
- (ニ) 速ニ勤勞配置ノ適正ヲ図ル。
- (ホ) 停年制ヲ撤廢スル等各職域ニ於ケル年齢ノ制限ヲ撤廢シ高齢者ノ活用ヲ図ル。
- (ヘ) 第二、九、一〇項ニ基ク官庁等ノ整理ニ依リテ、生ズル所ノ人員ハ、綜合的計畫ノ下ニ、悉ク、之ヲ

戦争遂行ニ参与セシム。

(ト) 義務教育八年制ヲ引続キ延期ス。

四、国内防衛態勢ノ徹底強化ノ為、特に左ノ方途ヲ執ル。

(イ) 国内防衛行政ノ統一の運営ヲ図ル。

(ロ) 国家重要ノ地区、軍事上重要ナル施設並ニ軍事上重要ナル工場、鉱山ニ対シ極力防空ヲ強化ス。

(ハ) 帝都及重要都市ノ防衛ヲ全クスル為ニ之等ノ都市ニ於ケル官庁工場、家屋等ニ対シ必要ナル整理ヲ行フ。

之ガ為官庁ハ率先シテ措置ヲ講ズ。細目ハ別紙ノ如シ。

公共団体、各種外廓団体、各種統制機関、統制会社等ハ官庁ニ準ジ、所要ノ整理ヲ行フモノトス。

(ニ) 前号ニ関聯シ、速ニ官庁其ノ他ノ機構並ニ人員ノ地方分散ノ綜合的計画ヲ樹立実行ス。

(ホ) 民間ノ企業整備ヲ促進シ、官庁ノ整理ニ準ジテ、帝都及重要都市ニ於ケル家屋店舗ノ整理ヲ行フ。

五、重要企業ノ国家性ヲ経営上更ニ明確ナラシメ生産責任制ヲ確立セシムル如ク諸般ノ措置ヲ講ズ。

六、海陸輸送ノ一貫的強化ヲ図ル。

七、租税及国民貯蓄ヲ更ニ強化シ徹底的ニ資金ノ戦力集中ヲ図リ其ノ効果ヲ最大限ニ發揮セシム。

八、価格及配給制度ノ徹底の簡素化ヲ図ル。

九、各種外廓団体ハ官庁ニ準ジ之ヲ整理シ及業務ノ運営ニ徹底の刷新ヲ図ル。

一〇、各種統制機関並ニ統制会社等生産第二線部面ニ対シ徹底的の整理ヲ行フト共ニ其ノ業務及事務ニ付キ、官

庁ニ準ジテ徹底的刷新ヲ行ヒ、其ノ人員ヲ縮減ス。

備考

方針一、及三、ニ関スル方策ニ付テハ別途考究ス⁽³⁾

最初に準備されていた「内閣総理大臣閣議説明資料案」およびそれを修正し閣議に供された「内閣総理大臣閣議説明要旨」に即して、「要綱（案）」の方針がまず提示されていることも明らかである。次いで、この方針をふまえ第一に「国内態勢強化ノ目標」として、①「必勝ノ信念」をもって「不屈不撓、尽忠報国ノ誠」を尽くすこと、②「軍需生産ノ急速増強」、特に「航空戦力ノ躍進的拡充」を図ること、③「日滿ヲ通ズル食料ノ絶対的自給態勢」の確立が指される。第二に、国内態勢強化の方策として、行政運営の執るべき「方途」が、第二の一の思想統制をはじめとして各省庁の行政運営に関する「方途」として具体的に列挙される。注目すべきは、第二の三の「国民動員ノ徹底ヲ図ル」である。

その(イ)の方途には、「一般徴集猶予ヲ停止シ理工科系統ノ学生ニ対シ、入営延期ノ制ヲ設ク。理工科系統ノ学校ノ整備拡充ヲ図ルト共ニ法文科系統ノ大学、専門学校ノ統合理ヲ行フ」とあった。これこそ、本稿の課題である教育の領域における決戦態勢の具体的措置方策にはかならないのである。まさしく国民総動員の徹底化を図る具体策として、兵員の補充・確保のための対象として「学徒」の徴集猶予延期の特別待遇をなくすことが意図されていた。

九月二一日、「現情勢下ニ於ケル国政要綱・国内態勢強化方策」が閣議決定されると、直ちに内閣書記官長より、各省大臣・法制局長官・情報局総裁・企画院総裁・賞勳局総裁・統計局長・技術院総裁・特許局長官・中央航空研究

所・枢密院書記官長・会計検査院長・行政裁判所長官・貴衆両院書記官長その他の部署に、要綱の実行案としての関係事項に関する措置案を、機密扱いとして九月二六日正午までに提出するようにとの命令が伝えられた。

二 官民に告ぐ

東条首相は、閣議決定の翌九月二二日、ラジオ放送で、政府が「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱・国内態勢強化方策」を定めたことについて、その主要な内容、政府の決意を国民に披瀝している。放送内容は、「官民に告ぐ」と題されて、情報局編輯の『週報』第三六三号、九月二九日号に掲載された。資料中の疑義にはその傍らに（ママ）を付した。

官民に告ぐ

諸君、一昨年十二月八日、謹みて大詔を奉戴し、皇国の自存自衛のため、一億国民が蹶然起ち上りましてから今日に至るまで、作戦において、はたまた建設において、着々進めつゝある巨大なる歩みは、正に世界歴史にその比を見ざるものであります。御稜威の下、我が肇国の大理想がかくも力強く、大東亜の天地に、昭に実現せられつゝありますることを目のあたりに見まして、大業翼賛の光榮を担ふ我々臣民は、まことに感激に堪へない次第であります。

顧みまするに、政府は組閣以来二年に垂んとし、特に大東亜戦争勃発以来、第一線将兵の善謀勇戦に呼応致しまして、大東亜戦争遂行のため、国内態勢の強化につきましては、あらゆる努力を傾倒して参つたのであります。

しかもこれが実施に当りましては、一億官民の自発的に盛り上る忠誠奉公の精神を基調と致して参つたのであります。この間、国民諸君は、官民の別なく、刻々に変転する事態に対応し、よく各種の困難を突破して、あらゆる努力を続けて来られたのであります。国民諸君のこの並々ならぬ御苦心と御奮闘とに對しましては、私はこの機会に、衷心より感謝の意を表するものであります。

今次大東亜戦争の遂行に當り、我々一億国民は、常に必勝の信念を堅持すると共に、いよ／＼不屈不撓、あくまでも強靱なる闘志を以て、何処までも戦ひ抜き、勝ち抜く牢乎たる決意を有してをるのであります。もとより、この大戦争の目的を完遂せんがためには、尋常一様の覚悟を以てしては、容易にその結末を求むることの出来なことは、開戦劈頭より、既に我々の齊しく覚悟してをつたところであります。

今や敵米英は、予期せる如く、あらゆる犠牲をも顧みず、短時日の間に、帝国を圧倒せんとして頻りに反攻の挙に出で、戦局は日一日と苛烈の度を加へてをるのであります。一億国民が決意を新たにし、あらゆる職域において、あらゆる私生活において、一大勇断を以て、すべてを挙げて戦争完勝の一点に集中すべき緊急の時機は到来したのであります。

惟ふに、危急に際して敢然として奮起し、欣然として一切を大君の御為めに捧げまつる尽忠の至誠こそは、日本国民の特性であり、皇国必勝の根源であります。三千年來、日本国民が、断乎として幾多の外敵を一掃し、敵として光輝ある国体を擁護することのできましたのは、実にこれあるがためであります。

今こそ、一億国民が宣戦の大詔を奉戴せし彼の日の感激を以て、再び奮起するの秋は来つたのであります。この感激、この奮起あつてこそ、大東亜戦争の完勝は、いよ／＼確実となるのであります。

こ、においてか、政府は、国政運営上に思ひ切つた刷新を敢行し、今後ますます統帥と国務の関係を緊密化して、雄渾活発なる戦争指導の遂行を期し、機敏澁刺たる対外施策を行ふと共に、作戦に即応して、国内諸般の態勢を徹底的に強化し、以て専ら戦力の急速にして、しかも画期的なる増強を図らんことを決意するに至つたのであります。

しかししてこの際、政府が断行せんとする国内態勢強化の目標と致しますところは、官民を挙げて常に悠久なる国体觀念に徹し、今次聖戦の本義に鑑み、いよ／＼必勝の信念を以て、不屈不撓、尽忠報国の誠を致さんとする強靱なる精神力結集の下に、国力を挙げて軍需生産の急速増強、特に航空戦力の躍進的拡充を図り、日滿を通ずる食糧の絶対的自給態勢を確立し、また国内防衛態勢の徹底強化を図る点にあります。もとよりこれ等の諸点は、従来よりも政府の施策として最も力を致してきたものであります。特にこの際、これを取り上げる所以のものは、現下内外の情勢に対処し、特に時、一刻の遷延をも許さざる時の重要性に鑑み、所要の施策の急速にして徹底せる実行を期せんとするにありてあります。

この目標に到達するために、政府が今回特に執らんとする方策の主要なるものについて、以下申し述べたいと存じます。

その第一は、行政運営の決戦化を図ることでありてあります。

行政運営につきましては、今日まで幾度か所要の措置を執り、特に行政簡素化については、さきに相当大規模にこれを実行致したのであります。

しかしながら翻つて惟ひまするに、今日の戦局の段階におきましては、機に臨み、変に応じて官庁が全責任を

以て敏速果敢に処断すると共に、国民をして縦横にその全能力を發揮せしむるの必要を痛感するに至つたのであります。

こ、におきまして、それ／＼各官庁におきましては、徹底的に自己反省を行ひ、官吏それ自体において先づ進んでその頭の転換を行ひ、各々責任観に徹して、思ひ切つて自己の職責の遂行に邁進することを必要とするのであります。これがため政府は、決戦下苟くも省略し得る事務は必ずこれを省略し、整理し得る官庁は必ずこれを整理し、不用の拘束は速かにこれを撤廃し、再び大幅の人員縮減を行ふ等、真に簡素にして強力なる純乎たる決戦態勢を具現し、以て機敏適切なる行政運営を期することと相成つたのであります。しかして、これが具体化につきましては、他の重要な方途と共に昨日（九月二十一日）の閣議において、これを徹底的に行ふことに決定したのであります。各省においてはその方針に基づき、直ちに思ひ切つた具体案の作成に着手し、近き将来においてその成案を得て、強力にこれが実行の運びに至らんとしてをるのであります。

その第二は国民動員の徹底を図ることです。

現下の戦局に対処し、第一線の戦力を更に増強し、作戦の要求に即応して生産の飛躍的増強を図らうがためには、国民動員に関し徹底せる措置に出づるを必要とするに至つたのであります。これがため政府は、国民動員につき各般の緊急対策を執り、特に学生生徒の動員に関し画期的措置を講ずることと致したのであります。予てより殉国の至情抑へ難き青年学徒の念願に応え、政府はこの際、これ等学徒をして直接戦争遂行に参与せしむることに方針を決定したのであります。

今や重大戦局に直面し、将来国民の中核となり、国民の指導者たるべき青年学徒が、他の同僚に伍して、身を

挺して敢然祖国の難に赴くの秋は到来したのであります。

もとより学問の保持向上、特に戦争遂行に当面、必要なる理工科等の部門における教育の維持に関しては、その万全を図るものであります。また徴集猶予を停止せらるべき学生生徒に対する諸般の措置に関しても十分考慮致してをりますることは、申すまでもないところであります。

学徒諸君、征くものも、また残るものも、よく国家の要求に徹し、それ／＼の分野において、戦争完遂に渾身の力を致し、以て決戦下、帝国青年の意気とその実力とを遺憾なく示して戴きたいのであります。

その三は国内防衛態勢の徹底強化を図ることであります。

今日、防空を主とする国土防衛、なかんづく帝都および重要都市の防衛のために万全を期すべきは、もとより当然のことであります。

しかして、これがためには官庁、工場、家屋等の必要なる整理を行ふと共に、不必要なる人員の減少を図る等の徹底せる措置を講ずる必要があります。

この見地に立ちまして政府は、先づ官庁が率先してこれが実行に当るの必要を認め、官設工場の業務を地方工場に移して、これを廃止し、また諸官衙、学校等の整理を行ふと共に、決戦下、帝都および重要都市に存置するを必要とせざる官庁の地方移転を行ふことに決定した次第であります。

この際とくに強調致したいと存じますが、政府は帝都にある官衙等の整理、地方移転につき、積極的に迅速なる措置に出でんとする所以のものは、実に輦轂の下、帝都の防衛に万全を期せんとするにあるのであります。民間におきましても国内防衛態勢の徹底強化の方針を体し、欣然としてこれに協力し、積極的に戦争遂行に寄与

せられんことを期待するものであります。

その第四は各種外廓団体、統制機関、統制会社等、生産第二線部面に対し、その整理を行ふと共に、その業務につき、官庁に準じて徹底的刷新を行ひ、人員の縮減を図ることでありませう。

蓋し、これ等の組織は、その必要に基づいて生れ、時代の変遷に伴ひ發展して参つたものであります。現下の戦局に臨みましては、その重要性につきましても變動を生じ、また、その運営の上におきましても、刷新を要する点少からざるものがあります。この際、これ等の組織は十分反省して、現下戦局に対処し、戦争遂行上の切なる要求に応じて、一大刷新を図らなければならぬのであります。

この点に鑑みまして、この際、政府はこれ等に対しても相当思ひ切つた措置をとる所存であります。

第五に、海陸輸送の一貫的強化、価格および配給制度の徹底的簡素化等を図り、以て現在の弊を一掃して、戦力増強の上に飛躍的貢獻を致さんとするものであります。

これ等の点に関し、今後政府は、統制を強化すべきものはこれを強化すると共に、反面、不必要なる統制はこれを撤廃し、国民の明朗にして澆刺たる気分の昂揚を図り、苟くも官庁における事務上の便否に藉口して徒らなる拘束を行ふことは、この際断じて撤廃せんとするものであります。

以上申述べましたる措置は、今日までの経験に鑑み、しかも、現下戦局の緊急なる要求に基づき、苟くもその能力を發揮し得べきものは積極的にこれを促進し、必要と認めらるゝものは果断にこれを実行し、弊害ありと認めらるゝものは、徹底的にこれを排除せんとする政府の牢平たる決意に出でたるものであります。

もとよりこれが実施に当りましては、各方面に対し少からざる影響を与ふべきことは、想察するに難からざる

ところであります。しかしながら、勝たんがためには、万難を排してこれを強力に断行しなければならぬのであります。政府は、従来の官庁の伝統に提はれず、一切の行懸りに拘泥することなく、新しい出発点に立つて、格別の決意の下に、必ずこれを断行せんとするものであります。

私は官民諸君が、この政府の意のあるところを体し蹶然として奮起し、敢然として政府に協力せられんことを切に要望するものであります。今や第一線におきましては、皇軍将兵は血みどろの決戦を続けつゝあるのであります。銃後にあるわれ々もまた、今日までの努力、並びにその成果に安んずることなく、更に思ひを新たにし、銃後の備へを固くし、皇軍将兵をして、その力を遺憾なく發揮せしむることを期せねばならないのであります。

諸君、真に決戦段階に突入せる今日、一億国民諸君は官民を問はず一人残らず総員戦闘配置に就き、以て完勝の一途に邁進せられたいのであります。私は官民諸君が必ずやこれに応じて立ち上がり、比類なき忠誠心の下、非凡の力を發揮して世界を驚倒せしむる大成果を挙ぐることを確信するものであります。

最後に、重ねて一言致したいと存じます。

敵米英の反攻は、日にく熾烈の度を加へ、戦局の前途はいよく多事ならんとしてをるのであります。

しかしながら、光輝ある我が国体の下、正義の戦ひは必ず勝つのであります。破邪顕正の戦争は必ず勝つのであります。東亜の禍根を芟除して、東亜永遠の平和を確立し、以て帝国の光栄を保全せんがために起ち上がった今次聖戦に勝利の栄冠は必ず皇国の上に輝くのであります。しかして大東亜戦争勃発以来今日までの経過に鑑み、また現実大東亜における彼我攻防の大勢を達観致しまして、私はいよく必勝の信念を堅くしてをるものであります。況んや戦局の現段階を転機として、政府が勇断よく一切の過去の経緯を一擲して、新たに出発せんとする

以上の施策が最も強力に、且つ迅速に実行せられ、これに呼応して官民諸君がいよ／＼没我の奉公心を以て欣然として奮起協力するにおきましては、我等の前途には勝利あるのみであります。

こゝに政府の決意を披瀝し、官民諸君と共に必勝の確信の下、飽くまでも烈々たる闘志を以て、戦ひ抜き、勝ち抜き、以て 聖慮を安んじ奉らんことを誓ふ次第であります。

終わりに臨み、遙か歐洲の天地において、よく帝國と緊密なる提携の下、赫々たる戦果を挙げつゝあるドイツその他の盟邦諸國の御健闘を祝し、且つ満洲國、中華民國、タイ國及びビルマ國並びに大東亞諸民族共同目的達成のため帝國に寄せられつゝある協力に対しまして、深甚なる敬意と謝意とを表すると共に、いよ／＼その興隆を祈つて私の放送を終りたいと存じます。⁴

『週報』によれば、東条首相は国民に次のように語りかけたとされる。

戦局が苛烈となつてゐる今こそ、「一億国民」はいっそう「決意を新たにし、あらゆる職域において、あらゆる私生活において、一大勇断を以て、すべてを挙げて戦争完勝の一点に集中すべき緊急の時機」が到来したと国民を鼓舞し、これまで国難に見舞われたときに發揮されてきた「尽忠の至誠」こそが「皇國必勝の根源」であり、それによって「光輝ある国體」を擁護することができたとであると告げる。

さらに続けて、閣議で決定した国内態勢強化方策の目標とするところは、「国力を挙げて軍需生産の急速増強、特に航空戦力の躍進的拡充を図り、日滿を通ずる食糧の絶対的自給態勢を確立し、また国内防衛態勢の徹底強化を図る点にある」と述べる。

そして、これらの目標を達成するための主要な方策すなわち措置について、その第一は、行政運営の決戦化を図ること、その第二は、国民動員の徹底を図ること、その第三は、国内防衛態勢の徹底強化を図ること、その第四は各種外廓団体、統制機関、統制会社等、生産第二線部面に対し、その整理を行ふと共に、その業務につき、官庁に準じて徹底的刷新を行ひ、人員の縮減を図ること、その第五は、海陸輸送の一貫的強化、価格および配給制度の徹底的簡素化等を図ることであり、以て現在の弊を一掃して、戦力増強の上に飛躍的貢献を致さんとするものでありますと、五点を列挙する。

今や決戦段階に突入しているのであるから、「一億国民諸君は官民を問わず一人残らず総員戦闘配置に就き、以て完勝の一途に邁進せられたい」と語る首相の言葉には、本来なら悲壮感が漂っていてもおかしくはないのであるが、そのようなものは微塵も感じさせない。それどころか、官民が「比類なき忠誠心の下、非凡の力を發揮して世界を驚倒せしむる大成果」を挙げることを確認していると表明していて、「光輝ある我が国体の下、正義の戦ひは必ず勝つ」、「破邪顕正の戦争は必ず勝つ」、「我等の前途には勝利あるのみ」という勇ましい言辞とは裏腹に、空疎な響きが感じられるのである。

それはさておき、大学人にとっては、この東条首相が発表した「国内態勢強化方策」の第二「国民動員ノ徹底ヲ図ル」の内容は重大であった。明治大学の一教員は、そのころの日記に、次のように記している。

前夜(二一日の夜―筆者注)ラジオが突如として明晩の番組を変更して東条首相の放送があると報じたのではは思ひ(略)定刻前から帰宅してラジオに耳を傾けて居ると、果然予想以上に重大な国内体制の変革が発表せら

れた。就中強く耳朶を打つたのは学生生徒の徴兵猶予の停止、文科系統大学の教育停止、理科系統教育の拡充整備、文科系統学校の統合理を断行すると云ふことであつた。固より決戦下での重大国策である以上国家之至上命令に従ふのみであるが、猶予中の子弟を持たれた親たちは嘸かし愕然としたであらう⁽⁵⁾

ここで問題となるのは、『週報』の「官民に告ぐ」にあるように、国民動員の徹底を図る方策としての徴兵猶予の停止が語られたことは明白であるが、日記にあるところの「文科系統大学の教育停止、理科系統教育の拡充整備、文科系統学校の統合理」については、放送内容の採録から、カットされていることである。

既に見たように、閣議決定された「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱・国内態勢強化方策」の第二の三の(イ)として、「一般徴集猶予ヲ停止シ理工科系統ノ学生ニ対シ、入営延期ノ制ヲ設ク。理工科系統ノ学校ノ整備拡充ヲ図ルト共ニ法文科系統ノ大学、専門学校ノ統合理ヲ行フ」ということが明記されていた。したがって、東条首相のラジオ放送でも、まさに日記の記述からも明らかなように、実際にこれらのことが語られていることは間違いない。

それにも関わらず、『週報』からこれらが除かれているのは、何を意味しているのであろうか。いやしくも内閣総理大臣のラジオ放送である以上、採録からの除外は、単純なるミスではありえず、意図的な何か思惑があつてのことだったのであろうか。

その意味で、上記の日記の続きを見てみよう。

（ラジオ放送の―筆者注）翌日昼間の講義はなかつたけれども朝早く学校に行つた。皆今日からでも学校が閉鎖

になる様な顔をして、仕事も手に付かぬらしい。直ちに平常通り授業をなす様命じ、まだ具体的なことが何も解らぬのだから寄々協議をしたところで無駄であり、追て文部省より達しがあるまで従来通り落ち付いてやれと激励し、学生にもその旨諭した。

発表が余りに唐突だったのと何等具体的方法が示されないの、父兄の周章方は想像の外で諸方面から櫛の齒の如くに問合せがあるが、全然政府案の内容を窺知し得ざる為め答へようがない。恐らく十月に入つてから漸次指示があるものと推測される。学生も戦時学徒として覚悟はして居るもの、何かと興奮してゐる。盛に憶測が飛び出し、流言蜚語も伝はり、法文経大学は一校になって了ふとか、松本や甲府辺りの田舎へ移転を命ぜられるとか種々雑多なことが云ひ触らされてゐるが、どれも之も信を措くに足らぬ。最悪の場合には、学校に半生を捧げた専任教授の退職に関して万全の方途を講ずべきことを理事者に報告して、夜九時帰宅した。⁶⁾

理工科系統の大学の整備拡充はともかく、法文科系統の大学の「統合整理」の方針が放送で伝えられた衝撃の程がこの日記の記述からも伝わってくる。まさに具体的な内容が示されていないことが様々な揣摩憶測を生み、「法文系大学は一校になって了ふ」のではないか、東京から地方への移転命令がくるのではないかといった流言飛語が飛び交っていたことが知られる。

『週報』が文科系大学の「統合整理」を採録から除外したのは、穿った見方をすれば、方策の具体的措置内容が未決定の段階で、このような動揺が急速に広がっていくとすれば、「統合整理」実施が困難となるような事態が予測される、すなわち、「統合整理」への異論・反対の声が相次いで高まることを懸念したからではないかとも思われる。

しかしながら、九月二九日号の『週報』には、「国内態勢強化方策」も同時に収録されているのであり、『週報』を参照すれば、このような方策が執られることも明らかとなるのであるから、必ずしも意図的に除外したということにはならないかもしれない。

三 教育二関スル戦時非常措置方策

国内態勢強化方策では「一般徴集猶予を停止し、理工科系統の学生に対し、入営延期の制を設く。理工科系統の学校の整備拡充を図ると共に、法文科系統の大学専門学校の統合理を行ふ」と示されていた。

政府は九月二六日正午までに具体的措置案を策定するよう各政府部門に命じていたが、文部省における教育に関する措置案の提出については、期限までに間に合わせる事ができず、二週間後の一〇月一日に漸く内閣に措置案を提出し、内閣の審議・議決を求めた。

すなわち、文部大臣子爵岡部長景より内閣総理大臣東条英機宛に「教育二関スル戦時非常措置実施ノ必要ヲ認め別紙方策案ヲ具シ閣議ヲ請フ」たのである。

文部省は、「教育二関スル戦時非常措置方策案」について、参考資料として、次のような趣意書を作成しているので、その本文を見てみよう。

参考

「教育ニ関スル戦時非常措置方策」趣意書

第一 方針

- 一、本件実施ニ当リテハ一般国民ニ対シテ今次ノ大戦ガ精神力ト科学力ノ戦ニシテ之ガ完遂ノ為ニハ教育ノ最モ重要ナルコトヲ一層徹底セシメ苟モ教育軽視ニ陥ラシメザルヨウ留意スルコト
 - 二、本件実施ニ当リテハ国民思想ニ及ボス影響ノ絶大ナルモノアルヲ考慮シ学校関係者乃至国民一般ニ与フル衝撃ヲ努メテ緩和シ漸次整備ノ手段ヲ講ズルコト
 - 三、今回ノ徴集猶予停止ノ処置ハ専ラ軍事上ノ必要ニ基クモノナルコトヲ確認シ労務上ノ要求ノ為ニハ学校報 国隊ノ組織ニ於テ勤勞セシムルモノナルコトヲ明カニスルコト
- 右方針ノ下ニ第一次措置ト第二次措置ニ分チ実施スルモノトス
- 第一次措置ニ於テハ徴集猶予ノ停止ニ伴フ緊急措置ニ止メ漸次第二次措置ヲ実施スルモノトス
- 第二次 措置
- 甲、第一次措置要綱
- 一、徴兵検査合格者ニ対シテモ入営時期マデハ従前ノ如ク学業ヲ継続セシムルコト
 - 二、徴兵検査合格者ニシテ昭和十九年九月卒業予定ノ者ニ対シテハ可成入営時期マデニ卒業ノ資格ヲ与へ得ルガ如ク臨時特別ノ措置ヲ講ズルコト但シ此ノ場合ニ於テハ補講其ノ他ノ方法ニ依リ学力ノ低下ヲ極力防止スルモノトス
- 三、前項以外ノ者ニ付テハ除隊後ハ相当学年ニ必ず復帰シ得ルヤウ措置スルコト

四、高等学校又ハ大学予科ニ在学スル者ニシテ第二項ニ該当スル者ニ付テハ入営時期マデニ適當ナル方法ニ依リ除隊後入学スベキ大学ヲ決定シ置クコト

五、徴兵検査ノ結果入営セザル者ハ従来通学業ヲ継続セシムルコト

六、教職員ニ付テハ当分ノ内其ノ整理ハ之ヲ行ハザルコト之ガ為私立学校ニシテ教職員ノ俸給支弁不能ナルモノアル場合ニ於テハ一定時期マデハ其ノ補給の助成ヲ為スコト

乙、第二次措置要綱

一、男子専門学校ニ付テハ徴兵適齡マデニ必要ナル専門ノ學術技芸ヲ授ケタル上卒業セシムル為三年制ヲ原則トシ此ノ為ニ昭和十九年度ヨリハ中等学校第四学年修了ヲ以テ入学資格トスルヤウ改ムルコト

二、法文科系男子専門学校ノ統合理理ニ付テハ国ニ於テ適正ナル人的配置計画ヲ樹立ノ上之ニ即応シテ行フモノトシ之ガ実施ニ当リテハ防空的の見地ヲ加味シテ教育的の見地ニ立チ之ヲ行フコト

三、女子専門学校ハ其ノ教育内容ヲ改正シ男子ノ職場ニ代ルベキ職業教育ヲ施スコト

四、高等学校及大学予科ノ文科ニ現ニ在学中ノ者ニ対シテハ大学ノ理工科系統ノ学部ヘモ受験シ得ル途ヲ開キ昭和十九年度ニ於テハ文科ノ募集ハ少数ニ止メ他ハ理科ニ転換セシムルコト但シ昭和二十年度以降ニ於ケル文科ノ募集人員ハ戦局ノ推移ニ応ジテ毎年之ヲ定ムルモノトス

五、大学ノ法文科系統ノ学生ニシテ徴集セラレザルモノノ教育ニ付テハ学科ノ種類、防空的の見地等ヲ考慮シテ適當ナル校舎ニ集合セシメテ之ヲ実施スルコト

六、収入ノ激減ニ依リ経営困難トナリタル私立大学ニ対シテハ差シ当リハ其ノ教職員ノ俸給支弁不能ノ限度ニ

於テ国ガ之ヲ助成スルモ漸次専門学校ヘノ轉換ヲ勸奨スルコト

七、私立大学トシテ存置セシムルモノハ法文科系統ト理工科系統タルトヲ問ハズ官立大学ノ施設内容ニ劣ラザルモノノミニ止ムルヤウ措置スルコト

八、前項ノ処置ノ結果徵集解除後復校セントスル学生ニシテ其ノ母校ヲ失ヒタル者ニ付テハ夫々該当学科ヲ有スル官立大学ニ収容スルコト

九、理工科系統ノ学校ノ整備拡充ノタメ法文科系統ノ学校ニシテ轉換可能ノモノハ之ガ実現ニ努メ私立学校ニ對シテハ其ノ轉換ニ付之ガ助成ヲナスコト

一〇、私立学校ニシテ整理ヲナスモノニ関シテハ国ニ於テ補償其ノ他適當ナル処置ヲ講ズルト共ニ其ノ教職員ニ付就職ノ斡旋其ノ他万全ノ措置ヲ講ズルコト

一一、大学院ノ特別研究生制度ニ付テハ一層之ガ拡充強化ヲ図ルト共ニ法文科系統ノ大学学部ト雖モ普通教育ノ為ニ必要ナル教員ノ養成ヲナスモノニ付テハ理工科系統ノ学生ト同様ニ其ノ卒業マデ入営ヲ延期スルコト

一二、入営延期ヲナス学校ノ卒業生ニ付テハ計画的ナル適正配置ヲ行フト共ニ軍ノ服務ニ関シ適當ナル調整ヲ加フルコト

一三、男子商業学校ニ付テハ極力工業学校、農業学校又ハ女子商業学校ニ轉換セシムルコトトシ、然ラザルモノハ昭和十九年度ニ於テハ取り敢ヘズ生徒募集ヲ停止セシムルコトトシ昭和二十年度以降ハ戦局ノ推移ニ応ジ方針ノ決定ヲナスコト

一四、中学校、高等女学校ニ付テハ昭和十九年度ハ生徒定員ノ増加ヲ為サザル方針ヲ採リ全国ヲ通ジ概ネ前年度入学定員ヲ超エシメザルコトトシ昭和二十年度以降ハ戦局ノ推移ニ応ジ毎年方針ヲ決定スルコト

一五、工業学校、農業学校、女子商業学校ハ之ヲ拡充スルコト

一六、青年学校ニ付テハ座学ハ極力之ヲ縮減スルト共ニ職場ノ実情ニ即シテ生産増強、戦力ノ増進ニ資スル如ク刷新改善ヲ図ルコト

一七、国民学校ニ於ケル義務教育八年制ノ実施ハ当分ノ内之ヲ延期シ、青年学校普通科ノ義務制ヲ引続キ存置スルコト⁽⁷⁾

この趣意書にあるように、文部省は、「教育ニ関スル戦時非常措置方策案」を作成するにあたって、三大方針を立てている。

方針の第一は「今次ノ大戦ガ精神力ト科学力ノ戦」であるから、その完遂のためには教育が重要であることを国民に徹底させることである、したがって、「苟モ教育軽視ニ陥ラシメザルヨウ留意」しなければならないとする。

第二は、この措置が国民思想に及ぼす影響は絶大であるから、その実施にあたっては、学校関係者を含めた国民一般に与える衝撃を極力緩和し、漸次整備の手段を講じていくこととする。

第三の方針は、「徴集猶予停止」の措置は専ら「軍事上ノ必要」によるものであり、勤労働員の要求に対しては「学校報国隊ノ組織」で対応することとするものである。

そして、この三大方針の実施については、第一次措置と第二次措置とに分け、前者は「徴集猶予停止」のための緊

急措置にとどめ、甲区分として六項目を掲げる。後者の第二次措置はその他の措置の乙区分として、漸次実施していくというものであった。

本稿の課題に即して言えば、第二次措置の乙区分の七と八が重要である。

すなわち、乙区分の「七」には「私立大学トシテ存置セシムルモノハ法文科系統ト理工科系統タルトヲ問ハズ官立大学ノ施設内容ニ劣ラザルモノノミニ止ムルヤウ措置スルコト」とあり、私立大学は、法文科系統と理工科系統とを問わず、官立大学の施設内容と遜色のないもののみを存置するように措置するというのである。

また、「八」には、「前項ノ処置ノ結果徴集解除後復校セントスル学生ニシテ其ノ母校ヲ失ヒタル者ニ付テハ夫々該当学科ヲ有スル官立大学ニ收容スルコト」とある。徴集解除より大学にもどった学生で母校が整理され存在していない時は、徴集以前に所属していた学科に該当する官立大学に收容するというのである。

「七」では、一応「法文科系統ト理工科系統タルトヲ問ハズ」とあるが、明らかに私立大学の処遇について、その「統合整理」が目指されているのであり、「八」と重ね合わせてみると、母校として存続している私立大学は数少ないことが予想されていると言えるであろう。

それでは、閣議に供された「教育ニ関スル戦時非常措置方策案」を見てみよう。

極秘 ○教育ニ関スル戦時非常措置方策案

第一方針

現時局ニ対処スル国内態勢強化方策ノ一環トシテ学校教育ニ関スル戦時非常措置ヲ講ジ施策ノ目標ヲ悠久ナル

国運ノ發展ヲ考ヘツツ当面ノ戦争遂行力ノ増強ヲ図ルノ一事ニ集中スルモノトス
第二措置

一 学校教育ノ全般ニ亘リ決戦下ニ対処スベキ行学一体ノ本義ニ徴シ教育内容ノ徹底的刷新ト能率化トヲ図リ
国防訓練ノ強化、勤労働員ノ積極且ツ徹底の実施ノ為学校ニ関シ左ノ措置ヲ講ズ

(一) 国民学校

義務教育八年制ノ実施ハ当分ノ内之ヲ延期ス

(二) 青年学校

工場事業場ニ於テ生産ニ従事スル生徒ニ付テハ教室内ニ於ケル授業ハ極力之ヲ縮減スルト共ニ職場ノ実
情ニ即シテ生産ノ増強、戦力ノ増進ニ資スル如ク刷新改善ス

(三) 中等学校

(イ) 昭和十九年三月ヨリ四学年修了者ニモ上級学校入学ノ資格ヲ附与シ昭和二十年三月ヨリ中等学校四
年制施行期ヲ繰上ゲ実施ス

(ロ) 昭和十九年度ニ於ケル中学校及高等女学校ノ入学定員ハ全国ヲ通シ概ネ前年度ノ入学定員ヲ超エシ
メズ工業学校、農業学校、女子商業学校ハ之ヲ拡充ス

(ハ) 男子商業学校ニ就テハ昭和十九年度ニ於テ工業学校、農業学校、女子商業学校ニ轉換スルモノヲ除
キ之ヲ整理縮小ス

(四) 高等学校

(五) 大学及専門学校

- (イ) 高等学校ニ付テハ徴兵適齡ニ達セサル者、入営延期ノ措置ヲ受クル者等ニ対スル授業ハ之ヲ継続ス
- (ロ) 昭和十九年度ノ入学定員ハ文科ニ在リテハ全国ヲ通ジ概ネ従前ノ三分ノ一ヲ超エシメス、理科ニ在リテハ所要ノ拡充ヲ行フ

- (イ) 大学及専門学校ニ付テハ徴兵適齡ニ達セサル者、入営延期ノ措置ヲ受クル者等ニ対スル授業ハ之ヲ継続ス

(ロ) 理科系大学及専門学校ハ之ヲ整備拡充スルト共ニ文科系大学及専門学校ノ理科系ヘノ転換ヲ図ル

- (ハ) 文科系大学及専門学校ニ付テハ徴集猶予ノ停止ニ伴フ授業上ノ関係並ニ防空上ノ見地ニ基キ必要アルトキハ適當ナル箇所ヘ移転整理ヲ行フ

私立ノ文科系大学及専門学校ニ対シテハ其ノ教育内容ノ整備改善ヲ図ルト共ニ相当数ノ大学ハ之ヲ専門学校ニ転換セシメ専門学校今後ノ入学定員ハ概ネ従前ノ二分ノ一程度タラシムルヤウ之ガ統合整理ヲ行フ

- (ニ) 女子専門学校ハ前項ノ整理ノ目標ノ外トシ其ノ教育内容ニ付テハ男子ノ職場ニ代ハルベキ職業教育ヲ施スガ為ニ所要ノ改正ヲ行フ

(六) 各種学校

- (イ) 男子ニ付テハ専檢指定学校及特ニ指定スルモノノ外之ヲ整理ス

- (ロ) 女子ニ付テハ専檢指定学校ノ外戦時国民生活確保上緊要ナルモノ及職業補導上必要ナルモノヲ除キ

之ヲ整理ス

二 教員ノ確保ヲ図ル為概ネ左ノ措置ヲ講ズ

(イ) 教員養成諸学校ニ付テハ其ノ授業ヲ継続ス

(ロ) 教員養成学校卒業者ニ付テハ従前別段ノ定ナキ者ニ在リテモ一定年限ノ就職義務ヲ課ス

(ハ) 現役以外ノ軍人及嘗テ軍人又ハ官吏タリシ者其ノ他学識徳望アル者ヲ教育者トシテ採用スルノ方途

ヲ講ズルト共ニ技術者其ノ他実務担当者ニ付広クソノ協力ヲ得ル如ク措置ス

(ニ) 教員養成諸学校ニ付所要ノ拡充ヲ図ル

三 教育実践ノ一環トシテ学徒ノ戦時勤労働員ヲ高度ニ強化シ在学期間中一年ニ付概ネ三分ノ一相当期間ニ於テ之ヲ実施ス

四 在学中徴集セラレタル者ノ卒業資格付与ニ付テハ特別ノ取扱ヲ考慮ス

五 在学中徴集セラレタル者ノ除隊後ノ復学ニ付テハ特別ノ便宜ヲ図ルト共ニ統合理セラレタル学校ノ旧在学者アル場合ニ於テハ臨時ニ必要ナル施設ヲ講ズ

六 学校ノ統合理ニ伴フ教職員ノ措置ニ関シテハ総合的ニ之ガ再配置ヲ図リ転換スル学校其ノ他必要ナル部面ノ所要ニ充當シ特ニ大学、専門学校教職員ニ付テハ可及的ソノ研究ヲ継続シ得ル如ク措置ス

七 本要綱実施ノ為必要アルトキハ学校及学科ノ廃止、授業ノ停止、定員ノ減少、学校ノ移転等ヲ命シ得ル如ク法制上必要ナル措置ヲ講ズ

八 学校ノ整理、転換、移転等ヲ命シタル場合又ハ本要綱実施上特別ノ必要アル場合ハ政府ニ於テ之ガ補助其

ノ他必要ナル方途ヲ講ズ

尚特ニ私立ノ理科系大学及専門学校ノ場合ニ在リテハ其ノ学校ノ經理上必要アリト認メタルトキハ政府ニ於テ經常費ニ付適當ナル補助ヲ為スモノトス⁽⁸⁾

以上が一〇月一二日の閣議に供された「教育ニ関スル戦時非常措置方策案」であり、この案は、内閣総理大臣東条英機、外務大臣重光葵、内務大臣安藤紀三郎、大蔵大臣賀屋興宣、陸軍大臣東条英機（兼任）、海軍大臣嶋田繁太郎、司法大臣岩村通世、文部大臣岡部長景、農林大臣山崎達之輔、商工大臣東条英機（兼任）、逓信大臣八田嘉明（兼任）、鉄道大臣八田嘉明、厚生大臣小泉親彦、大東亜大臣青木一男、国務大臣岸信介、国務大臣大麻唯男、国務大臣後藤文夫から成る東条内閣の閣議で、「請議」の通り、決定されるに至った。

四 文部当局の説明

東条内閣は、戦争遂行力の増強に向けて、すなわち、決戦体制の構築・強化を目標として「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱・国内態勢強化方策」を閣議決定し、次いでそれを承けて、文部省は、その一環として、学校教育全般の徹底的刷新と能率化を図ることを企図し、「教育ニ関スル戦時非常措置方策」の閣議決定にまで至ったのである。

しかし、その「第二措置」なканずく「二」の(五)「大学及専門学校」の(ロ)と(ハ)には、文科系の大学の相当数を専門学校へ転換せしめ、その専門学校の定員についても、従来の二分の一程度とするような「整理統合」を行うとあった。

しかも「七」には、「本要綱実施ノ為必要アルトキハ学校及学科ノ廃止、授業ノ停止、定員ノ減少、学校ノ移転等ヲ命ジ得ル如ク法制上必要ナル措置ヲ講ス」とあり、必要な法制上の整備を行った上でのこととはいえ、文科系大学の存亡に関わる命令を発していくというものであった。命令権者が文部大臣であるとすれば、まさしく文部省が私立大学の生殺与奪の権を握ることになる。はたして文部省はそのようなことを考えていたのであろうか。

閣議決定の当日、岡部文部大臣は、すぐさま談話を発表した。九月二一日の「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱・国内態勢強化方策」の閣議決定をふまえて、この日の「教育ニ関スル戦時非常措置方策」の閣議決定に至ったという経緯とその目的・意義を述べ、この措置の実行運営に万全を期したいという「文政輔弼の大任」を果たす決意と、教育関係者をはじめとして国民一般に、「戦争完勝」に向けての協力を要請した。

曩に国内態勢強化方策の一環として国民動員徹底の為教育に関する戦時非常措置の大綱が閣議に於て決定せられたのでありまして之に依り徴兵猶予制度の停止、勤労働員の強化、学校の疎開等の方針が決定され教育は相当の影響を受けることとなつたのでありますが、此の際当局は単にこれ等の諸要請に基く施措を講ずるに止らず、現下の雄渾なる作戦に即応すべき教育に関する戦時非常態勢をも考慮して本日の閣議に於て「教育に関する戦時非常措置方策」を決定致したのであります。

即ち学校教育の全般に亘りまして、決戦下に対処すべき行学一体の本義に徹し、教育内容の刷新と能率化とを図り併せて国防訓練の強化、勤労働員の積極且徹底的なる実施を方針としてこの措置方策を決定致したのであります。然して之が策案に方りましては仮之戦時中とは申しましても教育の事は国家の盛衰に関する極めて

重要事でありますので皇国の悠久なる将来を考へつつ当面の戦争遂行力の増強に集中することを之が目途と致したのであります。

思ふに今次の戦争は精神力及科学力の戦であり之が完遂の爲めには教育を大に振起致さねばならぬのでありまして之が爲め政府に於ても教育者の確保等には特別の考慮を払ふ事と致したのもその一端であります。教育関係者は政府の意のある所を体し進んで諸般の整備刷新に協力邁進致されたいのであります。

殊に広範なる面に於て教育の諸般の態勢に大なる変革が予想されるのでありまして此れが推移に方り一時たりとも教育に洪滞を来す事は現時局下特に戒心すべき事であります。

今や若き学徒は悉く勇躍第一線に出で勇戦奮闘尽忠報国の誠を致さんとして居るのであります。今回不合格となつた者には健民修練等を施した上で適宜の処置を講ずる筈であります。又入営延期により学窓に残る学生生徒も国家に召されて学業を続けて行くのであり、教授諸君は學術の研鑽に或は其他の職域にその蘊蓄を傾けて戦時報国の誠を効さんことを祈るものであります。今や教育諸般の態勢は総て戦時非常の体制を採ることと成つたのであります。此の秋に当り不肖文政輔弼の大任を拜して居ります以上乏しきを竭し、此の非常措置方策の実行運営に万全を期したいと念じて居る次第であります。素より之れが達戒たつごに当りては深く非常時局の認識に徹し政府の意図するところを諒得し教育関係者は固より広く国民各位官民一致戦争完勝に協力せられんことを望んで已まな

い次第であります。(昭和一八・一〇・一二)⁽⁹⁾

また、同日、岡部文部大臣は談話を発表するとともに、文部大臣室で取材に応じ、その所信を明らかにしている。

翌日付の『朝日新聞』は、「決戦即応の措置 文相と一問一答 文科軽視に非ず」の見出しをつけ、その一問一答について、次のように報じている。

学校体系の全面的再編成を断行せんとする今回の教育戦時非常措置方策は、わが学校教育の根本的建直しであり、これによつて今後の学校教育の性格並に内容は文理の両系統を問はず、また官私を問はず画期的変貌を見るべく、この重大変革に対処する文政当局の教育経綸こそ注視すべきである、右に関して岡部文相は十二日文部省大臣室で記者の質問に答へ左のごとくその所信を明かにした

問 総力戦の一環としての国家要員養成計画に立脚せる教育計画の確立とこれが完遂についての御所見を承りたい

答 官民一致、戦力増強を目指して逞しい巨歩を進めて来た我が国は、今や国内の総力戦態勢の完璧を期して一飛躍を行つたのである、国家要員の養成を担当する文部省においても既に関係各庁の協力を得て、将来に互に必要とする人材の需要数を調査し、これに基き総力戦の一環としての人材養成計画および学校建設に関する国土計画を樹立すべく種々考究中であつたが、戦局の現段階に鑑み、これ等に関し所要の検討を加へ、早急にかつ徹底的に教育の戦時的再編成を断行せんとするのである、その要点は前に閣議で決定された国内態勢強化方策に明かな如く、国民動員の徹底と国内防衛態勢の強化とに在るのであるが、あらゆる方途を講じて資材、人員に関する障害を克服し、強力かつ迅速なる実現を期しては万全の努力を傾注するつもりである

問 学校の戦時的再編成の構想は

答 根本はいふまでもなく理工科系統の学校の整備拡充と法文科系統の大学専門学校の統合整理である、国内防衛態勢の強化方策としての学校疎散はこの法文科系統大学、専門学校の統合整理と関連して行ふ考へである、こゝで注意して置きたいことは従来や、もすると法文科系統が偏重されてゐるといふ声を聞いたが、これは法文科系統の学校学科を偏重した意味ではないのであつて、政府としては国内各方面の要求を勘案して適正なる人材養成を意図して来たのである

しかるに総力戦体制の強化に伴つて法文科系統の出身者に対する需要の増加率に比し、理工科系統出身者に対する需要の増加率が非常に急速に昂騰して来た結果、技術者の甚だしい不足を来し、これが養成のための学校の整備拡充が緊要になつて来たのである、一方徴兵猶予制の停止と関連して法文科系統学校の整理統合の必要が生じ前に述べた教育の戦時的再編成の必要が生じて来たのであつて、法文科系統換言すれば精神科学方面の学校或は学問を軽視するといふやうな意味は毛頭無いのである、この点は国民一般が十分に諒解して戴きたい

問 学校の教育態様は相当変化を予想されるが如何

答 中等学校についてみればまづ男子の商業学校は縮小しなければなるまい、また労務動員の強化の要請から中等学校の入学者の数についても国民の向学心の点からのみ考慮する訳にはゆかないであらう、従つて全国的にみて入学定員を増加するといふが如きはこの際差控へるべきものと思ふ

問 大学については如何

答 大学については一応法文科系の大学学部に在学する学徒は殆ど入営するから学校に残る学生は極少数だと思ふ、従つてこれを従来のみ、の学校に分散して在学せしめることは困難であるので、これは必然的に統合して

少数の学校で教育は継続してゆく方針である、これと同時にこの際さきに閣議決定をみた如く学校の整理統合を考慮してゆく所存である、私立法文科系統の専門学校についても同様の事情にあるので入学定員を二分の一度に整理縮小して理工科系統の数と権衡を図らねばならぬと思つて居る、しかして理工科系統の大学学部並に専門学校については研究要員並に技術要員の国家養成計画と睨み合せて拡充してゆく方針である

問 この学校再編成は官私立を通じて行はれものと思ふが如何

答 その通りである、なほ整理統合の際においては防空的措置も考慮してゆかなければならぬ

問 今回の再編成は単なる応急措置なりや

答 今回の決戦下の教育に関する措置は戦ひ抜き勝ち抜くための非常応急の措置であつて、制度化されたものではない、従つて、その意味では単なる応急措置なりともいへる、大東亜戦争の様相と大東亜建設の前途を考へ、かつ教育の重要性を慮れば、この非常措置も単なる間に合せのものであつてはならないのである、よつて文部省としては今後の日本の発展と東亜及び世界の情勢を達観して適切なる措置を執ることを忘れてはならぬと思つてゐる

問 法文科系統の大学、高等専門学校^(マ)の教育の性格は發展的変貌を見ると思ふが如何

答 法文科系統といはずおよそ大学高等専門教育は国家性を一層濃厚にするばかりでなく、真に実践力を具有した指導的な健民健兵の養成機関としなければならぬ、また修学の途中において第一線に立ち、あるひは勤勞動員の徹底による実務鍛錬を経るのであるから今後は実践的な指導力を持ち且つ総合的な企画能力を有する人材を育成するやうになるであらう

問 理工科系統の教育についても思ひ切つた新機軸が待望されてゐるが如何

答 理工科系統の学校は急速かつ大量に整備拡充せねばならぬから、出来るだけ既存設備を利用するなど各般の方途を講ぜねばならぬ、また教育の内容についても基礎学科を重んぜねばならぬこともちろんであるが、実習殊に現場実習を重課して実践力のある技術者の養成に努めねばならぬと思ふ

問 大学、高専の整理、統合等に伴ふ教職員の措置は……

答 出来るだけの措置を講じて、教職員の身の振り方は十分に考へる積りだ、教官は出来る限り研究を続けるやうに行きたいと考へてゐる、また文部省においても教育の指導、監督等にも相当携はつて貰ひたいし、また諸般の研究調査等にも当つて貰ふやうにしたいと考へてゐる

問 この際教育省、学徒並に父兄たる一般国民に要望されることは

答 今回行はれんとする教育体制の決戦段階即応への全面的切り換へは、我が三千年の歴史において初めて遭遇した一大決戦に勝ち抜き雄渾なる天業の恢弘に翼賛し奉る途を明確に与へられたものであるから、教育者はもちろん学徒も国民一般も教育を立身出世を目的としたやうな従来の個人主義的考へに捉はるゝことなく、今後執らるべき国家本位の各般の措置につきその趣旨を篤と諒解して戦力増強に協力されたいのである、学徒諸子は今こそ「み民われ」の自覚に徹し、勇躍第一線において尽忠の至誠を効し、その若き力を捧げて醜の御楯となつた光栄を歎び、日頃の本懐を遂げられたい、また広く一般国民各位におかれても必勝の信念の下に第一線に挺身する若き学徒の至誠を思ひ、相携へて教育の非常措置完遂に協力邁進せられんことを望んでやまない次第である⁽¹⁰⁾

国民動員の徹底、国内防衛態勢の強化をめざすための学校の「戦時的再編成」の構想についての質問に対し、岡部文部大臣は、「根本はいふまでもなく理工科系統の学校の整備拡充と法文科系統の大学専門学校の統合理である」と答えるとともに、その背景にあるのは、「法文科系統の出身者に対する需要の増加率に比し、理工科系統出身者に対する需要の増加率が非常に急速に昂騰して来た」からであると説明する。すなわち、理工科系統大学の整備拡充の必要性は、この技術者の不足を解決するための観点からくるものであったのである。

それに対して、法文科系統の大学の統合理は徴兵猶予停止の措置から生じてきたものである。ちなみに、これまで兵役法などの規定により大学・高等学校・専門学校（いずれも旧制）などの在学生は最高二六歳まで徴兵を猶予されていたが、兵員不足を補うため、一九四三（昭和一八）年一〇月二日、政府は勅令第七五五号『在学徴集延期臨時特例』、「兵役法第四十一条第四項ノ規定ニ依リ当分ノ内在学ノ事由ニ因ル徴集ノ延期ハ之ヲ行ハズ」を公布、即日施行していた。

岡部文部大臣は、この勅令による学生生徒の徴兵猶予停止をふまえて答える。すなわち、「大学については一応法文科系の大学学部在学する学徒は殆ど入営するから学校に残る学生は極少数だと思ふ、従つてこれを従来のみ、の学校に分散して在学せしめることは困難であるので、これは必然的に統合して少数の学校で教育は継続してゆく方針である、これと同時にこの際さきに閣議決定をみた如く学校の統合理を考慮してゆく所存である、私立法文科系統の専門学校についても同様の事情があるので入学定員を二分の一度に整理縮小して理工科系統の数と権衡を図らねばならぬと思つて居る、しかして理工科系統の大学学部並に専門学校については研究要員並に技術要員の国家養成計画と睨み合せて拡充してゆく方針である」というのである。

法文科系統の大学は在學生が激減するのであり、そのまま残る在學生を分散した形で在学させるのは困難である。したがって、文部省としては、戦時下の法文科系統の大学のあり方として整理統合を考慮しなければならないのであり、これがこの度の「教育に関する戦時非常措置方策」となったのである。しかしながら、この措置は、「法文科系統換言すれば精神科学方面の学校或は学問を軽視するといふやうな意味は毛頭無い」とも強調している。

そしてさらに、法文科系統の大学は今後どうなるのかを問われると、「法文科系統といはずおよそ大学高等専門教育は国家性を一層濃厚にするばかりでなく、真に実践力を具有した指導的な健民健兵の養成機関としなければならぬ」と言及している。ここでいう「国家性」の意味はわかりにくい。戦前における高等教育機関の使命は国家が求める人材の育成であったが、この決戦遂行態勢の構築・強化の必要性との関係で言えば、岡部文相のいう「実践的な指導力を持ち且つ総合的な企画能力を有する人材を育成する」ことが求められていると言っているのである。

また、一九四三（昭和一八）年一〇月一三日付の『朝日新聞』は、「私大は専門校に転身 戦時学園決定版の要点」という見出しのもと、「教育二閣スル戦時非常措置方策」について、文部省藤野恵総務局長が以下のように解説したことも報じている。

（藤野総務局長の解説―筆者注）

国民学校、青年学校については説明するまでもないが、中等学校では明春から四年修了でも専門学校へ進むといふ新措置が講ぜられた

これは現行四年制中等学校の第一回卒業生が昭和二十三年にでるに先立ち現行五年制の生徒も四年修了で専門学

校へ進ませようといふ親心からでたもので、明春はその資格を与えることとし、明後二十年と二十一年は中学校四年制施行期を繰あげて実施することとしたものである、男子商業学校はこの際全面的に工業学校、農業学校あるひは女子商業学校に転換せしめ、残った商業学校は整理縮小することとした

高等学校の文科定員を従来の三分の一に減少せしめた、現在は理科七千人、文科三千人の割合だから十九年度では理科九対文科一の比率になるわけだ、文科系大学、専門学校の学生生徒は来年から今迄の約一割に減るとみ一方防空の見地からこの際一二校にまとめ地方へ移転させることとならう

一番問題は私立の文科系大学および専門学校である、当局としてはこれらの大学は殆ど全部専門学校に転換せしめるはずだが、その意味は文科系大学は徴集猶予の停止に伴ひ実際上は学部のない大学ができてしまひ、これでは結局完成教育を果せないわけだから、この際思切つて専門学校に転身すべきであるといふにあり、しかもこれら文科系統専門学校の定員は従来のさらに二分の一とするのである

女子専門学校については一応別に考慮してゆくが、教育内容を男子に代つて進むべく商、工、農、水産等の職業教育に切かへ、どんな部門へも女子進出の大道を開拓するものである

問題だつた各種学校も、この機会に九分通り整理し、戦時国民生活確保に必要な部門だけを残す筈だ

教員の確保には主力を注ぎ、教員養成を目標とする諸学校（文理大、高師、師範学校、臨教、実業学校および青年学校教員養成所、東京工大附属高工教員養成所、東京農業教育専門学校、東京高等体育専門学校）だけは授業を継続し、その他の師範学校に準ずるものは一切廃止する

学徒は今後一切徴用しないことになつた、といふのは教育実践の一環として学徒の勤労働員を強化してゆくこと

にしたためで、在学期間の三分の一をこれにふりあてる予定だ

学校を離れてゆく教職員はどうする、総合的に再配置し、あるひは専門部の教員へあるひは学徒勤労方面の指導員へ、あるひは直接戦力培養機関の指導者として進出し、その知識、手腕を十分に發揮してほしいと思ふのである^①

藤野文部省総務局長の解説は要点のみの記事となっているが、まさに文科系私立大学の取扱についての核心を語っていた。すなわち、まさに問題なのは文科系私立大学である。これらの「殆ど全部」を専門学校に転換せしめることになる。なぜなら、徴集猶予の停止により、現実に在学生のいない学部・学科が出現するからである。そうなれば、文科系私立大学は「完成教育」の使命を果たせなくなる訳であるから、この際、思い切って文科系私立大学を専門学校に「転身」させてしまふべきである。しかも専門学校も従来の二分の一とするのである。この解説記事にあるように、文部当局の基本方針は、まさに法文科系統の私立大学の多くを廃止・統合することであったのである。

ところで、一〇月二五日の午後二時から四時まで、岡部文部大臣は全国の私立大学二七校の総長・学長・理事長等の代表者を文相官邸に招致し、懇談の場を持った。

一〇月二六日付『朝日新聞』には「私大、整理に積極的協力 文相、学校代表と懇談」の見出しがつけられている記事があるので、それを見てみよう。

岡部文相は『教育戦時非常措置方策』に基き文科系統大学並に専門学校の整理統合を始めとする学校体系の建直しにつき着々構想を進めつゝ、あるがこれが具体案の策定に先立つて整備統合の主たる対象となつてゐる全国私立

大学の代表者を二十五日文相官邸に招致し、懇談裡に私学側の積極的協力を要請した

同日の懇談会は午後二時開催、私大側から小泉慶大学長始め全国二十七私大の各総長、学長乃至は理事者、文部省側から文相以下各関係局課長出席、まづ文相から

教育戦時非常措置方策の閣議決定の趣意を説明し私学当局者は聖戦完遂の大局的見地に立つて出で征く学徒の尽忠の精神と相呼応して新事態に対処されたいとの挨拶を行ひ次いで永井専門教育局長から同方策の詳細に互る説明があつて後、懇談に入り各私大代表者と文部当局との間に私大整理統合の具体的諸問題について質疑応答乃至は意見の交換があつて同四時終了したが、この懇談会を通じて反映された私学側の学校整理に対する態度は極めて協力的であつたことは注目された、岡部文相はかゝる私学側の積極的協力姿勢に鑑み、具体案の策定前になほ十分各私大と個別折衝を進め、文部当局と私学とが真に一体となつて教育の戦闘配置たるこの画期的な学校体系の建直しを円滑に推進するやう処置せんとする意向である¹²⁾

また、この懇談に際して、岡部文部大臣は次のように「訓示」したという。

文相訓示要旨

教育戦時非常措置方策の目指すところは現時局の要請する教育戦闘配置に外ならぬ、教育の悠久なる生命につながる本質に鑑みまた教育機関の光輝ある伝統に徴しても、これが整備の方途に関しては特に国家百年の計を按じつ、然も当面の事態に急速に適応すべき適正なる施策を講ずるの必要あることを痛感する

即ち今日広大なる戦域の全般にわたつての作戦を完遂せしむべき銃後喫緊の要務は資源と科学力とを誇る敵を撃碎すべき生産力の徹底的増強である、従つてこれと絶対不離の関係にある科学、技術上の要員養成こそ教育面に於て何よりも先に強行すべき要件と申さねばならぬ、この意味に於ても理科系大学及び専門学校の整備拡充は正しく国家の興廢にかゝる戦時非常の方途で皇国文教の面目にかけても是非共この際実現致さなければならぬ

且又戦局の激化に伴ふ戦闘要員の急速なる充実の必要と関聯して文科系大学、専門学校在学する学徒の数は激減致すが、之と教育内容の充実刷新の必要とを併せ考へるならば学校の整理統合乃至移転等の措置も現戦時下必須の要務と考へられる、学校の戦闘配置は防空上の見地からしても今日急速に実施するの必要がある

更に又整理統合に伴ふ教職員の問題も当然考へねばならぬ、之に対しても適正配置を図り學術の研究は素よりその他有為なる人材を適所に生かすべく万全の措置を期して参りたい

各位におかれては学校創設者の遠大なる抱負を継承せられ幾多の困難を克服せられつゝ、校風の振作、人材の養成に非常なる精勵を致され我国文運の進展に大なる貢献を致されたことは不肖素より衷心より敬意を表する次第である

しかも今や皇国未曾有の切迫せる時局は、教育に対して極めて至難なる道をば求めつゝ、あるが文教のことは常に世に先んじて参らなければならぬ、今日は真に国全体の教育の力が渾然一体化し、各個の護持し來つた過去的一切をば敢然として偉大なる国運進展の一途に融合帰一せしめ新たなる教育の全般的計画の下に皇国悠久の将来に彌々光輝あらしめねばならぬ、各位が聖戦完遂の大局の見地に立たれ、出で征く若き学徒の尽忠の精神

と相呼応せられて新事態対処の熱誠を以て教育の必勝体制確立に向つて御協力あらんことを切望して已まぬ¹³

この「訓示」で岡部文部大臣は、現時局が要請するのは「生産力の徹底的増強」であり、そのためには「これと絶対不離の関係にある科学、技術上の要員養成」こそが強行されなければならない。それこそが理工科系統の大学・専門学校の整備拡充であると、繰り返し強調する。

また、文科系統の大学・専門学校についても「戦局の激化に伴ふ戦闘要員の急速なる充実の必要」と関連しているものであり、「在学する学徒の数は激減」するので、「教育内容の充実刷新の必要」とが相俟って、「学校の整理統合乃至移転等の措置も現戦時下必須の要務」と、表現こそ違え、文部省の一貫した考え方を述べている。

それゆえ、私大側からは、最大の関心事である「統合理理」をめぐる、以下のような質問が当然のごとくなされていく。

私立大学代表者懇談会における主なる質疑応答左の通り

問 学校整理統合の具体的方針明示の時期如何

答 十一月中には示す、この具体的方針決定に際しては事前に学校側と十分連絡を採る方針である、そして遅く

とも明年三月までに一切の措置を完了する予定で進む

問 整理統合とは数校が合併して新校を作るのか乃至は一校が数校を吸収するのか

答 一律には決められぬ、各校の歴史や諸般の事情を考慮した上でのことだ

問 予科は如何

答 学部が統合され、ば当然予科も統合される、従つて将来の予科は新学部の設定だけを募集することになるから問題はないが、現に在学中の予科生については、その新学部に即応せしめるやう十全の方途を講ずる方針である

問 文科系統の予科生は同系統の専門学校へ転学を希望してゐるが如何

答 相当学年に転学せしめ得るやうな措置につき目下研究中である

問 文科系大学の整理はその附属の研究機関等の整理をも伴ふのか

答 研究所等の機関は出来るだけ存続せしめる方針であるから何等かの形で残すやう計ふ

問 整理された学校校舎の転用については如何

答 軍の需要に優先的に応えるやうにしたい、これについては軍と文部省との間で協議の上決定したい

問 今回の非常措置は飽くまで臨時的なもので戦後は現状に復帰するものと考へてよいか

答 必ずしも現状復帰とは考へられぬ、戦後の諸般の事情によつて考慮さるべきかと思ふ⁽¹⁴⁾

岡部文部大臣は私大代表者等に対し、「教育二関スル戦時非常措置方策」の具体的方針は、一月中旬には明らかにするつもりであるが、その決定にあたっては、私大側と十分連絡をとり、遅くとも来年三月までには一切の「整理統合」の措置を完了する予定でいることも明言したのであった。

前後するが、一〇月一八日、岡部文相は、ラジオ放送をもつて、この「教育二関スル戦時非常措置方策」の全般に

ついで、一般国民、特に徴集猶予停止となることが決定した学徒とその父兄に向けて、その所信を伝えたのであった。放送要旨は以下の通りである。

決戦下に於ける教育の非常措置

—

文部大臣 子爵 岡部長景

今日大東亜戦争も愈々熾烈な決戦段階に入りましたので政府は曩に国内態勢強化の根本方策を決定しましたが去る十二日には更にその一環として「教育に関する非常措置対策」につき重大なる閣議決定を致したのであります。明治以来幾度か教育上の改革が行はれましたが、今回の如き大変革は未だ曾て其例を見ざる所であります。今その然る所以について述べますれば**第一**の点は大東亜戦争遂行上の要請に基いて政治、経済、産業、文化等凡ゆる部内に於ける空前の大変革を不離一体の関聯に於て断行せられたるものであることであります。

第二点は悠久なる国運の発展のために当面の戦争遂行力の増強を図るといふ所に重点が置かれてあることであります。

第三点は今次の大戦の性格が科学の戦でありますから科学技術者の急速なる大量養成と学徒勤労の生産力化といふことが痛切に要求されることあります。

而して**第四**には斯の如く国力を傾倒しての大戦争は究極するところ精神力の戦であり思想戦でありますから、国家としては有形の力のみならず無形の力を尽して不敗の体制を整へなければならぬことあります。

以上申述べました如く今次の非常措置は雄渾なる作戦に即応してまづ戦争に勝ち抜くといふことを第一義とし決戦下に対処すべき行学一体の本義に徹するの主旨を以て教育内容の徹底的なる能率化と刷新とを図り又国防訓練の強化、勤労働員の実施等を策することを意図して居るのであります。国家が教育を重んずることは冒頭に述べた通りであります。が今日この大学専門学校等に学んで居る有為の学徒も皆銃を執つてもらはなければならなくなつたのは以て時局が如何に深刻になつて来たかを如実に物語るものであつて学徒諸君は素より国民諸君の認識と覚悟とを翼ふて已まぬ次第であります。以下暫く教育非常措置の内容に関して一般国民特に学徒諸君と父兄各位に篤と御承知を頂きたいことを申述べ度いと思ふのであります。

二

まづ国民学校につきましては、明年四月から義務教育八年制が実施される筈でありましたが時局柄之は当分延期致される事になりました。即ち従前通り国民学校初等科を卒業すれば直ちに実務に就き得ることになつたのであります。尤も実務に就けば青年学校に入らねばならぬことには変りはありません。この青年学校については色々意見もありますが少年工の方々は尚ほ発達の盛りであつて国民学校を終つて職業についた後に教育修練を受けるのと受けないのとでは第一に精神上非常に違ふばかりでなく能率にも影響の尠からぬものあることは方々のよい工場で既に実験済であります。尤も青年学校では教室で行ふ授業は成るべく之れを減らして職場の実地で教育する様に刷新改善することの必要も亦明かになつて来ましたから政府は目下その方法につき研究を進めて居るのであります。

次に中等学校に於いては四年制が施行される様になりましたのは今年の四月からでありますから昭和二十二年

に初めて四年制の卒業生が出る予定でありましたが、今般之を改めて昭和二十年三月に繰上げて実施する事と致しました外に、更に昭和十九年即ち来年三月の四年修了生には専門学校入学の資格を与へることになりました。そして入学定員は大體本年以上には増さない考（考へ）であります。尤も工業学校、農業学校、女子商業学校等は目下の必要上之を拡張する予定であります。

なほ男子の商業学校は極力工業、農業などの学校に換へるやう処置を講ずる事といたし、若しこれらの処置をとり得ない学校はこれを整理縮少する考へであります。

又高等学校に於ては年齢は概して若いことありますから、徴兵関係はあまりありませんが来年度の入学定員は文科は全国を通じ概ね従前の三分の一を超えない程度に止め、理科方面は多少拡充を行ふ考へであります。尚ほ文科在学の者も理科に移ることの出来る途も講じたいと思ふて居ります。次に大学及専門学校について見ますると大学などに於ては大部分は徴兵適齢に達して居りますが、従来の徴集猶予の制度が一律に停止されることに決定しましたので法文科系の学徒は直ちに入営して幹部候補生として軍務に服すること、なり、又理工科系の学生徒は軍の技術員としての素養がまだ足りませぬ関係上暫らく入営延期の措置を受けることになりました、その授業は今迄通り継続されるのであります。而して法文科系の学生生徒、特に大学学部（学部）の学生は相当減少すること、思はれますが、仮令、学生の数は減りましたが、なほ適齢前の者もあり、第一線から帰還した者や留学生其他もあることありますから、授業はそのまゝ継続いたすやうになります。唯授業を行ふ上からも又防空上疎開を図る上からも、必要に応じて適當なる箇所に移して集めて授業を行ふ必要が起るであらうと考へて居ります。

又理科系の大学や専門学校は更に整備拡充の必要がありますから、文科系統の大学専門学校も或程度までは理科

系のものに転換させたいと思つて居ります。

三

更に私立の文科系大学や専門学校については時局に即応して或る範圍に互つて整備改善を図るべきは言ふまでもありませんが此際相当数の大学を専門学校に転換することは最も適当な整理の方法であり、なほ之が整理統合に当りまして力めて理科系統の専門学校へ転換する如きは最も望ましいところであります。そうして今後専門学校の入学定員は所要人員の關係に鑑みて概ね従來の二分の一程度に減することに決定したのであります。従つて学校經理には相当困難もあらうかと思惟れますが国策に即応さるゝ学校には政府として相當の補助をなす用意も致して居るのであります。女子の専門学校は徴兵等の關係もないことであります、その教育の内容に徹底的刷新を加へて、女子が男子の職業に代る必要に應へるやう適當なる職業教育を施す予定であります。尤も此場合に於てあくまでも日本婦人の長所美点は失はぬやうに努むべきは当然留意しなければならぬ所であります。

次に各種学校の事を申しますと、男子に付ては所謂専檢指定学校として特に指定されて居るもの、外は此際整理されることになり、女子の各種学校も専檢指定学校の外は戦時国民生活を確保する上に緊要なるもの、及び職業輔導上必要なるものを除き大体整理されることになると考へて居ります。

さて徴集猶予の停止に伴ひまして学校を卒業しない前に入営する学生生徒も相當あるのであります、之等卒業間近い者が此際學業を去つて軍務に馳せ參ずるその真剣な心構には深き敬意を表する次第であつて政府としては來年九月卒業期に在る学徒に対しては特別の取扱を講ずること、致し又在学中徴集せられたる学徒諸君の學校復帰の問題についてもこれまた特別の便宜を計り決して不都合のないやうに取計らふ積りでをります。然し前に申

述べました方針に依つて学徒が以前に在学した学校又は学科が整理されたとか、転換したとかいふ場合が起りましたならば官立に収容するとか適当な処置を講じてその研学の素志は十分に尊重し之を貫徹し得るやういたすことは申すまでもありません。故にこれらの点についても徴集される学徒諸君は何卒意を安んじて頂きたいのであります。

四

申すまでもなく学校教育にとつて第一に必要なのは、教育指導の任に当る先生であります。その必要数を確保するため次のやうな処置を講ずることになりました。即ち文理科大学、高等師範学校、師範学校、農業教育専門学校、高等体育学校、実業学校教員養成所、青年学校教員養成所、臨時教員養成所等の教員養成の諸学校に在学する者に付ては入営延期の措置を講ずること、なり之等学校の授業は従前通り継続せられるのであります。

然しながら尚ほ全国に亘る教員不足の情況は仲々緩和されませぬから教員養成の施設は一層拡充の必要を認め居りますが、一面には従来その採用に付ては資格上の制限が余りに窮屈の点もありましたから、これからは嘗て軍人又は官吏であつた者とか、或は学識徳性ある者で教育者たるに適する者などは教員として採用し得るやうな途を講じますると同時に、一方工場や、試験場などに働いてゐられる技術者や其他の実務担当者にも教育者として広く協力を求める等の方法に依り教育陣を充実強化して将来有為の人材養成に遺憾なからしめたいと思つて居ります。現下の如き非常時局に際しても教育に關しては寸時も等閑にしないといふ点は現在及将来に対する日本の強みであり又深みでもありまして誠に御同慶の至りであります。さて今次の学校の整理統合に當つては多数の教職員の配当を適切ならしめる必要が起るのであります。大学専門学校等の教授方は研究といふことが重要な

る使命の一つでありますから十分に之をなし得る様に措置する必要を認めて居る次第でありまして、此の非常時局下に於ては学問の進歩は益々之を重じなければならぬのであります尚ほ今次の非常措置としては学徒の勤労も重大問題として考へられて居るのでありますがこのは従来の勤労働員を更に強化して一年の約三分の一は学徒たるの矜持を大に持ちつゝ、而かも国家の勤労に対する要請に応へ且之れにより心身の鍛錬にも資したいと考へて居るのであります。さて、以上で今次の教育に関する戦時非常措置の概略を申述べたのであります、もともと徴集猶予停止の処置は専ら軍事上の必要に基くものでありまして、文科系の学問を理科系の学問に比して軽んずる等といふことは断じてありません。国家の要務は政治、軍事、教育、宗教、文化より経済、産業に至るまで凡ゆる部門に互つて有為、卓抜にして識見あり、実践力の逞しき人材を強く要請して居ります。

この要請は、決して理科系の教育のみに依つて充たされるものではなく、寧ろ精神、思想等が国家発展の根本であり之は精神科学即ち文科系の学問教育によつて培はれるものなることに鑑みますればそれが如何に大切であり緊要であるかといふことは多言を要しないところであります。たゞ今後の戦争は精神力と共に科学力や生産力の戦でありまして生産力の彪大を誇る敵米英を徹底的に撃擯する為には、此の方面の教育を思ひ切つて拡充向上せしめ所謂物心一如となつて国家の総力を最高度に發揮することが急務中の急務であります。今や国家総力の戦であり国民総進軍の秋であります政府は現下の凡ゆる情勢を睨み合せた結果今次の教育に関する非常措置となつた次第でありましてこの精神は決して一時的のものであつてはなりません。今回の戦争は未曾有の国難でありまして之を突破し勝ち抜くことによつて八紘為宇の大理想は顕現され、日本教学の精髓は發揮さるべきであります。私は将来皇国の隆頽を双肩に荷ふ学徒諸君の決意の如何に輝かしきものであるかを確信して若く逞しき諸君

の門出を祝ひ又同時に学窓に残る所の学徒諸君の責任の極めて重大であることを痛感し「み民われ」の自覚に徹されんことを祈つて已まぬのであります。（十月十八日放送要旨）⁽¹⁵⁾

既に種々見てきた文部省側の戦時非常措置方策策定についての基本的認識・方針を改めて説明し、特に文科系私立大学に対するものも含めて、その全般的措置内容を放送を通じて伝えたわけであり、これについて改めて再説する必要はないであろうが、「一」の第四にあるように、「国力を傾倒しての大戦争は究極するところ精神力の戦であり思想戦でありますから、国家としては有形の力のみならず無形の力を尽して不敗の体制を整へなければならぬ」と語っているところに、精神国家日本の特徴がよく示されている。

まさしく「大学専門学校等に学んで居る有為の学徒も皆銃を執つてもらはなければならなくなつたのは以て時局が如何に深刻になつて来たかを如実に物語るもの」であるとすれば、学徒をも戦場に駆り立てる総力戦とは何を意味しているのかという冷徹な分析と判断をもはや文部当局には期待し得ない、事態はそういうところにまで立ち至つていたと言えるであろう。

法文科系私立大学について、「此際相当数の大学を専門学校に転換することは最も適当な整理の方法である」という説明に加えて、たとえ「もともと徴集猶予停止の処置は専ら軍事上の必要に基くものでありまして、文科系の学問を理科系の学問に比して軽んずる等といふことは断じてありません」という建前を前面に押し立てても、私立大学側からの異論の噴出、反発は必至であつた。

五 教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領

一九四三（昭和一八）年二月二日、政府は、「教育ニ関スル戦時非常措置方策」のうち、いまだその実施についての具体案が定まっていなかった高等学校、専門学校及び大学における具体的措置についての「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領」を閣議で決定した。それでは、情報局から発表された学校整備要領を見てみよう。

教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領

曩ニ閣議ニ於テ決定セル「教育ニ関スル戦時非常措置方策」中高等学校、専門学校及大学ノ整備ニ関シテハ当面ノ時局ニ即応シテ左ノ要領ニ依リ之ヲ実施スルモノトス

第一 高等学校

一、文学級ノ整理

昭和十九年度ニ於ケル官立高等学校文科ノ募集人員ハ第一高等学校ニ在リテハ二学級、其ノ他ノ高等学校ニ在リテハ一学級トス

公私立高等学校文科ニ於テハ右ニ準ズルモノトス

二、理科学級ノ拡充

昭和十九年度ニ於ケル官立高等学校理科ノ募集人員ハ第一高等学校乃至第八高等学校ニ在リテハ八学級、其ノ他ノ高等学校ニ在リテハ五学級トス

公私立高等学校理科ニ於テハ可能ナル限り之ガ拡充ヲ図ルモノトス

第二 専門学校

一、官公立専門学校

- (一) 理科系専門学校ノ整備拡充
 - 理科系専門学校ニ付テハ其ノ組織、教育内容等ヲ刷新シ其ノ収容力ヲ拡充ス
 - 夜間ノ男子理科系専門学校及明治専門学校ノ修業年限ハ之ヲ三年ニ短縮ス
- (二) 高等商業学校ノ転換及刷新整備
 - (イ) 高等商業学校ニ付テハ一部ハ之ヲ工業専門学校ニ転換シ其ノ他ハ生産技術ヲモ修得セル工業経営者ヲ養成スベキ工業経営専門学校(仮称)又ハ従来ノ高等商業教育ノ内容ヲ刷新シタル経済専門学校(仮称)トス
 - (ロ) 前号ニ依リ工業専門学校ニ転換スベキ学校ニ付テハ現ニ在籍スル生徒ノ卒業スル迄ハ之ヲ新ナル工業専門学校ト併存セシムルモノトスルモ必要ニ応ジ其ノ生徒ノ教育ヲ他校ニ委託スルモノトス
- (三) 外国語学校ノ刷新整備
 - 外国語学校ハ外事専門学校(仮称)トシ大東亜其ノ他海外諸民族ノ諸事情並ニ其ノ言語ヲ綜合的ニ修得セシムルヤウ其ノ教育内容ヲ刷新スルト共ニ其ノ修業年限ハ之ヲ三年トス
- (四) 音楽学校及美術学校ノ刷新整備
 - (イ) 音楽学校ニ付テハ其ノ教育内容ヲ刷新シ男子ノ入学者数ヲ減少スルト共ニ入学資格ヲ中等学校第三学

年修了トス

(ロ) 美術学校ニ付テハ其ノ教育内容ヲ刷新スルト共ニ入学資格ヲ中等学校第三学年修了トシ其ノ修業年限ハ之ヲ四年ニ短縮ス

(五) 国庫補助

公立ノ理科系専門学校ノ拡充又ハ文科系専門学校ノ理科系専門学校ヘノ轉換ニ要スル経費ニ対シテハ国庫ヨリ適當ナル補助ヲ為スモノトス

二、私立専門学校（大学専門部ヲ除ク）

(一) 理科系専門学校ノ整備拡充

理科系専門学校ニ付テハ可能ナル限り之ガ整備拡充ヲ図ルモノトス

(二) 文科系専門学校ノ轉換及刷新整備

(イ) 文科系専門学校ニ付テハ其ノ教育内容ヲ刷新整備ス

(ロ) 文科系専門学校ニシテ学校ノ種類、規模、地理的配置等ヲ勘案シ統合可能ノモノニ付テハ之ガ実現ヲ図ルモノトス

(ハ) 文科系専門学校ノ入学定員ハ従来ノ入学定員ノ概ネ二分ノ一程度トス但シ時局下特ニ緊要ナリト認め

ラルル種類ノ学校並ニ統合シタル学校ニ在リテハ其ノ入学定員ニ付特別ノ考慮ヲ為スコトアルモノトス

(ニ) 文科系専門学校ニシテ理科系専門学校ヘ轉換可能ノモノニ付テハ之ガ実現ヲ図ルモノトス

右ノ学校ニ付テハ現ニ在籍スル生徒ノ卒業スル迄ハ之ヲ存置スルモノトスルモ必要ニ応ジ其ノ生徒ノ教

育ヲ他校ニ委託スルモノトス

(三) 国庫補助

- (イ) 理科系専門学校ノ拡充又ハ文科系専門学校ノ理科系専門学校ヘノ轉換ニ要スル経費ニ対シテハ国庫ヨリ適當ナル補助ヲ為スモノトス
- (ロ) 理科系専門学校ノ經常費ニ対シテハ国庫ヨリ適當ナル補助ヲ為スモノトス
- (ハ) 専門学校ノ教職員ニシテ本措置ニ伴ヒ退職スル者ニ対スル補助ニ付テハ私立大学ノ例ニ拠ルモノトス

第三 大学

一、帝国大学及官公立大学

- (一) 理科系大学及学部ノ整備拡充
 - 理科系大学及学部ノ入学定員ハ高等学校理科卒業生者数ノ増加ニ伴ヒ之ガ増員ヲ図ル
- (二) 商科大学ノ刷新整備
 - (イ) 商科大学ハ産業経営ヲ主眼トスル大学トシテ学部及予科ノ組織、教育内容等ニ根本的ナル刷新ヲ行フ
 - (ロ) 商科大学学部及予科ノ入学定員ハ従来ノ入学定員ノ概ネ三分ノ一程度トス

二、私立大学（大学専門部ヲ含ム）

- (一) 理科系大学及専門部ノ整備拡充
 - 理科系大学及専門部ニ付テハ可能ナル限り之ガ整備拡充ヲ図ルモノトス
- (二) 文科系大学及専門部ニ関スル措置

- (イ) 文科系大学及専門部ニ付テハ其ノ組織、教育内容等ニ付必要ナル刷新整備ヲ為スモノトス
 - (ロ) 文科系大学校ニシテ統合可能ノモノニ付テハ之ガ実現ヲ図ルモノトス
 - (ハ) 文科系大学学部及予科ノ入学定員ハ従来ノ入学定員ノ概ネ三分ノ一程度トス
 - 文科系専門部ノ入学募集ヲ行ハザル大学及統合シタル大学ノ予科ノ入学定員ハ右ニ拘ラズ従来ノ予科及専門部ノ入学定員ヲ勘案シ特別ノ考慮ヲ為スコトアルモノトス
 - (ニ) 文科系専門部ノ入学定員ハ従来ノ入学定員ノ概ネ二分ノ一程度トス
 - 文科系予科ノ入学募集ヲ行ハザル大学ノ専門部及大学ヨリ転換シタル専門部学校ノ入学定員ハ右ニ拘ラズ従来ノ予科及専門部ノ入学定員ノ概ネ二分ノ一程度ト為スコトヲ得ルモノトス
 - (ホ) 文科系大学及専門部ニシテ理科系専門部学校ヘ転換可能ノモノニ付テハ之ガ実現ヲ図ルモノトス
 - 右ノ大学ニ付テハ現ニ在籍スル学生生徒ノ卒業スル迄ハ之ヲ存置スルモノトスルモ必要ニ応ジ其ノ学生生徒ノ教育ヲ他ノ大学ニ委託スルモノトス
 - (ヘ) 文科系大学及専門部ノ学生生徒ノ教育ニ付テハ授業上ノ関係並ニ防空上ノ見地ニ基キ必要アルトキハ之ヲ他ノ大学及専門部ニ委託スルモノトス
- (三) 国庫補助
- (イ) 理科系大学及専門部ノ拡充又ハ文科系大学及専門部ノ理科系専門部学校ヘノ転換ニ要スル経費ニ対シテ八国庫ヨリ適當ナル補助ヲ為スモノトス
 - (ロ) 理科系大学学部及専門部並ニ統合シタル文科系大学学部及予科ノ経常費ニ対シテ八国庫ヨリ適當ナル

補助ヲ為スモノトス

(ハ) 教育ノ委託ヲ受ケタル大学及専門部ニ対シテハ其ノ経理上必要アリト認メタルトキハ其ノ經常費ニ付
国庫ヨリ適當ナル補助ヲ為スモノトス

(ニ) 文科系大学及大学ヨリ転換シタル専門学校ニ付テハ精神科学ノ研究ヲ繼續セシムル為其ノ研究施設ニ
要スル経費ニ対シ国庫ヨリ補助ヲ為スモノトス

(ホ) 文科系大学、予科及専門部ノ教職員ニシテ本措置ニ伴ヒ退職スル者ニ付テハ設立者ニ於テ支給スベキ
職業転換資金及退職金ニ対シ国庫ヨリ適當ナル補助ヲ為スモノトス

備考

(一) 本措置ニ伴フ学校校舎ノ処置ニ付テハ別途速ニ之ヲ定ム

(二) 女子教育ニ関シテハ別途考究ス⁽¹⁶⁾

「教育ニ関スル戦時非常措置方策」に続く「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領」の閣議決定をもって、文部省は、これで法文科系私立大学の「統合理」についての全権を掌握したと考えたに相違ない。すなわち、第三の大学の「二」の(イ)で、「文科系大学及専門部ニ付テハ其ノ組織、教育内容等ニ付必要ナル刷新整備ヲ為スモノトス」と、大学及び専門部について、国家的要請からくるところの組織・教育内容の刷新整備を受け容れさせることができるようになった。

そして、(二)の(ロ)以下で、「文科系大学ニシテ統合可能ノモノニ付テハ之ガ実現ヲ図ル」ことを基本とし、統合さ

れないまま大学として存続する私立大学の入学定員についても「文科系大学学部及予科ノ入学定員ハ従来ノ入学定員ノ概ネ三分ノ一程度トス」る措置、また、「文科系専門部ノ入学定員ハ従来ノ入学定員ノ概ネ二分ノ一程度トス」る措置を執ることが可能になったのである。

他方、「文科系大学及専門部ニシテ理科系専門学校へ転換可能ノモノニ付テハ之ガ実現ヲ図」り、これら理科系専門学校へ転換した大学の在生員については、「現ニ在籍スル学生生徒ノ卒業スル迄ハ之ヲ存置スルモノトスルモ必要ニ応ジ其ノ学生生徒ノ教育ヲ他ノ大学ニ委託スルモノトス」というように、その教育をほかの大学に委託するということよりも、委託させる措置も執れるようになったのであった。

それでは、この大学に関する「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領」の閣議決定についての新聞報道を、次に見てみよう。まず、三段抜きの見出しは、「大学高専校の整備を断行 理科を拡充・教科刷新 私学は事実上専門校に」となっている。

政府はさきに戦局の容易ならざる推移に対応し国内態勢強化方策の一環として国民の総力を戦局の現段階に集約發揮せしむべく学徒の徴集猶予停止を始めとするわが教育体制の全面的切替に関する重大方針を定め更にこれに基いて『教育に関する戦時非常措置方策』を決定、爾来文部省では右方策の具体的措置として国民学校、中等学校、青年学校の各学校階層別に実施要領を策定し逐次これが具現を期して来たが、今回更に最大の問題として残された大学、高専の学校整備に関する実施要領が去る二十一日の閣議で決定をみ、こゝに戦時非常措置方策全般の綱目が策定されたので二十三日午後三時半文部省では文相談と学校整備要領の全貌を左の通り発表した⁽¹⁾

このリード文に続けて、文部省の発表が、以下の通り紹介されている。

大学、高専の整備についてはわが学校体系の再編成といふ観点からかねてその帰趨を注目されて来たのであるが、決定された整備要領では、大学、高専教育をして当面の国家要請に即応せしむべく教育内容の徹底的刷新と効率化並に技術要員の養成、勤労働員の徹底的強化、精神科学研究の振興の四点に主眼を置き、入学資格ならびに修業年限から教科内容の全面的な刷新、および官私を通じて理科系統の徹底的拡充と文科系統の縮減等に互つて画的措置が講じられ、これらの措置の結果として予想されることは

一、本実施要領では問題の私立大学の統合理が極めて消極的に取扱はれてゐるが、文科系私立大学は募集人員の急激な縮減よりその相当数が事実上専門学校に転換すること（文科系予科の入学募集は行はない私大の専門部についてはその予科の入学定員を専門部の定員に加へることを得せしめること、なつてゐる）

一、官立高等学校については現在文理の割合ひがほゞ三対七となつてゐるが、今回の措置によれば約一・五対八・五となり、私学についても同様現在の文科偏重の弊が著しく是正されること

一、医専を除く外は原則として徴兵適齢期に専門教育を終了せしめる方針で各般の改正を行ふが更にその修業期限は当該年度の徴兵期日に応じて伸縮自在にせしむべく措置する方針でこれにより専門学校に関する限り学校教育と軍隊教育との緊密不離な連繋が打樹てられること

等の諸点に互つてわが学校教育形態は著しい変貌を招来するものと見られる¹⁸⁾

決戦態勢を再構築するという国家的要請に鑑みて、文部省は学校体系の再編成を進めて来たが、この度の「学校整備要領」の決定をもって、すべての高等教育機関、特に大学、高等学校及び専門学校の新整備について、漸くその具体策が明定されたことになる。すなわち、教育内容の徹底的刷新と効率化、技術要員の養成、勤労働員の徹底的強化、精神科学研究の振興の四点に主眼を置き、理科系統の大学の整備拡充を図るとともに、法文科系統の私立大学を専門学校に「転換」させるという画期的な道筋がついたことになる。文部当局は、大学の「統合整理」を断行することへの自信を深めていたことであろう。

しかしながら、岡部文部大臣は、この学校整備要領の閣議決定について、慎重かつ控えめな姿勢を崩してはいない。そのような姿勢の背景について、同日付の『朝日新聞』は、「教育の戦闘配置 遠大なる岡部文政の意図」との見出しをつけて、以下のような解説記事を載せていたのであった。

教育戦時非常措置方策の要たる大学、高専整備要領の当局発表において、最も注目すべきは私立大学の統合整理が予想に反し極めて消極的に取り扱はれてゐる一事である、去る九月『教育に関する戦時非常措置方策』が決定をみるや、一般の関心はこれらの方策によつて闡明された私立大学の統合整理が如何なる形で現はれるかといふことに注がれた観があつた、すなはち私大の統合整理は国民動員の徹底的強化の一環として学徒の徴集猶予停止並に理科系の拡充に伴ふ文科系の入学定員半減といふ方針から割り出された措置方策ではあつたが私大の法文科偏重の現状並にその教育および研究機能の問題、経営上の問題等からその抜本的改善はわが文政多年の懸案であ

つた、然るに今回の整備要領に於ては僅かに『その統合可能なものについてはこれが実現を図る』と規定せるのみで、事実上文科系の私大は大部分専門部に転換し学部そのものは相当数閉鎖同然になるとしても一応現状のまま、存置することとなり、何等問題の具体的な解決を示してゐない、以下その真意を、最近の経緯に徴して検討してみよう

一体私学の統合理といふ問題はたとひそれが応急措置にしても、私学にそれ〴〵伝統あり学風あり、加へて岡部文相の持論である官私の教育力を綜合發揮するといふ建前からして、これが処理に当たつては特別の戒心を要請されて来たのであるが、ましてそれが我学校体系の建直しの一環として採り上げられてゐる以上、新たな学校体系への確たる工夫なくてはならぬ、文部当局はかゝる情勢に鑑み私学側の忌憚のない意見を徴する等万全の用意を進め議会でこの問題が検討に上つた際も岡部文相は私学の伝統と特色を伸張せしめる方向において問題を処理せんとする極めて着実なその構想の基軸を示したのであつた、爾来これに関する文部当局と私学側の動きは官私相携へてわが文教の決戦態勢確立に邁進せんとする方針への帰一を求むべく、種々の底流をかもし出し、相反発するが如き形となつて現れたこともなくもなかつたが、それらの底流とは別個に、文部当局としてはこゝで改めて来るべき学校体系についてその構想の角度を新にするの要に迫られて来た

それは要約すれば岡部文相による戦時文教政策は戦時非常措置方策を含めて概観してみても結局橋田前文相によつて築かれて来た学制改革の上塗りといふ観に尽きるがその橋田改革はそも〴〵支那事変勃発直後近衛内閣によつて創設された教育審議会において、事変終了後の大陸建設を目的として勘案された教育計画より生れたもので大東亜戦争下の現在、しかして又戦争と建設の併進が今後長期に亘つて遂行さるべく予定されてゐる現在、その

骨格に互つて再検討さるべき事情にあることは論を俟たない、従つて橋田改革の一步前進した形においてのみ問題を処理せんとすれば、常に単なる弥縫に終り臨時措置の繰り返しに終らざるを得ないことは明かである。橋田改革の点睛を標榜した岡部文政は、こゝに至つて点睛といふよりも寧ろ新たな龍を描くべき情勢に当面してゐるといふべきで、それはまた学制改革の理念の指向するところである。

すなはち現に生起してゐる問題だけでも就学年齢の引下げあるひは文科系大学教育の新たな活用方策等々の可否に関する慎重な検討が要請されて居り、これらの諸問題の解決を通じて軍隊教育乃至は生産教育と緊密に結びついた学校教育体系の新たな像が描かれなければならぬ。

これを要するに文部当局としては、この際従来よりもより高度の見地から内外の諸情勢を達観して慎重に学校体系を構想工夫せんとする突き進んだ観点から、その派生的問題である私学統合を将来に残したとみるべきである、今次戦時非常措置はあくまでそれに至る第一階程^(マ)であり、従つて今回の学校整備要領に私学統合問題が敢て消極的に取り扱はれてゐることは岡部文政のかゝる遠大な意図に発するものと見られるのである。⁽¹⁹⁾

この記事は、この度の「学校整備要領」策定に関する当局発表について、「最も注目すべきは私立大学の統合理整が予想に反し極めて消極的に取り扱はれてゐる一事である」と述べている。それは、去る九月二一日の『教育に関する戦時非常措置方策』が決定を見るや、一般の関心はこれらの方策によつて闡明された私立大学の統合理整が如何なる形で現はれかというに注がれた観があつた」と指摘している。

すなわち、「私大の統合理整は国民動員の徹底的強化の一環として学徒の徴集猶予停止並に理科系の拡充に伴ふ文

科系の入学定員半減といふ方針から割り出された措置方策」にはかならないものであったはずである。しかしながら、私大の統合理について言えば、何等当局のめざした「統合理」を文部省主導で行うところには至っては至ってはいない。

従来「私大の法文科偏重の現状並にその教育および研究機能の問題、経営上の問題等」が指摘されながら、その抜本的改善は図られず、これまでの文教政策でも問題になっていたところであった。然るに、今回の整備要領に於ては僅かに『その統合可能なものについてはこれが実現を図る』と規定するのみで、事実上法文科系の私大は「大部分専門部に転換し学部そのものは相当数閉鎖同然になるとしても一応現状のまま、存置する」こととなり、「何等問題の具体的な解決を示してゐない」と、その「統合理」の曖昧さと不徹底さを嘆いているかのような解説であった。

さらに記事は続けて、岡部文相は、橋田前文相時代からの学制改革路線を単に踏襲していくのではなく、「従来よりもより高度の見地から内外の諸情勢を達観して慎重に学校体系を構想工夫せんとする突き進んだ観点から」策定した「学校整備要領」なのであらうと、やや好意的な今後の改革路線の見通しをもって記事を結んでいる。

岡部文教政策について、「私学統合」は学制改革路線の派生的問題であり、したがって、岡部文相は「私学統合を将来に残したとみるべきである」というこの論評記事を、そのまま鵜呑みにすることはできないと言わねばならない。文部省が二ヶ月以上を費やしても「私学統合」を強行できなかつた別の事情が生じていたからである。

その事情については後述するとして、菊池文部次官もこの「学校整備要領」についての取材に、以下のように答えていた。

学校の統合に就て

問 私立大学の統合は最初の計画では「相当数の大学が専門学校に転身する」とあつたが実際はどうなるのか

答 私立大学の統合については自発的統合を促進することにしたのである、決して龍頭蛇尾に終つたのではなく、各校がその伝統をいよいよ輝かさんことを期待してゐるのである、統合してゆかうという学校があれば、一肌脱ぐ

問 すると私立大学の統合を文部省が手を下して行ふということはなくなつたわけか

答 今後は各校と個別的に話し合ひ文部省は斡旋役、産婆役の立場だ

問 学校当局がもし統合する気がなければ統合しなくてもいいわけか

答 さうだ、統合するしないは学校それだけの自由である、しかし実際問題として定員が三分の一となり一方どしく在校生が出陣することとなれば学校経営が成立せず勢の赴くところ統合するより他に道はなくなる学校も生じよう

問 では来春相当数の統合校が誕生するとみてよいか

答 早速来年一月から三月まで個別的折衝をつゞけ四月から実施の予定だから相当数は統合することになるであらう、しかし繰返すやうだが統合はもつぱら各校の希望に基いて行はれる

問 文科専門学校の定員は二分の一に縮減された、二分の一となつては大学同様統合の問題も起り得るわけだが

答 もちろん可能である、希望があれば斡旋してゆきたい

問 大学が専門学校へ転身することも自由か

答 結構である、大学が専門学校になり、あるひはその上で統合するといふやうなことは望ましい

問 現在の在學生、出陣学徒などの心構へは

答 安心してゐてほしいの一言につきる、在學生はたとひその母校が統合されても立派に母校の伝統を守つて卒業できるのだし、出陣学徒は凱旋の暁たとひ母校の甲大学が乙、丙大学と統合されてゐてもこれは実質的には「丁大学」ではなく「甲乙丙大学」なのだから母校の卒業生と同じ気持で卒業してゆけるのである

問 結局私立大学、高専としてのゆくべき道は統合するか、やり抜いてゆくかの二つであるか

答 それにもうひとつの道転換が残されてゐる、文科から理科への転換は最も望ましい

問 学生生徒の委託と統合との関係は

答 委託とは、生徒の数が余りに少数である場合、学校が転換した場合、防空上の見地から学校が疎開した場合などに甲校學生の資格そのまゝで乙校に入り甲校卒業生として巣立つのであつて統合とは別個である

適齡前専門教育完了の方針について

問 徴兵適齡までに専門教育をすませさせることは大変結構だが、それは来年から専門学校へ入学する人たちに對して可能なので現在の専門学校在學生や現在の中学校五年生などはとても満十九歳までに卒業できぬわけだが

答 入營の時期に仮卒業等適当な方法を講じたいと思つてゐる

問 數へ年十八歳の春中学校を卒業して進学し、十九歳で二年、二十歳で三年生となる勘定でゆくと入營時期を十二月頃として丸二年半以上修学できるわけになるが、もし入營期に変動があるとすれば

答 入營即卒業といふやうな便宜方法を考へたいと思ふ

問 四年制の専門学校は全部三年制にするか

答 医専、教員養成の学校および美術学校、音楽学校を除き全部三年制にした、医専は三年には短縮し難く、教員養成を主眼とする学校は四年制を継続し、また美術、音楽両校は天才教育機関だから四年制を建前とし、特に中等学校三年修了で進学せしめることとした

問 外語、夜間高工など従来の四年制を三年制にしたについては年限の短縮以外どの程度に教育内容が刷新されたのか

答 たとへば外語は外事専門学校とし、高商は工場経営専門学校または経済専門学校とし、鉱、蚕、農□各校悉く面目を改めたが、これらの具体案については近く詳細公表する

理科は可能な限り拡充（小見出し―筆者注）

文科系定員の縮減と理科系定員の拡充について

問 文科系定員は大学高校では従来の三分の一に、専門学校では二分の一に大縮減された、この縮減された分がそのままに理科に転向してゆくのか

答 決してさうではない、文科の縮減と理科の拡充とは全然別個と考へてほしい、そもぐ文科定員を縮減したのは、一には労務上の要請にこたへ一には現段階の文理科の均衡を考へ、さらに一には理科系への進学道を間接にひらいたわけなのだ

問 縮減に伴ひ今後文科方面へは相当の入学難が予想されはしまいか

答 今までのやうな傾向で進めばさうなる筈だ、しかし実際には想像する程度ではあるまいと思ふ

問 理科の拡充はどの程度に行ふのか

答 具体的にはいへないが、可能なる限り拡充するのである、高校だけの例をみても二十八学級の増加で公私立みなこれに準ずるのだから大体の目安はつかう、しかし文科の縮減を埋めるには到底足らず高等教育の門は在来より幾分せまくなつてゆくことは否めない

問 文科系の大学生といふ存在は十九歳出陣の結果殆どなくなることになりはしまいか

答 その通りである、帰還学生、徴兵検査不合格者それに留学生この三種以外に文科系学生は殆どなくなる

問 それではいよいよ文科系へ進む者が少くなりはしまいか、この際真に正しい進学指導とは何か

答 徒らにみんな理科に行けといふのでは断じてないのである、文科が自分に向くと信じる者は断乎文科に進んでほしい、残留組と教員側が力を合せて文科大学を護り抜いてゆかねばならぬ、このために文部省は大学附属研究機関設置に最高の助成を期してゐる

問 最後に女子専門教育は今回の措置でどんな影響を受けるか

答 従来女子専門学校といへば凡爾型的であり、家庭人、教員養成を目標としてゐた、これらの行方は今後飽くまで専門的にしあらゆる職場に男子代替の心構へで刷新して行かねばならぬと思ふ⁽²⁰⁾

私立大学の統合は自由であるのかという問に対して、菊池文部次官は「私立大学の統合については自発的統合を従へることにしたのである、決して龍頭蛇尾に終つたのではなく、各校がその伝統をいよいよ輝かさんことを期待してゐるのである、統合してゆかうという学校があれば、一肌脱ぐ」と答え、それを更に確認しようとした「私立大学の統合を文部省が手を下して行ふということはなくなつたわけか」という念押し気味の質問にも「今後は各校と個別

的に話し合ひ文部省は幹旋役、産婆役の立場だ」と説明している。

ここには、予定通り強行しようとした「私学統合」が思うままに措置出来なくなった文部省の当初の意気込みが抑制されてしまったにも関わらず、意外にもあっさりとした反応であるかのような印象が見て取れる。

まさに文部省としては、私学の中には様々な学校があるけれども、そこは「私学統合」の必要性をもってすれば、簡単に突破できるという自信を持っていたに相違ない。けれども、そのような見通しというか予測は大いに外れてしまったと言うほかはない。

それでも、文部当局としては、「実際問題として定員が三分の一となり一方どしく、在校生が出陣することになれば学校経営が成立せず勢の赴くところ統合するより他に道はなくなる学校も生じ」るはずであり、「早速来年一月から三月まで個別的折衝をつゞけ四月から実施の予定だから相当数は統合することになるであらう」という見通しをもっていたことがしれる。「文科系の大学生といふ存在は十九歳出陣の結果殆どなくなることにしはしまいか」という質問にも「その通りである、帰還学生、徴兵検査不合格者それに留学生この三種以外に文科系学生は殆どなくなる」と答えているのであった。

文部省としては、在学生がいずれは殆どいなくなる以上、法文科系の大学はこのまま統合整理を強行しなくても統合整理の方向に進むことになると思っていたのであらう。

六 私立大学の対応と抵抗

ところで、一〇月一二日に「教育ニ関スル戦時非常措置方策」が決定されると、当然のことながら、私学関係者から法文科系軽視を憂慮する声が高まってきた。

一〇月一三日付の『朝日新聞』は、早稲田大学総長田中穂積の談話として、以下のような内容を伝えていた。

天下分目の戦ひのこのとき、教育の戦時態勢徹底についても今更何の問題もあらうはずがない、しかしながら今回の具体措施の実行については、容易ならざる決意と準備の必要がある、早稲田としては理工学部は昨年十月石油学科を、この十月には土木学科を増設し、今後ともその整備拡充に努めたいと思つてゐる、しかし文科系を理科系に転換させようといふ点は、口ではたやすいけれども、学生に素養が欠けてゐることや、設備に要する資材のことからして、当局の大英断を伴ふことが必須条件である、更に私が最も憂慮してゐることは、文科軽視の風潮を醸しはしないかといふことだ

文科と理科は人間の両手、両足の如くで、どちらが短くても人体の満足な働きはあり得ない、将来大東亜十億の民の陣頭に数多くの指導者を要することからこれが調節は周到の顧慮が望まれる⁽²⁾

早稲田大学の場合、法文科系統と理工科系統の双方を有する総合大学であるがゆえに、大学の廃止、専門学校への転換の命令が下ることなどあり得ようもない。そうだとすると、「文科軽視の風潮を醸しはしないか」というのが正論であり、大手有数の大学としての見識であらう。

しかしながら、文部当局が、理工科系大学の「整備拡充」と法文科系大学の「統合理」について、その因つてく

る要請の相違を説明し、また、「法文科系統換言すれば精神科学方面の学校或は学問を軽視するといふやうな意味は毛頭無いのである」と説明しても、他の法文科系私立大学の側からすれば、それは自校の存立に関わる重大事であることに変わりはない。

閣議決定当日の私大代表者側との懇談会で「整理統合とは数校が合併して新校を作るのか乃至は一校が数校を吸収するのか」と言う質問に、文部省側は「一律には決められぬ、各校の歴史や諸般の事情を考慮した上でのことだ」とも答えていた。私立大学にとつての存在意義は、その「建学の精神」を承継してきた歴史と伝統にあるのであつて、それらを完全に無視しての「統合整理」など、本来受け容れがたいことは言うまでもない。

文部省側もその点はよく承知しているところであつたが、私大側との「連絡」について、一〇月二二日、文部省専門教育局長永井浩の名で、「一 転換セントスル場合ニ於テハ其ノ学校ノ種類、学科、定員並校舍其ノ他ノ施設ノ位置及規模等（理科系専門学校へ転換セントスル場合ニ於テハ特ニ実験実習場等ノ概要）、二 統合整理セントスル場合ニ於テハ其ノ善後措置又ハ統合先ノ学校ニ関スル希望等、三 附属専門部ニ関スル措置、四 現在教職員ニ対スル措置」についての「意見、希望」を「開申」するようにとの通達を出している。⁽²²⁾

この時点で、文部省としては私学側の対応を慎重に見定めようとしていたと言えるが、「統合整理」については、まさに自信をもつて措置できると考えてもいたのである。

前述のように、その三日後の一〇月二五日午後二時から、文部省専門教育局監理課主催の私立大学代表者懇談会が開かれた。この時、参集したのは小泉慶応義塾長をはじめ全国二七私大の各総長、学長ないしは理事長で、文部省側は岡部文相以下各関係課長が出席したが、私大側の「統合整理」に対する態度は極めて協力的であつたと報じられて

いたのである。

そして、このときの文部大臣訓示では、各校においては「学校創設者の遠大ナル抱負ヲ繼承セラレ、幾多ノ困難ヲ克服セラレツツ校風ノ振作、人材ノ養成ニ非常ナル精勵ヲ致サレタ」ことはよく承知しているが、いまや「皇国未曾有ノ切迫セル時局」は、そのような私学といえども「新事態」への対処を求められていることをよく理解してほしい、そのためには「教育ノ必勝体制」確立という所期の目的達成のために協力するよう求めていた。⁽²³⁾

しかし、この訓示はあくまでも「飴」であって、統合を強行しようという「鞭」が次に振り下ろされることを予期した私学はどのように「統合理」政策に対応したのか。私学の「統合理」政策への対応の全貌は必ずしも明らかではないが、それを次に見てみよう。

私学の中では、早くから文部当局の意向をふまえ、専門学校への転換を措置しようという大学もあった。文科系の学部や学科のみのいわゆる単科大学や文科系の学部を中心にして発展してきた大学にとって、「在学徴集猶予停止」の勅令により、在学生の大多数が学徒出陣で学窓を離れていくことは、主として学生の授業料に依存して経営されている大学の存立に関わる大問題であった。しかも入学定員が従来の三分の一あるいは二分の一に大幅に削減されるならば、経営上の危機を招来することは予想されたところであった。

そのため、立命館大学の場合は、まだ「統合理」が文部省より具体的に指示されていない段階の一月一日の理事会で、自発的に「大学」の看板を下ろし「立命館専門学校」を設立することを決定している。そして直ちにその設立認可の申請を行い、翌四四年三月一〇日に認可され、四月より専門学校として開校するに至っている。これは「教育決戦措置への完璧な適応」の例であるといわれている。⁽²⁴⁾

また、青山学院の場合は、歴史と伝統のある神学部を閉鎖していたところに加えて、一月三〇日、小野徳三郎院長が文部省に招致され、専門部を明治学院に合併すべきことを指示され、同学院は二月六日の理事会で、明治学院との合併を可決し、最終的には、関東学院の高等商業部を加えて、翌四四年四月をもって明治学院に統合されたのであった。⁽²⁵⁾

そのほか、東北学院の場合も、青山学院と同様に神学部を失っていた上に、高等学部の文科を廃止し、高等商業部の一部門だけで学校の経営をかううじて行う状況に追い込まれていった。それに加えて、入学定員についても三分の一に制限されたため、文科系としての学校の存続が殆ど困難となったところへ、「軍官画面から、文科系の専門学校を航空工業方面の理工科系の学校に転換するよう、殆ど命令的に躊躇をゆるさぬ要望を指示」されたのであった。そこで東北帝国大学工学部の援助を受けて、同年四月、東北学院航空工業専門学校を新設、開校するに至っている。⁽²⁶⁾

専門学校への転換を行わずに大学を存続させることで対応した例としては、日本大学がある。日本大学の場合、理工科系として医学、工学、農学の三学部を擁していて、これ以上学部を拡大する余地はなく、結局、文科系の学部学科の整理を考慮する必要に迫られたが、同年八月、建学の精神を承継している文科系の学部の廃止は行えないと考えて、やむなく文科系の専門部の全廃をもってこの難局に対処しているのであった。⁽²⁷⁾

明治大学の場合も、文部当局が命令をもって「統合整理」を強行するのではなく、各学校の自発的善処を希望するというかたちでの「統合整理」に対して、すなわち、専門学校への転換を望まない大学であっても、理科系部門の整備拡充をそれなりに目指すという決まり切った回答を引き出そうという文部当局のやり方について批判を抱きながらも、「文科系の縮小」という方針を打ち出している。そして、大学として存続するために、学部と専門部に理科系部

門の開設を計画する動きを示しながらも、結局、この計画は当初の壮大な構想とは異なり、開設されたのは機械・電気科・造船科からなる工業専門学校であったのである。⁽²⁸⁾

このように、法文科系の大多数の大学は「統合理」政策の措置への対応として、専門学校への転換を図ったり、理工科系部門の充実ないしは新設をもって、学校の再編成を急速に進める方向を選択せざるを得なかったのであった。一月に入ると、文部省は各校に対して個別的に「統合理」に着手していくのであったが、大学の存廃に関わる重大事として、この「統合理」に敢然と立ち向かったのは中央大学であった。中央大学の『七十年史稿本』は次のように伝えている。

私立大学始まつて以来その興廢存亡に関する大事件が二つあつた。一は大正七年十二月公布同九年四月より実施の大学令準拠問題であり、これは各大学の努力と文政当局の反省とによつて条件の緩和を得て多くの大学は大学令に拠る大学となることを得たが、この場合本学同人は主役を演じたこと既にこれを詳述したとおりであつた。二は昭和十八年東条内閣の企てた私学の整備統合理問題であつた。その整備統合理の内容は全国にわたり私立大学は二・三に止め、その他三十有余の私大は専門学校に格下げにすること、官学は東京は東北帝大と京都は九州帝大と合併し、三商科大学は合併してこれをもつとすること等であつた。学内は当局者を始め教職員並びに学生がこの重大問題に対して論議を交へること烈しく学園は愁色に鎖された。かくする間に佐官級ぐらいの青年将校が突然来校して山田三郎常務理事に向つて、今回の政府の決定した大学整備統合理政策の実施により、中央大学の学部は消滅し、学生数も大いに減少するので校舎の大部分を軍の用に供するから、諒承ありたしと言つた。山田理

事は温厚篤実の人であつたが、憤然色をなして言下に拒絶して「本学は断じて政府の要請に応じない。軍国のため必要とあつて学生全部を徴集されることがあつても、大学を閉鎖しない。向後十年間は大学の維持について財政上何らの困難を告ぐることはない」と言つた。青年将校は山田理事が海軍中将相当官であることを察知したのか、存外軟化して引揚げた。⁽²⁹⁾

中央大学では、文部省の打ち出した私学の「統合整理」という政策に対して、「当局者を始め教職員並びに学生がこの重大問題に対して論議を交ゆること烈しく学園は愁色に鎖され」ていた。そこへ突如来校した青年将校が「中央大学の学部は消滅し、学生数も大いに減少するので校舎の大部分を軍の用に供するから、諒承ありたし」と、軍の威光を笠に着て一方的に宣言したという。この物言いに對して、山田三郎常務理事は「憤然色をなして「本学は断じて政府の要請に応じない。軍国のため必要とあつて学生全部を徴集されることがあつても、大学を閉鎖しない。向後十年間は大学の維持について財政上何らの困難を告ぐることはない」と言下に拒絶したというのである。

『七十年史稿本』は続けて記している。

他方文部省は林学長を呼んで専門学務局長から、中央大学は専門学校に変更するようにと要請された。この日鷲沢明大総長も同様の指示を受けたという。然るに早大及び慶大には自然科学の学部あるためか、右と同様の指示を受けず、又日大は後に明白になつたが、自発的に専門部を廃止する代りに、大学としては残るといふ諒解が文部省との間に成立つていたとのこと。而して当時若干の大学は格下げをあきらめていたものもあり、関西方面の

大学は既にその手続をとつていた。しかしながら中央・明治・法政等は容易に文部省の指令に服し難いのであるが、当時絶対の権威をもつていた軍閥が文部の後楯に控えているので、反対論の成功は頗る望み薄の情勢にあつたのである。本学においてはこの時緊急評議員会（評議員）を招集して、先ず林学長より当面の問題について経過を報告し、悲壯の面持を持つて母校の運命に関する大難に善処する途を諮つた。次に山田理事が起つて、六十年の歴史を有する本学を今専門学校にすることは創立者を始め、先輩に対しても申訳がない。吾々は敢然起つて文部省と戦うあるのみだと訴えて声涙共に下つた。評議員より野村、天野、柴田等の数氏の激越なる賛成論ありたる後、満場一致をもつて飽くまで文部当局と抗争するという決議を可決した。⁽³⁰⁾

早稲田大学と慶応大学への文部当局の「統合理」についての要請はなかつたものの、日本大学の場合については、「大学としては残るといふ諒解が文部省との間に成立つていた」とあるが、真偽のほどは定かではない。また、関西方面の大学については言へば、立命館大学のように、文部省の個別的要請以前に専門学校への転換を企図しているところもあつた。

しかし、中央大学の場合、いかに文部省と対決して大学としての誇りを保つかが問われていたと言える。山田常務理事をはじめ中央大学関係者が緊急評議会を開き、「六十年の歴史を有する本学を今専門学校にすることは創立者を始め、先輩に対しても申訳がない。吾々は敢然起つて文部省と戦うあるのみだ」と満場一致で文部当局と争うということを決議したのは、他校では見られないことであつた。

以下の記述は、中央大学の野村嘉六評議員と軍部の実力者である佐藤賢了軍務局長との遣り取りを記したもので、

中央大学関係者の「統合整理」に対する反対運動の一端がよく示されていると言える。

時に十八年十一月二十四日。評議員野村嘉六は翌日より直ちに運動を開始して、单身陸軍省に乗込み、当時陸軍の中心人物といわれた軍務局長佐藤賢了に会った。野村氏は佐藤局長に対し、多数の大学を廃止することについては、我が国の文化を破壊するもので、秦の始皇の焚書坑儒にも比すべき暴挙である。又多数の大学生は今勇躍して戦陣に赴いているが、心にかゝるは母校の運命である。若し自分の大学がなくなることになつたならば、彼等はどうな気持になるであろうか。その士気に及ぼす影響は大である。軍は何故にかかる愚を敢てせんとするかと問責した。佐藤局長はやや考えた末に、出陣学生が還つても母校がないということは、恰も航空母艦から飛び立つた飛行機が還つてみれば、それが沈没していると同じであろう。軍はさような思いやりのないことはせぬ。大卒廃止は軍の意思ではないと言つた。野村氏は更に確かめるために云つた。「貴下の言は軍の意思と解して可なりや」と。佐藤局長は「然り」と答えた。野村氏はその足で文部省に赴き岡部文相及び菊地次官に面会して、大卒廃止の不可なる所以を詳述したが、中々肯んじないで最後に軍に藉口したから、野村氏はすかさず佐藤軍務局長の言明を告げたので彼等は嘩然として答うるところを知らなかつた。野村氏は更に中央大学に立寄り以上の次第を報告した。⁽³¹⁾

中央大学関係者の反対運動は更に広がりをもたせ、政界・官界にまで及んでいる。

当時山田理事は一日元文部政務次官作田高太郎を招いてこの大問題に対処するため協力せられんことを懇望したので同氏も勞を煩わす大いに尽力された。爾来本学関係の同志は大運動を展開し、或いは日本倶楽部に、或いは丸ノ内ホテルに会合を繰返し作戦を練つたり、それ〴〵分担方面に向つて説得に努めた。本学柴田教授と明大谷教授は私学法友会（同会のこととは別項に記載してある）と連絡の衝に当り、本学内部の教職員については天野・片山及び川原三教授その他が専ら担当して本学の陣営の強化に努めた。法大の竹内総長は平沼及び原面枢密顧問官に交渉をし、我が野村氏は三十年來の議會生活により親善なる政治家及び官界の権威者を日夜歴訪して説得を懈らなかつた。議會内において、我々に呼応したのは前東京市長牛塚虎太郎と學員前衆議院議員元文部政務次官作田高太郎の兩人であり、その援助により至大の好結果を來した。牛塚氏は当時文教委員長であつたが、文教委員会で文部省側と大学側と双方の意見を聴く会を催うし、初日には文部首脳部の意見を、尋で大学側の意見を聴き、大学側は毎日三校の代表者の意見を聴く順序に定められ、本学は早稲田・慶応と同日に招かれたところ我が林学長は枢密顧問官であるため柴田教授が代つて出席して演説した。当時文政家として知られた林博太郎、永井柳太郎及び安藤正純等を始め数十名の貴衆両院議員が参集して熱心に我々の意見を聴いてくれた。中に就いて早大総長田中穂積博士の演説は最も大なる感動を与えたものであつた。かくてこの会合の結果は大いに功を奏して大勢は遂に大学側に有利の形勢となつたのである。此の機を逸せず立ち上がったのが、我が作田高太郎であり、同氏は当時私学出身の代議士が衆議院の過半数を占めていたので、これを中心とする私学振興会を作り上げた。同会は屢々会合して大学の整備統合反対の氣勢を大いに高揚したので、その政府に反響を与えたことは甚だ大なるものがあつた。この時乗出した人物は翼賛政治会筆頭総務前田米藏その人であつた。同氏は本学出身者であり

大臣たること四たび、本学の評議員たる者。國務大臣大森唯男氏と協力して、東条首相に対し大学問題は今や政治問題と化した。大勢は政府に不利である。かゝることで政府が傷つくことは遺憾である。大事の前の小事であるから首相は宜しく善処せられたいと力説した。かくて十八年二月二十三日(マ)の閣議において、遂に大学の整備統合案は撤回することに決定された次第である。我々同志は閣議当日丸ノ内ホテルに法友会を開いて閣議の成行きを案じていたところ、大森國務大臣の秘書官本学出身者文部参与官伊藤五郎が飛び来つて右の結果を報告したので万歳を三唱した。前後三句にわたる不眠不休の努力が酬いられて、我々は茲に凱歌を奏したのである。(32)

衆議院文教委員会の模様は史料利用の制約もあり、現在のところ不分明である。しかし、私学側の意見は政府の譲歩を引き出し、一月二三日の閣議において「遂に大学の整備統合案は撤回することに決定された」と述べられている。この閣議の模様も確認できなかったのであるが、文部省が私学への個別的折衝を通じて「統合整理」の方向を見定め、一気に全権掌握のかたちでの一方的な「統合整理」を意図していたとするならば、中央大学関係者による反対運動は大いに障害となったことは間違いないところであろう。

中央大学としては、このように「統合整理」に正面きって抵抗し、関係者一同が大々的に反対運動を展開し、その結果、文部省による上からの「統合整理」に一応の歯止めをかけることに成功したとしても、そのまま安閑としている訳にはいかなかった。

他の私立大学が大学として生き残るために、理科系部門の整備拡充ないしは新設をもって対応していったのと同様に、中央大学もその方向の措置を考慮せざるを得なかった。

一九四三（昭和一八）年二月二四日、中央大学は臨時評議會を開催した。その日の決議録は記している。

会長林頼三郎司会席ニツキ左ノ決議ヲナシタリ

一、寄附行為改正ノ件

会長林頼三郎ヨリ本学ニ工学部門ヲ増設スルニ付キ現行寄附行為第一条ニ本法人ハ法律政治経済商業ニ関スル教育事業ヲ行フヲ以テ目的トストアルモ商業ノ下ニ新タニ工業ノ二字ヲ加ヘ本条ヲ

第一条 本法人ハ法律政治経済商業工業ニ関スル教育事業ヲ行フヲ以テ目的トス

〔^{抹消}ト〕ト改メタシト提議シ続イテ三橋事務部長ハ右工業部門ハ差シ当ツテハ専門学校程度ノモノタラシメ、従ツテ現

行寄附行為第二条ニ、四中央工業専門学校ノ九字ヲ加ヘ、本条ヲ

第二条 前条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ学校ヲ経営ス

一 中央大学（大学及予科）

二 中央大学専門部

三、^{（イ）}中央大学商業学校

四 中央工業専門学校

ト改メ且其ノ予算九拾万円ヲモ附隨的ニ決定承認アラシコトヲ図リタルニ満場一致原案通り承認可決ス

右決議ス

昭和十八年十二月二十四日⁽³³⁾

中央大学はこの評議会決議に基づき、二月三〇日、中央工業専門学校設立の認可申請（入学定員・機械科一〇〇人、航空機科一〇〇人）を行い、翌一九九年三月一三日に認可、四月一日に中央工業専門学校を開校したのであった。

ところで、文部省が、二月二一日に「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領」を閣議決定したことを発表した時、菊池文部次官は「私立大学の統合については自発的統合を懲憚することにしたのである、決して龍頭蛇尾に終つたのではなく、各校がその伝統をいよいよ輝かさんことを期待してゐるのである、統合してゆかうという学校があれば、一肌脱ぐ」と語っていたが、それは文部当局の本音ではなかった。なぜなら私学の統合廃止、専門学校への転換命令を下す権限を得なければ、決戦下における学校体系の再編成はかけ声だけの「龍頭蛇尾」に終わり、まさに文部省の面目丸つぶれということになるからである。そこで文部当局が「統合整理」を強権的に強行できる方策として考えたのが、勅令による全権掌握の道であった。

七 国民学校令等戦時特例（案）と枢密院審査委員会

一九四三（昭和一八）年二月一五日、「国民学校令等戦時特例」（案）が天皇より枢密院に諮詢されたことを承け、原嘉道枢密院議長はこの諮詢に應えるべく、枢密院における審査委員を指定した。指定された審査委員は、審査委員長に鈴木貫太郎枢密院副議長ほか枢密院顧問官の清水澄・南弘・菅原通敬・松浦鎮次郎・潮恵之輔・林頼三郎・深井英五・二上兵治・真野文二・三土忠造の一〇人であった。

そして、二月二七日午後一時半、内閣田門内にある枢密院事務所で開催の第一回審査委員会では、「国民学校令等戦時特例」(案)、「現情勢下ニ於ケル帝国国政要綱」(抄)、「教育ニ関スル戦時非常措置方策」及び「在閩東洲及滿洲国臣民教育令」(抄)が配布された。

配布された「国民学校令等戦時特例」(案)は以下のような内容であった。

勅令第 号

国民学校令等戦時特例

第一条 本令ハ大東亜戦争ニ際シ学校教育ニ付時局ニ即応スル措置ヲ講ズルヲ以テ目的トス

第二条 国民学校ニ児童ヲ就学セシムベキ期間ノ終ハ国民学校令第八条ノ規定ニ拘ラズ当該児童ノ満十二歳ニ達

シタル日ノ属スル学年ノ終トス但シ満十二歳ニ達シタル日ノ属スル学年ノ終ニ至ルモ国民学校初等科ノ課程ヲ

修了セザル児童ニ付テハ其ノ者ガ満十四歳ニ達スル日迄ニ其ノ課程ヲ修了シタルトキハ其ノ修了シタル日トシ

満十四歳ニ達スルモ其ノ課程ヲセザルトキハ其ノ達シタル日トス

第三条 昭和十六年勅令第五百五十五号中昭和十九年四月一日以後ニ於テ施行セラルベキ部分ハ之ガ施行ヲ延期ス

第四条 昭和十九年度ニ於テ中等学校令第二十条ノ規定ニ依ル中等学校ノ第三学年及第四学年ニ在学スル生徒

(文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク)ニ付テハ其ノ修業年限ハ同条ノ規定ニ拘ラズ同令第七条又ハ第九条ノ規定ニ依ル

昭和十九年度ニ於テ師範教育令附則第九項ノ規定ニ依ル高等師範学校附属中学校又ハ女子高等師範学校附属高

等女学校ノ第三学年及第四学年ニ在学スル生徒ニ付テハ其ノ修業年限ハ同項ノ規定ニ拘ラス同令第十九条第一項ニ於テ準用スル中等学校令第七条ノ規定ニ依ル

第五条 師範教育令附則第四項ノ規定ハ昭和十九年度ニ於テ師範学校女子部本科ニ在学スル生徒（文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク）ニ付テノミ之ヲ適用ス

師範教育令附則第六項ノ規定ハ昭和十九年度ニ於テ師範学校予科第三学年ニ在学スル生徒（文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク）ニ付テノミ之ヲ適用ス

第六条 修業年限五年ノ中学校若ハ高等女学校ノ第四学年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者ハ師範教育令第五条若ハ第十五条又ハ専門学校令第五条第一項本文ノ規定ニ拘ラズ師範学校本科、高等師範学校若ハ女子高等師範学校又ハ専門学校ニ入学スルコトヲ得

前項ノ規定ハ商船専門学校ニ付テハ之ヲ適用セズ

第七条 監督官庁特ニ必要アリト認ムルトキハ公立又ハ私立ノ学校ニ付左ニ掲タル事項ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

- 一 学校ノ整理及統合
- 二 学部、学科又ハ課程ノ設置及廃止
- 三 学生生徒ノ定員変更及募集停止並ニ授業ノ停止
- 四 授業ノ委託及受託
- 五 校地及校舎ノ変更

〔前項^(加筆)第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ公立又ハ私立ノ大学又ハ其ノ学部ノ設置又ハ廃止ニ係ル命令ヲ為サントスルトキハ別ニ定ムル公私立大学戦時措置委員会ノ諮問ヲ経ベシ

前項ノ規定ニ依ル命令ヲ為サントスルトキハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フベシ

第二項ノ規定ニ依ル命令ヲ為シタル場合ニ於テハ大学令第八条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

前項〔第一項^(加筆)〕ノ規定ニ依ル命令ヲ為シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ政府ハ予算ノ範囲内ニ於テ補

助金ヲ交付スルコトヲ得

第十項〔第一項^(加筆)及前項〕ノ規定施行ニ関シ必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム

第八条 本令（高等師範学校及女子高等師範学校ニ関スル部分ハ除ク）中国民学校令トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝

鮮教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル国民学校令、台湾ニ在リテハ台湾教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル国民学

校令トシ中等学校令第二十条トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル中等学校令第二十

条、台湾ニ在リテハ台湾教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル中等学校令第二十条、関東州及滿洲国ニ在リテハ在

関東州及滿洲国帝国臣民教育令第十一条トシ文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台湾ニ在リテハ台湾

総督、関東州及滿洲国ニ在リテハ滿洲国駐劄特命全權大使トシ同令第七条又ハ第九条トアルハ関東州及滿洲国

ニ在リテハ在関東州及滿洲国帝国臣民教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル中等学校令第七条又ハ第九条トシ師範

教育令トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル師範教育令、台湾ニ在リテハ台湾教育令

ニ於テ依ルコトヲ定メタル師範教育令、関東州及滿洲国ニ在リテハ在関東州及滿洲国帝国臣民教育令ニ於テ依

ルコトヲ定メタル師範教育令トシ専門学校令トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル專

門学校令、台湾ニ在リテハ台湾教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル專門学校令、関東州及滿洲国ニ在リテハ在關
東州及滿洲国帝国臣民教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル專門学校令トス⁽³⁴⁾

本稿の課題に即して言えば、第七条が重要である。すなわち、「第七条 監督官庁特ニ必要アリト認ムルトキハ公立又ハ私立ノ学校ニ付左ニ掲タル事項ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」とあるように、文部省が大学についての「統合整理」を命令することができる全権を得るという内容であった。この点は、審査委員会で大いに議論されるところである。ともあれ順次審査委員会の議論を見てみよう。
第一回審査委員会の記録は、次のように記されている。

国民学校令等戦時特例第一回審査委員会

昭和十八年十二月二十七日（月曜日）本院事務所ニ於テ開会

出席者

原 議長

審査委員長 鈴木 副議長

審査委員 清水 顧問官

南（弘） 顧問官

菅原 顧問官

戦時下における私立大学の「統合理理」問題（菅原）

大臣
説明員

西崎	伊藤	阿原	永井	藤野	菊池	荒木	入江	森山	岡部	三土	真野	二上	深井	林	潮	松浦
文部書記官	文部書記官	文部省国民教育局長	文部省専門教育局長	文部省総務長	文部次官	法制局参事官	法制局参事官	法制局長官	文部大臣	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官

(午後一時四十分開会)

鈴木審査委員長開会ヲ宣ス

岡部文部大臣ヨリ本案ノ趣旨ニ付菊池文部次官ヨリ勅令案ノ内容ニ付夫々説明アリ
清水委員ヨリ

(一) 学齡ヲ一年低下セシメルコトニ対スル文部当局ノ所見ヲ求メ菊池文部次官ヨリ相当考究ニ値スルコトニシテ
予々調査シツツアルモ未ダ是非ノ結論ニ到達セザル旨、

(二) 基礎研究ハ大学ニ於テ応用教育ハ高等専門学校ニ於テ為スヲ可トスベク此ノ見地ヨリ兩者ノ區別ヲ設ケ学校
整理ノ基準ト為スベシトシ岡部文部大臣ヨリ今後研究ノ要アリト思料セラルルモ本案ハ戦時特例ニシテ根本

榎 〔加筆〕 田 文部書記官

福田 文部事務官

腰原 大東亜事務官

本田 朝鮮総督府書記官

西村 台湾総督府文教局長

堀池 在滿教務部長

堀江 書記官長

諸橋 書記官

高辻 書記官

的研究ノ結果ニ由レルモノニ非ザル旨、

(三)音楽絵画等芸術ノ為ノ教育ハ之ヲ蔑ニスルコトナリ特ニ天才ヲ發揮セシムルコトニ付相当考慮ヲ払フベシトシ当局ノ所見ヲ求メ菊池文部次官ヨリ一國文運ノ發展ヲ左右スルコト多キガ故ニ決シテ之ヲ蔑ニスルモノニ非ズ天才ノ育成ニ付テハ着眼ノ仕方、訓育ノ施設、方法ニ宜シキヲ得ルヲ要シ此等ノ点ニ相当〔加筆〕研究ヲ要スル旨、

(四)大学ノ教授ニ対スル本俸ハ概シテ少ク講座給ヲ以テ之ヲ補フ実情ニシテ講座ヲ失ヒタル際本俸ノミトスルハ当ヲ失スト為シ之ニ対スル当局ノ措置ヲ問ヒ永井文部省専門教育局長ヨリ講座給ハ實際上俸給ト見テ差支ナキ現況ニ在ルモノナルガ之ヲ本俸ニ改メザル所以ハ講座ハ学問ノ単位ニシテ学問ノ進歩ニ寄与セシムルノ見地ヨリ存置セラレ而シテ之ガ存置アル以上之ガ為ニ講座給ヲ給スルコトモ意味ナキコトニ非ズト思料セララルニ由ルモノニシテ遽ニ之ヲ廃止スルコトハ考慮シ居ラザル旨夫々答弁アリ

鈴木審査委員長本日ハ之ニテ閉会スル旨ヲ宣ス

(午後二時五十分閉会)³⁵

第一回の審査委員会では、国民学校令等戦時特例の条文に即しての議論というよりは、基本的に学齢を一年低下せしめることの是非、基礎研究は大学においてなすことであり、応用教育は高等専門学校においてそれぞれ為すべきとの区分論、音楽絵画等芸術への教育は重要であるとの意見、大学の教授への講座給支給の必要論などが問題になり、これらに対しては概ね研究を要する旨の答弁がなされている。

ところで、審査委員の一人である深井英五は、この第一回より最終回に至るまでの覚書を残している。そこで、第二回以降の審査委員会の記録とこの深井の覚書とを比較すると、審査委員会での議論の焦点がより鮮明になると思われるので、第二回委員会以降、両者の記録を対照させて記録をみていくことにする。なお、出席者は必ずしも同一ではないが、審査委員はほとんど変わらず出席しているので、省略することにする。

国民学校令等戦時特例外三件第二回審査委員会

昭和十九年一月十二日（水曜日）本院事務所ニ於テ開會

出席者

（略）

（午前十時四十分開會）

鈴木審査委員長開會ヲ宣ス

岡部文部大臣ヨリ追加附託案三件ノ大綱ニ付菊池文部次官ヨリ其ノ内容ニ付夫々説明アリ

次デ審査委員長ハ青年学校教育費ノ負担ニ関スル法律案及勅令案二件ノ討議ニ入ル旨ヲ宣ブ

南委員ヨリ簡單ナル質問アリタルニ対シ菊池文部次官ヨリ答弁アリ

菅原委員ヨリ国庫補助ト国庫負担ノ相違ハ他ニ負担者ノ定メアルト否トニ係ルモノナリトシ義務教育費国庫負担法ハ市町村ニ対スル関係ニ於テ国庫補助法ナルヲ要ストシ当局ノ所見ヲ求メ岡部文部大臣ヨリ研究ノ要アリト思料スルモ今回ハ当面ノ必要ニ応ズル過渡的改正ニ止メ之ニ触レザリシ旨答弁アリ

潮委員ヨリ樺太ニ於ケル国民学校職員ノ俸給等ノ負担ヲ国費トスルハ樺太ニ地方費ナキヲ理由トスルモノナリトセバ文部当局ハ樺太ニ地方費ノ設定セラルルヲ利便トスルヤ否又内務当局ハ樺太ニ地方費設置ノ考慮アリヤ否ヲ問ヒ菊池文部次官ヨリ地方費ノ存在ヲ利便ト思料スル旨、新居地方局長ヨリ地方費ノ設定ニ付テハ目下研究中ニシテ未ダ結論ニ達セザル旨夫々答弁アリ

二上委員ヨリ法律案第一条中ノ市町村ハ樺太市町村ヲ含ムヤ否ヲ問ヒ森山法制局長官ヨリ文字上ハ含ムガ如キモ法ノ前提タル負担勅令ノ内容ニ照シ内地ノ市町村ヲ指スコトトナリ尚樺太ニ施行スベキ法令ニ関スル法律ニ基キ別段本法ヲ樺太ニ施行スルコトヲ定メザルガ故ニ實際上問題ヲ生ズル余地ナキ旨説明アリ

三上委員ヨリ青年学校職員ノ俸給等ノ為ノ国庫経費ガ補充費途ト為ルコトニ依リ国庫ノ負担ハ漸次増加スベシト為シ当局ノ所見ヲ求メ菊池文部次官ヨリ俸給等ニ付テハ大体ノ標準及限度ヲ示シ之ガ経費ノ徒ニ龐大トナルヲ防止スベキ旨説明アリ

委員長以上ヲ以テ右二件ノ質問終了ト認め休憩ヲ宣ス

（休憩午前十一時五十分乃至午後一時四十分）

委員長開会ヲ宣シ国民学校令等戦時特例外一件ヲ議題ニ供ス

清水委員ヨリ現行私立学校令第十二条所定ノ訴願ハ今回ノ非常措置ニ対シテモ認めラルルヤヲ問ヒ森山法制局長官ヨリ今回ノ措置ハ戦時的非常措置ニシテ之ニ対シ訴願ハ之ヲ認めザル旨答弁アリ

南（弘）委員ヨリ

（一）青年学校教員ノ養成ハ現存ノ師範学校ニ於テ為サシメ青年師範学校ハ之ヲ特置スルヲ要セザルベシトシ岡部

文部大臣及菊池文部次官ヨリ国民学校教員ノ担任ハ全教科ニ亘ルニ反シ青年学校教員ノ担任ハ職業科又ハ家庭科ヲ主トスルモノナルガ故ニ其ノ養成ノ方法ニ於テ趣ヲ異ニスルノミナラズ現在ノ官立師範学校ハ規模複雑ナルガ故ニ之ヲシテ更ニ青年学校教員ノ養成ニ当ラシムルハ不適當ナリト思料セラルル旨

(二) 工員ノ高賃銀^(マ)ニ伴フ青年風教ノ趨向ニ鑑ミ教育上ノ見地ヨリ徴兵年齢ハ寧口之ヲ二年低下シ滿十八歳ヨリトスルヲ可トスベシトシ岡部文部大臣ヨリ軍及生産ノ事情ニ即シ此ノ際ハ一年低下ニ止マリタル旨

(三) 教員養成ノ学校ノ在学生ニ対スル入営ノ時期ヲ問ヒ岡部文部大臣ヨリ理工科系ノモノト同様延期ノ措置ヲ講ジツツアル旨尚文理科大学ハ大学令ノ規程ニ基クモノナルモ實際上其ノ卒業生ハ概ネ教員ト為ルモノナルガ故ニ之ガ入営延期ヲ認め永井文部省専門教育局長ヨリ音楽学校及美術学校ノ師範科在学生ハ軍ノ要員取得上ノ見地ヨリ入営延期ノ措置ヲ講ゼザル旨

(四) 義務教育八年制ノ施行延期ニ関シ教育上ノ見地ノ外經濟上ノ見地ニ鑑ミ竝ニ戦後ニ於ケル社会ノ情勢ニ察シ根本的ニ之ヲ改正スルノ意図ナキカ問ヒ岡部文部大臣ヨリ研究ノ要アリト認ムルモ今日直ニ之ヲ根本的ニ改正スルノ意図ヲ有セザル旨、夫々答弁アリ

鈴木審査委員長本日ハ之迄トシ政府諸員退席ノ後青年学校教育費ノ負担ニ関スル法律案及勅令案ノ二件ハ政府側ニ於ケル急施ノ希望ニ基キ他ノ二件ニ先ダチ審査ノ結果ヲ報告スベキコトヲ諮リ全会一致原案可決ニ決シタル後閉会ヲ宣ス

(午後四時二十分閉会)³⁶

国民学校令等戦時特例外一件第三回審査委員会

昭和十九年一月十三日（木曜日）本院事務所ニ於テ開会

出席者

（略）

（午後一時三十五分開会）

鈴木審査委員長開会ヲ宣ス

南（弘）委員ヨリ

（一）大学ノ統合ニ関スル数次ノ閣議決定ニ変遷アル点ヲ指摘シ其ノ所以ヲ問ヒ岡部文部大臣ヨリ統合案ノ具体化スルニ伴ヒ或ル程度考方ニ変更ヲ要シタルニ因ル旨

（二）特例第七条ノ規定ヲ存スルハ学校当局ヲ徒ニ危惧セシメ教育上ニ有害ナル影響アリトシ岡部文部大臣ヨリ実際ノ運用ニ当リテハ努メテ勧誘ニ依ル自発的所為ニ俟チ本条ノ発動ハ極力之ヲ避クベキ旨

（三）学校ノ整備ニ関シ質シタル後戦時ノ措置ハ飽ク迄モ臨時ノ措置トシ之ヲ以テ悠久ナル国運ノ進展ヲ目途トスル經常的措置トシテ目セザル様希望シ之ニ対スル当局ノ所見ヲ求メ岡部文部大臣ヨリ学校ノ整備ハ固ヨリ戦時ノ必要ニ応ゼシメントスルモノナルガ同時ニ国家将来ノ点ヲモ考慮ニ入レタルモノニシテ臨時措置モ亦恒久的措置ニ変換スルコトナキニ非ザルベキ旨夫々答弁アリ

鈴木審査委員長本日ハ之ニテ閉会スル旨ヲ宣ス

（午後四時十分閉会）

【◆深井英五の覚書】（筆者注記、以下同じ）

一月十二日、十三日

清水〔顧問官〕 外国語に関する政府の方針を問ふ。

菊池 態度の問題なり。尊重は不可。日本精神を以て智識を世界に求むるの趣旨を以てす。普通教育に於ては外

国語の時間多きに過ぎたり。

南〔顧問官〕 小学校高等科全廃は意義あるも、八年制延期は意義少なし。

岡部 全廃断行の勇氣なし。

南 徴兵適齢を一挙十八歳に低下せざるは何故か。

岡部 十八歳になる可能性あり。但し是れは政府だけにて決するを得ず。

森山〔法制局長官〕 統帥事項にはあらずと注意す。

南 学校整理統合案が最初声明のときは頗る強行的なりしに、段々変化したる事情如何。

岡部 成るべく自発的にせしめ、已むを得ざる場合に命令する趣旨なり。最初の用語が諸方に心配をかけたる故、言ひ方を細くして緩和したり。

南 私立大学の整理統合には強制を除くべきにあらずや。

岡部 私立大学の廃止は勅裁事項なり。軽々にせず。實際強制の必要なからんと思ふも、少数反対者の為め進行を妨ぐる如き場合に備ふ。

南 必要あるときに立法すれば宜しからずや。

岡部 前言反復。

南 転換需要員の見込数を問ふ。

岡部 数字は困難。

藤野（恵）（〔文部省〕総務局長） 二十一年度までを後に御示すべし。

永井（浩）（〔専門教育局長〕 軍医及び普通医の需要、現在より超過三千人（一年分ならん）、国内は女医を以て之に应ぜんとす。工業は現在卒業者の十倍又は五、六倍、可能の見込の方より決するの外なし。大学増千五百人、専門学校の半ばを工に転換、中学校よりもとる。

南 此際は臨時必要の措置に止むべきにあらずや。

岡部 特例は臨時なり。臨時措置を専らとすれば学校閉鎖となる。悠久を思つて緩和せるなり。³⁷

第二回の審査委員会においては、大学の「統合整理」に関する質疑応答はなく、第三回委員会において、南顧問官より、「大学ノ統合ニ関スル数次ノ閣議決定ニ変遷アル点」を指摘し、その間の事情を問い質したのに対し、岡部文部大臣は「統合案ノ具体化スルニ伴ヒ或ル程度考方ニ変更ヲ要シタ」からであると説明している。この点について、深井の記録によれば、「学校整理統合案が最初声明のときは頗る強行的」であったのに、「段々変化した事情はいかなる故かと」、南顧問官の発言を書き留めている。そして、それに対する岡部文部大臣の答弁については「成るべく自発的にせしめ、已むを得ざる場合に命令する趣旨なり。最初の用語が諸方に心配をかけたる故、言ひ方を細くして緩和した

り」とやや控えめな趣旨での説明を記録している。この段階での文部省側の説明は「已むを得ざる場合に命令する趣旨」であると述べているが、その実は「私立大学の廃止は勅裁事項なり。軽々にせず。実際強制の必要なからんと思ふも、少数反対者のため進进行を妨ぐる如き場合に備へたのである」というように、大学の廃止は勅裁事項であり「強制」することは通常ではないと説明し、反対論への対処として「強制」できるようにしたと、暗に「統合整理」を強行する考え方を強調した。これに対して、南顧問官は必要がある時に立法で対処できるのではないかと反問している。

国民学校令等戦時特例外一件第四回審査委員会

昭和十九年一月十四日（金曜日）本院事務所ニ於テ開会

出席者

（略）

（午後一時三十五分開会）

鈴木審査委員長開会ヲ宣ス

菅原委員ヨリ国民学校ニ関スル市町村ノ設置義務其ノ他ニ付質問アリタルニ対シ岡部文部大臣及菊池文部次官ヨリ答弁アリ

松浦委員ヨリ

（一）勤勞ニ従事セル青年学校生徒ニ対シテ教育効果ヲ發揮セシムルノ方途ヲ問ヒ菊池文部次官ヨリ坐学ト職域勤勞トノ両面ニ於テ指導ニ努メ教育上欠陥ヲ来サザル様留意スベキ旨

(二)特例第七条ノ事項ヲ勅令ノ根拠ニ依テ行フコトニ関シ政府ノ所見ヲ求メ森山法制局長官ヨリ学校制度ニ関スル法規ハ憲法上ノ立法事項ニ属セズ現ニ同制度ハ総テ勅令ヲ根拠トシ從テ学校ニ対スル処分モ亦勅令ヲ以テ為シ得ベク法律ヲ要セザルモノト解スル旨夫々答弁アリ

鈴木審査委員長本日ハ之迄トシ閉会ヲ宣ス

(午後四時十分閉会)

◆深井英五の覚書

一月十四日 委員会

菅原〔顧問官〕 特例第七条の学校整理統合につき、審査委員会を設くるの意なきや。

菊池 今は考へず。

菅原 文科系を軽んずるにあらずや。

岡部 其の感じを除き得ざるを遺憾とす。軽んずる趣旨にあらず。人口配置上の問題なり。

松浦〔顧問官〕 文科系は専門学校程度にて宜しとの見解潜み居るや。

菊池 なし。

松浦 学科設置の命令は勅令にて差支なきや。

森山 学制は勅令によるを原則とす。新設置を命ずるは聊か不穩当、實際其の命令を出す考なし。

一月一四日の第四回審査委員会では、松浦顧問官より、第七条の私学の「統合整理」を勅令によって行う根拠について質された森山法制局長官は、「学校制度ニ関スル法規ハ憲法上ノ立法事項ニ属」さな、したがって、「学校ニ対スル処分モ亦勅令ヲ以テ為シ得ベク法律ヲ要セザルモノト解スル」旨の答弁を行つてゐる。また、深井英五の記録によれば、菅原顧問官より、この特例第七条の私学の「統合整理」につき、審査委員会を設置する考えはないかとの質問に対して、菊池文部次官が「今は考えず」と答えたこと、そして、「教育ニ関スル戦時非常措置方策」が発表されてより、私学関係者の間で「文科系を軽んずるにあらずや」という憂慮の念が高まつていたことを指摘された岡部文部大臣が「其の感じを除き得ざるを遺憾とす。軽んずる趣旨にあらず」と弁明し、さらに松浦顧問官から「文科系は専門学校程度にて宜し」と考へてゐるのではないかと追及されると、菊池文部次官がそのようなことは考へてゐないと答弁したこともわかる。

国民学校令等戦時特例外一件第五回審査委員会

昭和十九年一月十五日（土曜日）本院事務所ニ於テ開會

出席者

（略）

（午前十時十分開會）

鈴木審査委員長開會ヲ宣ス

潮委員ヨリ

(一) 法文系大学撲滅論乃至輕視論ノ横行ニ伴ヒ法文系志望者ノ質ノ低下ヲ来スベク法文系學問ノ將來ニ對シ危懼ノ念ナキ能ハズトシ当局ノ所見ヲ求メ岡部文部大臣ヨリ文部當局トシテハ法文系輕視ノ誤解ナキ極力尽力シツツアルモ尚正史ノ編纂等ニ由リ精神文化方面ノ重要ナルコトニ付世人ノ関心ヲ蒐メンコトヲ期シタル旨

(二) 青年學校教員養成所ハ其ノ組織概ネ貧弱且區々ニ亘リ未ダ發達ノ過程ニ在ルモノト認メラレ之ヲ一挙官立トシ専門學校程度ニ昇格セシムルハ時期尚早ナルベク青年師範部トシテ師範學校ニ併置スルヲ現下相當ノ階梯トスベシトシ岡部文部大臣及菊池文部次官ヨリ義務教育タル青年學校教育ノ成果ヲ發揮セシムルニハ之ニ優秀ナル教員ヲ招致スルヲ要シ之ガ為ニハ先ズ養成機關ノ整備ヲ必要トス而シテ國民學校ト青年學校ハ教育ノ対象從テ其ノ内容方法著シク相違スルノミナラズ師範學校ハ既ニ規模構造ニ於テ複雑、學校長ノ責任亦過重ナルガ故ニ別箇ニ青年師範學校ヲ設置スルノ外ナキ旨、

(休憩午後零時五分乃至同一時四十分)

(三) 特例第七條第二項ノ補助金ハ同條ノ事柄ニ鑑ミ定率ノモノトシ予算上補充費途ト為スヲ可トスベシトシ菊池文部次官ヨリ政府トシテハ本案ノ運用ニ於テ齟齬ヲ来サザル様努ムル旨夫々答弁アリ

林委員ヨリ特例第七條ニ關シ

(一) 本案ノ措置ニ關スル法制上ノ權限根拠ヲ問ヒ菊池文部次官ヨリ中等學校令第三條第二項ノ規定ヲ存スル外總テ本令ニ依リ新ニ權限ヲ附与セラルベキ旨、森山法制局長官ヨリ學校ハ特許企業トシテ國家ト特別ノ命令服從ノ關係ニ在リ此ノ意味ニ於テ既ニ監督規定ヲ存スルモ本令ハ大東亞戰爭ニ即應スル監督規定ヲ新ニ補充セントスルモノナル旨、

(二) 第二項中「特ニ必要アリト認ムルトキ」ノ意義ヲ問ヒ濫用ノ虞ナキカラ訊シ岡部文部大臣及菊池文部次官ヨリ第一条ノ目的達成上ノ見地ヨリ必要如何ヲ決スベク本案ノ運用ハ真ニ已ムヲ得ザル場合ニ限ルベキ旨

(三) 「整理及統合」ノ意義如何ヲ問ヒ七大学令第六条本文ノ法人タル大学ニ対スル關係ヲ訊シ菊池文部次官ヨリ「整理」ハ学校ノ廃止及人的物的設備ノ縮少ヲ意味スル旨、「統合」ハ二以上ノ学校ヲ合併（吸収合併ヲ含ム）スル場合ヲ謂フ旨、森山法制局長官ヨリ法人ノ合併ニ付テハ法律ノ根拠ヲ要スルガ故ニ二学校自体ガ財団法人タルモノニ付テハ本令ヲ以テ統合ヲ命ズルコト能ハズ但タ財団法人ニ依リ經營セラルル学校ニ付テノミ本案ノ措置ヲ講セラルベキ旨而シテ菊池文部次官ヨリ学校自体ガ財団法人ナルモノハ現存セズト認ムル旨

(四) 命令ト学校当局ノ処置殊ニ学校法人タル場合ニ於ケル寄附行為トノ關係ヲ問ヒ森山法制局長官ヨリ本案ノ命令ハ所謂下命行為ニシテ形成行為ニ非ズ從テ命令ヲ為シタル上ハ学校ノ申請ニ俟テ学校ガ之ニ違反シタルトキハ私立学校令第十条等ノ關係規定ニ依リ処分セラルベキ旨但シ右命令ガ當該学校ニ關ル寄附行為ニ抵触シ而モ寄附行為ニ變更ニ關スル特別ノ定ナキ場合ニ於テハ学校自体之ヲ變更シ得ザルガ故ニ畢竟不能命令ニ帰スノ外ナキ旨

(五) 本案第一項第一号又ハ第二号ノ大学又ハ学部ノ設置廃止ニ係ル命令ニ對シ改メテ大学令第八條所定ノ認可申請ヲ為サシメ殊ニ其ノ際ニ於テ勅裁ヲ仰グハ不合理ナリトシ当局ノ所信ヲ訊シ森山法制局長官ヨリ右ノ命令ハ形成処分ニ非ザルガ故ニ下命事項ノ実践ニ當リ他ノ經常恒久規定ニ定メラレタル手續アラバ其ノ所定手續ヲ經ルヲ要スベク即チ大学ハ下命ニ応ジ適當ナル方策ヲ樹テテ認可ヲ申請シ勅裁ニ係ル認可ヲ俟テ始メテ茲ニ効力ヲ確定スル旨夫々答弁アリ

鈴木審査委員長本日ハ之ニテ閉会スル旨ヲ宣ス

（午後四時三十分閉会）

【◆深井英五の覚書】

一月十五日 委員会

潮 [顧問官] 文科系軽視の誤解を除く必要あり。

岡部 方法むづかし。歴史編纂の計画は其の一助たらん。

潮 現在在学中のものにして年限短縮の結果卒業者として取扱ふは有為の学生に不快の感を生ぜしむることを指摘す。南方研究所の重複を指摘す。青年師範学校の行き過ぎを指摘し、青年学校の無用を含蓄す。（前きに南にも同様の陳述あり。）（岡部も産業界に青年学校を迷惑とするものあるを認む。然し政府は其の有効なるを信ずと言ふ。）

林 [顧問官] 特例第七条第一号第二号の効果には学校の行為を要するや。

森山 然り。

林 従はざれば如何。

森山 命令に背くにより廃止又は罰金。

林 私立大学は財団法人たるを原則とす。其の廃止を命ずるは民法に反す。

森山 法律によらざれば出来ざることをする意なし。

林 大学の設置は勅裁を要す。

菊池 命令により申請せしめ、申請に基きて認可を奏請す。

林 命令したることを更らに認可するや。

菊池 処置としてはさやうにする。

林 それは道理に合はず。命令を発する前に勅裁を受けざるべからず。

(是より先き、特例第七条は新権限なることを森山認む。整理縮小又は廃止の意味なることを菊池答ふ。)

(財団法人即学校なるものに付、林は有りと言ひ、菊池はなしと言ひ、決せず。財団法人其のものを廃止せしむるの権限は民法上法律を要す、勅令を以て之を為すは違憲なりと林主張す。)

森山 命令の場合に認可を要するやは疑問なり。他の手続をふみて実行する場合には、之を省く場合もあり。

林 文相は命令したることを認可せざることを得るや。

入江(俊郎) (法制局(参事官)) 認可する義務なし。

一月一五日の第五回委員会では、潮顧問官が「法文系大学撲滅論乃至軽視論」の横行により、法文系志望者ノ質ノ低下」を来し、「法文系学問ノ将来」について危惧の念があるとの意見を出したのに対して、岡部文部大臣は「方法むずかし。歴史編纂の計画は其の一助たらん」と答えたことがわかる。歴史編纂によって「精神文化」面での重要性を国民一般に知らせることが大切であると述べるにどまり、法文科系学問の軽視ではないことを、ひたすら強調しているに過ぎないのであった。

それよりもむしろ問題なのは、林顧問官が提起した第七条に関する疑問である。同条第一項には「監督官庁特ニ必要アリト認ムルトキ」とあったが、その「濫用の危険性」を問い質したのである。これに対して岡部文部大臣・菊池文部次官は「第一条ノ目的達成上ノ見地ヨリ必要如何ヲ決ス」るのであり、その運用については「真ニ已ムヲ得ザル場合ニ限ル」のであると、と答弁している。

また、「統合理」については、菊池文部次官は「整理」は「学校ノ廃止及人的設備ノ縮少」であり、「統合」は「二以上ノ学校ヲ合併（吸収合併ヲ含ム）スル」場合を意味するのであると説明した。そしてこれに関連して。森山法制局長官より、「法人ノ合併ニ付テハ法律ノ根拠ヲ要スルガ故ニ学校自体ガ財団法人タルモノニ付テハ本令ヲ以テ統合理命ズルコト能ハズ」但し「財団法人ニ依リ経営セラルル学校ニ付テノミ本案ノ措置ヲ講ゼラルベキ」である旨の説明があった。

更に林顧問官は「大学令第六条本文ノ法人タル大学ニ対スル関係」を訊した。林顧問官の理解では、「私立大学は財団法人たるを原則とす。其の廃止を命ずるは民法に反す」というのである。これに対しては、森山法制局長官が「法律によらざれば出来ざることをする意なし」と答えたが、林は「大学の設置は勅裁を要するのであり、菊池文部次官の言うように「命令により申請」させ、その「申請に基きて認可を奏請」というのは順序が逆であり、「道理に合はず」と論駁した。そして、「財団法人其のものを廃止せしむるの権限は民法上法律を要す、勅令を以て之を為すは違憲なり」と主張したのであった。

林顧問官の主張と菊池文部次官の答弁はかみ合わず、この点に絡んで、森山法制局長官が「命令の場合に認可を要するや疑問なり。他の手続をふみて実行する場合には之を省く場合もあり」とも説明しているのであった。

国民学校令等戦時特例外一件第六回審査委員会

昭和十九年一月十七日（月曜日）本院事務所ニ於テ開会

出席者

（略）

（午前十時十分開会）

鈴木審査委員長開会ヲ宣ス

林委員ヨリ特例第七条ニ関シ

（一）第一項第一号ノ統合ニ付テノ命令ハ具体的ノ命令ナリヤ果シテ然ラバ之ガ方針基準如何ヲ問ヒ岡部文部大臣ヨリ教育ノ実ヲ揚グルノ見地ヨリ實際上ノ話合ニ基キ必要ニ応ジテ命令ヲ発セントスルモノニシテ予メ基準ヲ定ムルコト難ク之ガ為諮問機関ヲ設クル等運営上遺憾ナキヲ期スル旨

（二）第一項第二号ニ関シ学部学科等ノ転換命令アリタル際学校経営ノ法人ニ於テ寄附行為ノ変更ニ関スル寄附行為所定ノ手続ニ於テ議決機関ノ議決ヲ必要トスル際竟ニ命令ニ即シタル議決ヲ得ラレズ從テ寄附行為ヲ変更シ得ザルトキハ法律上命令ノ実践不能トナルノ虞ナキカヲ問ヒ森山法制局長官ヨリ法人経営ノ学校ガ現在ノ状態ニ於テ存在スルハ国家ノ欲セザル所ナリトシ政府ノ命令アリタル以上ハ之ニ即シタル議決ヲ為スガ当然ナルガ若シ之ニ応ズル議決ヲ為サザルトキハ即チ国家ノ要請ニ合致セザルモノニシテ私立学校ニ関スル限り私立学校令第十条ニ依リ学校ノ閉鎖ヲ命ズルコトヲ得ベキ旨

(三) 第一項第三号ニ関シ夜学ニ対スル当局ノ方針ヲ問ヒ岡部文部大臣ヨリ夜学ハ教育ノ部面上完全ナリト考ヘラレザルモ其ノ学生ノ向学精神ハ尊重スベキガ故ニ之ヲ全然廃止スルガ如キコトハ考慮セス但ダ専門学校ノ定員變更ニ応ジ夜学ノ定員モ減少セラルベク實際上ニ於テモ昼間勤勞ノ激化ニ伴ヒ夜学ノ就学者減少スルニ至ルベキ旨

(四) 同項第四号ニ関シ委託セラルベキ授業ノ意義ヲ問ヒ永井文部省専門教育局長ヨリ授業トハ高等学校規程ニ示ス所ノ如ク教授及修練ヲ意味スルモノナル旨

(五) 第五号ノ意味ヲ問ヒ所有權少クモ使用權ヲ制限スル行政処分ハ法律ヲ要スルニ非ズヤヲ訊シ菊池文部次官ヨリ同号ハ学校ノ移転ヲ意味スル旨、森山法制局長官ヨリ所有權ノ制限其ノコトヲ目的トスル処分ハ法律上ノ根拠ヲ要スルモ行政ノ結果間接ニ所有權ニ制限ヲ及スガ如キハ現ニ多クノ实例ヲ存シ憲法上謂フ所ノ所有權ノ制限ニ該ラズ第五号ノ變更モ間接ニハ所有權ノ制限ニ關係アルモ所有權ノ制限ソノモノヲ目的トスルモノニ非ズシテ単ニ教育上ノ処分ニ附随スルモノナルガ故ニ法律ヲ以テスルヲ要セズト解スル旨

(休憩午前十一時五十分乃至午後一時四十分 此ノ間岡部文部大臣ヨリ本案ノ由テ来リタル經過ニ付説明アリ)

(六) 本案ノ廃止統合ノ命令ハ只他ノ法人ガ学校ヲ經營スルモノニ対シテノミ為サレ学校自身ガ財団法人ナル場合ハ生存亡ノ一切ハ民法ノ定ムル所ニ係リ從テ本案ノ対象ト為ラザル以上之ヲ規定ノ上ニ明カナラシムベシトシ当局ノ所見ヲ求メ森山法制局長官ヨリ本条ヲ以テ財団法人タル学校ノ廃止統合ヲ律スルコト能ハザルモ本条ハ監督官庁ノ処分タルニ過ギザルガ故ニ右ノ趣旨ハ謂ハズシテ明カナリト思料スル旨

(七)本条ノ処分ニシテ其ノ重キモノニ付テハ私立学校令第十二条ニ認ムル所ノ如ク不服ノ途ヲ開キ然ラズンバ処分ノ手續ヲ更ニ慎重ナラシムベシトシ森山法制局長官ヨリ現在教育令關係ニ於テ訴願ヲ認メタルハ私立学校ノ閉鎖及国民学校令第二十二條所定ノ国民学校教員免許状等ノ褫奪処分ニ関スルモノニシテ事案ハ標準明確ナルガ故ニ支障ナキモ本条ハ統制法令ニ基ク処分ニ対スル場合ト類似シ基準甚ダ不明確ナルノミナラズ戰爭中不必要ナル訴願訴訟ハ新ニ其ノ途ヲ認メザルノ方針ニ即シ之ガ不服ノ途ヲ講ゼザリシ旨

(八)本条ハ広大無比ノ権限ヲ監督官庁ニ与ヘントスルモノニシテ文教ノ本質ニ鑑ミ適當ナラザルノミナラズ濫用ノ虞アリトシ少クモ大学ニ付テハ専ラ当事者ノ自発的結合ニ任スベシトシ当局ノ考慮ヲ求メ岡部文部大臣ヨリ本条ナキニ至ラシメバ實際上公私立ノ学校在学生ヲ徵用ニ関シ一般ト同列ニ置クノ外ナキニ至ルノ虞アル旨森山法制局長官ヨリ本案ノ目的ヲ達スルニハ特別ノ規定ノ存在ヲ必要トシ本条ハ之ガ為設ケラレタルモノナルガ之ガ運用ハ真ニ必要已ムヲ得ザル場合ニ限ルベキ旨夫々答弁アリ

鈴木審査委員長本日ハ之ニテ閉会スル旨ヲ宣ス

(午後四時二十分閉会)

【◆深井英五の覚書】

一月十七日 委員会

林 統合は具体的に命令するや。方針又は基準ありや。

岡部 学校は工場と異なる。話合によらざるべからず。一步と云ふときになりて已むを得ざる場合に命令す。

林 規準なかるべからず。

岡部 性格の同じきものを統合す。資産の関係は困難なるを認む。

林 寄附行為変更に必要な評議員は服従の義務なし。

森山 国家の要請に応ずる手続をとらざれば、学校を止めて貰ふの外なし。私立学校令による。

林 命令は評議員に及ばず。立法の仕方妥当ならざるなり。（勅令を以てするを不可とす？）

森山 命令は法人に対して為す。理事者のみにあらず。

林 何故法律を以てせざるや。

森山 寄附行為の変更を命令するには法律を要するも、今は其の必要を認めず。實際出来る。

林 政府の説明によれば、命令を出すは意見の合はざることを前提とす。

森山 中央大学の如く文科系に限れる学校に理科系の部を設置せしむる場合には寄附行為の変更を要するも、さやうな場合に命令する意なし。

岡部 通信学校なるものを論じて止めしめたる例を挙げ。（命令権なくして出来た。）

林 一般には、政府と意見を異にするものに命令することとなる。基準もなく、諮問もなく、官僚独裁に之を行はんとするは、文教上、社会上由々しき問題なり。

岡部 大学の場合には諮問機関を設ける考もあり。

林 校地校舎の変更を強ゆるは財産使用権の制限とも看らるべく、法律によらずして之を為すは違憲の疑あり。

森山 学校行政上の問題にして、使用制限は其の副作用に過ぎず。他の事業にても政府所定の条件を充たす為め

に財産使用を制限せらるゝことあり。(書類提出のための用紙を例とす)。

此間午餐休憩。政府諸員を退場せしめ、岡部独り残りて懇談す。

岡部 軍部の要望によれば、徴用は全学校学生生徒に及ぶ。文部省は学制の変更により需要員の供給を増して要望の一部に応じ、又在学者の勤勞奉仕により需要に応ずることとして、教育事項の域内に存せんとするなり。九月の閣議(にて)文科系の整理統合、理科系の拡大を決したるは此の趣旨による。強制権は實際使用せざる積りなるも之を持たざるべからず(然らざれば軍部承知せずとの含蓄?)。十二月十二日の閣議決定により、学徒の勤勞奉仕は一ヶ年、其の三分の一に当る日数を以てす。最近三日前に決したる新兵動員八十万人、工場労働者増四百五十万人なり。

午後

林 財団法人は民法による。民法には整理統合と云ふものなし。勅令を以てするは違憲。

森山 官庁として為し得べきことを為す。法律を要することは此の勅令下に〔は〕為さず。

林 承服せず。

次で訴願を許さざるを驚くべき方針と言ふ。(前きに清水、森山問に之に関する問答ありたり。)

森山 行政の訴訟等の範囲を成るべく拡大せざるは近衛内閣以来の方針なり。但し絶対に之を認めざるの意味にはあらず。

岡部 之を教育事項として扱ふにあらざれば、総動員法によることとなるべし。

林 学校を工場と同視するは不可。

次で総括論に移り、財団法人に関する違憲論、勅裁に関する手続上の不合理、強制を不可とすることを強調して、第七条削除の意なきやを文相に問ふ。

岡部 勅裁に関しては予じめ内奏と云ふ手続も考へらると言ひ、一般的には若し此の案を取止むれば微用御自由とするの外なしと言ひて、削除の意なきを言明す。

林 時局便乗、教育軽視、官学尊重等を指摘す。

岡部 官私の間に別なし。今迄は私学に対し放任に過ぎたり。

潮〔顧問官〕 内奏は上間に達するのみか、予じめ旨を承くるか。

岡部 内部のことなり。責任はとる。

第六回の審査委員会においても、林顧問官より、第七条の「統合理」に関する質問が続いた。すなわち、「第一項第一号ノ統合ニ付テノ命令ハ具体的ノ命令ナリヤ果シテ然ラバ之ガ方針基準」があるのかという質問に対して、岡部文部大臣は教育の実を上げる見地より「實際上ノ話合ニ基」づき「必要ニ応ジテ命令ヲ発」するものであって、「予メ基準ヲ定ムルコト」は困難である、したがって、「諮問機関」を設置するなど遺憾なきを期することにしたと答弁している。

また、林顧問官からの「第一項第二号ニ関シ学部学科等ノ転換命令アリタル」際に、学校経営の法人が「寄附行為」の変更について、所定の手続上「議決機関ノ決議ヲ必要トスル」場合、命令による決議がなされず、したがって、「寄附行為」を変更できない時に、「法律上命令ノ実践不能トナル」虞があるのではないかという質問に対して、森山法

制局長官より、「法人経営ノ学校が現在ノ状態ニ於テ存在スルハ国家ノ欲セザル所」であり、政府の命令がある以上はそのような決議をするのが当然である。しかし、命令に応じた決議をしないときは、「国家ノ要請ニ合致セザルモノニシテ私立学校ニ関スル限り私立学校令第十条ニ依リ学校ノ閉鎖を命ズル」ことができるのであるという見解を示したのである。

財団法人である学校の寄附行為変更をめぐるこの議論はなかなか興味深い。林顧問官は命令の根拠として、「財団法人は民法による。民法には整理統合と云ふものなし。勅令を以てするのは違憲」と持論を展開したのに対して、森山法制局長官は、「寄附行為の変更を命令するには法律を要するも、今は其の必要を認めず。實際出来る」という立場をとっていて、双方の意見は対立しているのであった。

しかし、林顧問官が「廃止統合ノ命令」は「他ノ法人ガ学校ヲ経営スルモノニ対シテノミ為サレ」るものであり、「学校自身ガ財団法人ナル場合ハ生存亡ノ一切ハ民法ノ定ムル所ニ係リ従テ本案ノ対象ト為ラザル」以上、その点を規定上明らかにするべきではないかという意見に対して、森山法制局長官は、「本条ヲ以テ財団法人タル学校ノ廃止統合ヲ律スルコト」はできないが、第七条は「監督官庁ノ処分タルニ過ぎ」ないため、右の趣旨は自ずと明らかであるとの考えを示しているのもであった。

結局、林顧問官は、「財団法人に関する違憲論、勅裁に関する手続上の不合理、強制を不可とする」ことを強調し、また、「時局便乗、教育軽視、官学尊重」等を指摘して、第七条削除の考えはないのかと岡部文部大臣に迫ったが、岡部文部大臣は「官私の間に別なし。今迄は私学に対し放任に過ぎたり」と答えたのみであった。

国民学校令等戦時特例外一件第七回審査委員会

昭和十九年一月十八日（火曜日）本院事務所ニ於テ開会

出席者

（略）

（午後一時五分開会）

鈴木審査委員長開会ヲ宣ス

深井委員ヨリ高等学校等ニ於ケル外国語ノ取扱其ノ他ヲ問ヒ永井文部省専門教育局長ヨリ各学校ニ付教育内容ノ刷新ヲ企図シツツアルモ外国語ハ之ヲ軽視セズタゞ履修ノ重点ヲ必要方面ニ移行セシムベキ旨等説明アリ

二上委員ヨリ特例第七条ニ関シ

（一）第一項中「特ニ必要アリト認ムルトキ」トハ教育上ノ必要ナリヤ否ヲ訊シ岡部文部大臣及森山法制局長官ヨリ遠因ヲ為スモノハ防空、労務等教育以外ニ在リトスルモ畢竟時局即応ノ教育体制ヲ整備スルノ必要ニ基キ即チ教育上ノ見地ヨリ之ヲ認定スルモノナル旨、

（二）財産上ノ負担ヲ科シ積極的行為ヲ為サシムルヲ内容トスル事項ヲ法律ニ依ラズ勅令ヲ以テ命ズルハ不適當ナリトシ当局ノ所信ヲ問ヒ森山法制局長官ヨリ政府ハ法規ヲ定ムルモノト雖憲法上ノ法律事項以外ハ憲法第九条ノ勅令ヲ以テスルヲ得ベシトノ見地ニ立ツモノニシテ但タ立法政策上ノ見地ヨリ法律ヲ以テスルモ差支ナク而シテ一旦法律ヲ以テ定メタル以上勅令ノ之ニ立入ルコトヲ得ザルノミ本条第一項ハ斯ル見地ヨリ国民学校令中就学義務ヲ定メタル第八条ノ規定ト同様法律ニ依ラザリシ部分ヲ含ムモノニシテ之ガ為財産上ノ負担

ヲ科シタル際ハ同条第二項ノ補助金交付ノ措置ヲ執リ以テ適法ニシテ適當ナルヲ期シタル旨（之ニ対シニ上委員ヨリ国民学校令第八条ノ規定ハ親権者又ハ後見人ノ教育義務ヲ定メタル民法第八百七十九条又ハ第九百二十一条ノ細別施行令ト解セラルベキ旨所見ノ開陳アリ）

(三) 大学令第六条ニ所謂「私立大学ハ財団法人タルコトヲ要ス」トハ大学即法人タルコトヲ強調スルモノニ非ズシテ単ニ経営上一法人一大学タルコトヲ原則トスルコトヲ示シ但ダ数箇ノ学校ト併セ之ヲ経営スルコトヲ得ル旨ノ例外ヲ認メタルモノニ過ギザルコト大正七年同令ノ本院御諮詢ノ際ニ於ケル修正ノ趣旨ニ鑑ミ明カナリ即チ何レノ場合ト雖法人ト学校ノ実体トハ別箇ノ存在ヲ為シ法人ガ学校ヲ事業トシテ行フニ異ナル所ナシ果シテ然ラバ本案ノ第一項第一号ハ右ノ兩者ニ付區別ナク適用セラレ法人トノ關係ニ付テハ此ノ命令ニ由リ其ノ目的不能トナルヤ否ニ因リ民法上ノ規定ニ基キ解散ノ事由ヲ生ズベキモノナリトシ当局ノ所見ヲ求メ森山法制局長官ヨリ大学即法人ノ存在ハ大学令第六条ノ文理上之ヲ認メザルヲ得ザルモ現実ニハ存在セズト思料スル旨夫々答弁アリ

鈴木審査委員長本日ハ之ニテ閉会スル旨ヲ宣ス

（午後四時十五分開会）

【◆深井英五の覚書】

一月十八日 委員会

林 財団法人即学校の実例の有無につき、返答を催促す。

菊池はなしと私語的に言ひ、森山依然留保す。

深井 質問すべきは事項は大概尽きたり。只余が質問せば理由として挙ぐべかりし二三の点を此に述べんとす。

戦時焦眉の急に応ずる為め兵役又は他の需要により、文科系学徒の減少するは避くべからず。閉鎖に至るも亦已むを得ず。然し之に伴ひて文科系を軽視するが如き感を生ずるを遺憾とす。

文科系の学問は物質を取扱ふ技術の如く局部的に明かに効果を見る能はずと雖、国民精神の涵養、国家の経営の基礎として肝要なり。国民精神の涵養には、現時盛に行はるゝ外形上の行事、例へば祓の如き、結構なれども、それだけを以て足れりとすべからず。又感情に訴ふる注入の外に、合理的の基礎なかるべからず。国家の経営には遠大の識見なかるべからず。之には文科系の修養を要す。

唯物論は文相も言及せられたる所なるが、之に対抗するには思想上の修養を以てせざるべからず。国史の編纂に於ても、先頃文部省の作成せられたる『国史概説』によつて窺はるゝ如き取扱方にて足れりとすべきや。是れにも深き修養を要す。

（注…『国史概説』、文部省編纂、昭和十八年内閣印刷局発行―筆者）

他に焦眉の念あるが故に文科系学問に力を入れる違なしと言ふならば、何人にも異存なかるべし。火事場で本を読んで居られないのと同じ。然し之を軽視するの気分を生ずるは憂ふべし。個人は玉碎を覚悟すべきも、国家は悠久の存在を期せざるべからず。

政府は軽視せずと言ふも、其の疑は生じつゝあり。文科系学徒の減少に対する措置並に十二月二十一日閣議決定による教育内容の刷新整備が強制によつて行はるゝは、文科系学校の経営者の自尊心を傷け、教育事項の取

扱方が文科系学問を軽視するに傾くと看らるゝも亦理由なしと謂ふべからず。文科系学徒は応召には振つても文科系軽視の疑の為に憂鬱なるもの少なからず。

第七条は直接には学制の外形に関するものなれども、それにも今迄指摘せられたるが如く頗る無理なる点あり。加之、其の強制力が教育内容の変改に利用せらるゝは有り勝ちのことあり。現に余は其の実例を知る。文科系の教育は各学校の歴史と精神とに負ふ所多し。政府が刷新整備の方針を勸奨せらるゝは可なるも、之を強制するは文科系を重んずる所以にあらず。政府は実際に強制力を使用せざるを期すと言はるゝも、強制力を背景とする勸奨は強制なり。

十二月二十一日閣議決定後の文部次官談には「統合して行かうと云ふ学校あれば文部省は産婆役だ」「統合するしなは学校それぞれの自由である」と新聞に出でたり(朝日二十四日)。然るに提出せられたる具体案には強制になり居れり。此の如きは果して政府の信用を高むる所以なるか。(菊池次官席に居らず。)

若し政府にして文科系軽視の疑を除かんとせば、第七条の削除は一の有効なる方法と謂ふべし。余は第七条を遺憾とす。然し此点につきては既に政府の言明ありたれば、余今重ねて答弁を求めず。

只左の二点につきて答弁せられたし。

教育の内容等の刷新整備に関する政府の意図考案を問ふ。

官立大学文科系の措置を問ふ。

永井 内容刷新につきては、外形上のことを煩雑に述べたるのみ。官立大学につきては私立大学に対すると同じ趣旨を以て臨むと答ふ。

深井 次ぎに、前に問題となりたる外国語につきて、更らに進んで承知したし。

次官は清水顧問官への答に於て、外国語の取扱方は主として態度の問題なりと言はれたり。外国語を過度に尊重するを不可とするは、授業の量に關する限り、同感なり。余は平生中等教育に於て外国語に用ひらるゝ時間 は多きに過ぐと思ひ居れり。外国語を修得するは必ずしも容易にあらず。是れを一般国民に望むは無理なり。談話に外国語を交ゆることも余は趣味として嫌ひなり。只世界に広く流通する外国語即ち英仏独の一を多少心得て置くことは一般に必要なり。同時に天分、趣味又は必要により、深く外国語を修得せんとするものが其中より抜け出で得るだけの基礎を中等教育に於て授くるを要す。

而して世界に流通する外国語の一に精通するものが相当数あることは、学問の爲めにも、国民精神涵養の爲めにも、実用の爲めにも必要なり。それには外国語を蔑視するは不可なり。戦時外国語に力を入れる余裕なしとか、敵国語なるが故に一時之を見合はずべしとか言ふのならば、亦諒とすべき理由ありと雖、外国語を排斥し又は蔑視する態度は不可なり。

仍て左の点を問ふ。

高等学校以上に於て外国語を如何に取扱ふや。

高等学校入試科目に今年全く外国（語）を除きたる理由如何。（中学校に於ける勉強心を減殺する惧あり）

外国語学校に於ける綜合修得の意味如何。

外国語にて研究論文を発表するを排斥する事実ありや。

永井 高等学校理科に於ては英、独を必修とし、文科に於ては英、仏、独の内の一を必修とし、古典、歴史等を

選修とす。入試科目は四科目とし、年々変更す。今年〔は〕防空関係等にて三科目とし、外国語を除きたり。来年は未定。外国語学校の綜合とは、東亜圏内各地方事情と語学とを綜合する意味なり。別に英、独、露、伊専修科あり。外国語論文は外国に発表する為めならば排斥せず。只必要もなきに外国語を銜ふことを抑へんとする意見のあることを承知し居れり。

二上〔顧問官〕 第七条の消極命令は軍事の為に教育を破壊するものならずや。

森山 教育防衛なり（他の勢力に対して）。時局便乗にあらず。

二上 積極命令は勅令にては如何や。例へば就学義務は民法に基く。（積極とは学校、学部を設置。）

森山 就学義務は民法の一般規定とは別問題なり。

二上 財団法人の問題を提起す。学校の廃止は財団の解散にあらずして、事業を不能ならしめ、解散の理由となるのみ。（林の意見と異な〔れ〕り。）

森山 其の区別なし。（此点林と同意見なり。只森山は財団即学校の場合には命令を出さずと言ひ、又現在財団

即学校〔の实例〕ありや否やにつきて意見を留保せること前記の如し。）

岡部 二上氏の見解耳に入り易し。

一月一八日の第七回審査委員会では、林顧問官より、「財団法人即学校の实例」の有無につき、問い質したのに対し、菊池文部次官は「なし」と「私語的」に言ひ、森山法制局長官はその点を留保した。

次いで、深井顧問官より、文科系の学問を軽視するかのような感がするのは遺憾である。政府は文科系を軽視する

ものではないと言うが、疑念は晴れない。文科系学徒の減少に対する措置、および二月二一日の閣議決定による教育内容の「刷新整備」が強制によつて行われるのは、「文科系学校の経営者の自尊心を傷け」るものであり、「教育事項の取扱方が文科系学問を軽視するものであると見なされるのもまた理由なしとしない、文科系の学徒は応召には振つても、文科系軽視の疑念のために憂鬱なるものが少なくないのである」。第七条は直接には「学制の外形」に関するものではあるが、それにも今迄指摘されたように「頗る無理なる点」がある、そればかりか其の強制力が教育内容の更改に利用される例もある。「文科系の教育は各学校の歴史と精神とに負ふ」ところが多いのであり。政府が「刷新整備」の方針を勧奨されるのはよいとしても、これを「強制」するのは「文科系を重んずる所以」ではない、政府は実際に強制力を使用しないことを期すと言われるが、「強制力を背景とする勧奨は強制なり」と論じた。

さらにまた、二月二一日の閣議決定後の文部次官談には「統合して行かうと云ふ学校あれば文部省は産婆役だ」「統合するしないは学校それぞれの自由である」と新聞に報道されていたが、しかるにこの第七条は強制になっていて、これでは「政府の信用を高くめることにはならないと文科系軽視の問題をまとめ、政府がこの疑念を抱かせないようになりたいのならば、「第七条の削除は一の有効なる方法」であろうと、深井自身の考えを述べている。

これまでのところ、審査委員会での顧問官たちの意見は、林顧問官が問題にした勅令と財団法人たる大学の関係、それに当初より紛議を呼んだ文科系軽視への危惧の念など、第七条が「強制」による「統合理」とみなされる点に集中していたのであり、それゆえにこそ第七条の削除を要請する方向に至ったと言える。

昭和十九年一月十九日（水曜日）本院事務所ニ於テ開会

出席者

（略）

（午後一時三十五分開会）

鈴木審査委員長開会ヲ宣ス

二上委員ヨリ

(一)特例第七条ノ命令ニ対シ訴願ノ途ヲ開カザル趣旨ヲ問ヒ森山法制局長官ヨリ訴願訴訟ハ之ヲ拡張セザル方針ニ則シ且第七条ノ措置ハ教育政策上ノ一環トシテ行ハルルモノニシテ其ノ個々ノ所為ニ訴願ヲ許スハ全体ノ調和ヲ乱サルル虞アルニ由ル旨

(二)戦時ニ於ケル生産戦ニ鑑ミ青年学校ノ義務制ハ之ヲ廃止シ從テ青年師範学校案ハ之ヲ撤回スルヲ可トスベシトシ岡部文部大臣ヨリ作業能率ノ増加及軍予備教育ノ実施上青年学校義務制ハ之ヲ存置スルノ必要アル旨

(三)教育ノ実質ニ関スル時局対策殊ニ思想対策ヲ問ヒ岡部文部大臣ヨリ教育ノ内容ヲ時局ニ即シテ刷新ヲ加フル外政府ハ曩ニ閣議ニ於テ思想対策ヲ決定シ諸般ノ施策ヲ実施シ目下之ガ為ノ予算ヲ今期議會ニ提出シツツアル旨夫々答弁アリ

真野委員ヨリ実業学校ノ尊重、優秀ナル勤勞青年ニ対スル短期講習ノ実施、夜学又ハ通信教授ノ奨励等ニ付希望ヲ述べ併セテ当局ノ所見ヲ求メ岡部文部大臣ヨリ答弁アリ

次テ岡部文部大臣ヨリ特例第七条ノ措置ニ付テハ慎重事ニ当リ特ニ之ガ為委員會ヲ設ケ重要事項ヲ諮問スベキ旨

ノ言明アリ

菅原委員ヨリ右諮問委員会ノ構成ニ付希望ノ表明アリ

二上委員ヨリ其ノ権限事項及之方官制御諮詢ノ有無ニ付質問シ岡部文部大臣及森山法制局長官ヨリ大学及学部ノ設置廃止ニ付諮問セラルべく之方官制ハ右國務大臣ノ言明ノ存スル以上改メテ之ヲ枢密院ニ御諮詢奏請スルノ意
函ナキ旨答弁アリ

潮委員ヨリ右官制ト特例第七条トハ条文上連絡セシムルヲ可トスベシトシ当局ノ考慮ヲ求ム

鈴木審査委員長以上ヲ以テ質問終了ト認メ本日ハ之ニテ閉会スル旨ヲ宣ス

（午後五時三十分閉会）

◆深井英五の覚書

一月十九日 委員会

政府側より、諮問会設置に関する文相の声明を提示す。

二上 不服訴願を反抗と見るは妥当ならずとして、行政裁判所に於ける某官吏の陳述を所長排撃したる例を挙ぐ。
森山 根本趣旨に於て不服訴願を悪しと言ふにはあらず。

二上 国民学校八年制延期は朝令暮改なり。青年学校は果して入用か。

岡部 八年制にしても十二歳以上の生徒は徴用せらるゝこととなる。青年学校は大に有用なり。

二上 外国語学の新制は俗論迎合にあらずや。

岡部 外国〔語〕排斥は危険。敵国語なりとも彼を知るに必要。只外国語を尊ぶ心を以てするは不可なり。

二上 教育内容を事務案以外に知りたし。

岡部の答、抽象を出でず。

二上 秦の始皇も書を焼くとき技術上のもは残したり。今回の措置は之に似る。已むを得ざる一時の措置たることを明かにされたし。

岡部 同感。

菅原 諮問機関に関し前きに余の質問に対しては認められざりしが、之を設置することに變じたるを喜ぶ。官吏と同数の学識経験者を入れるは好し。諮問事項如何。第七条にそのことを書き入れるか。

岡部 大学及学部の設置及廃止を諮問事項とす。第七条には掲記せず。

森山 官制の御諮問は奏請せず。

原〔議長〕 報告に政府言明を入れてよきか。

森山 閣議賛成を信ず。

岡部 国務大臣として言明す。

潮〔顧問官〕 第七条と明かに連絡をつけるを要す。

森山 個人として考慮の余地ありと思ふ。

林 財団法人関係につきて答弁を促す。

森山 はつきり答弁するを得ず。

松浦 林の例挙せる早稲田大学も財団法人にあらず。大学以外に専門学校を經營すればなり。

林 反対。

此の問題終に結着せず。

林 整理の意味を質問。

菊池 廃止と規模の縮小。

一月一九日の第八回審査委員会に至つても、文部大臣・菊池文部次官・森山法制局長官らの説明に納得がいかない顧問官等から「特例第七条」の「統合理」についての意見が相次いでいたため、この日遂に岡部文部大臣は「特例第七条ノ措置ニ付テハ慎重事ニ当リ特ニ之ガ為委員会ヲ設ケ重要事項ヲ諮問スベキ旨」を言明することで、決着を図る挙に出るに至つた。そして、二上顧問官より、「其ノ権限事項及之ガ官制御諮詢ノ有無ニ付」いての質問に対して、岡部文部大臣及び森山法制局長官等は、「大学及学部ノ設置廃止ニ付諮問セラルベク之ガ官制ハ右國務大臣ノ言明ノ存スル以上改メテ之ヲ枢密院ニ御諮詢奏請スルノ意図」はない旨の答弁をしたのであつた。

すなわち、菅原顧問官より、諮問機関の構成に関して官民同数を希望し、その諮問事項はいかなるものになるかという質問に対して、岡部文部大臣は「大学及学部の設置及廃止を諮問事項とす。第七条には掲記せず」と言明したのであつた。

原議長は、この諮問委員会を設置するという「政府言明」を審査委員会の報告書にされることの是非を諮り、森山法制局長官は「閣議賛成を信ず」と述べたことにより、その方向での審査委員会報告書が作成されることとなつた。

国民学校令等戦時特例外一件第九回審査委員会

昭和十九年一月二十一日（金曜日）本院事務所ニ於テ開会

出席者

（略）

（午前十時五分開会）

鈴木審査委員長開会ヲ宣ス

堀江書記官長ヨリ前回ノ委員会ノ情況ニ察シ森山法制局長官ニ対シ公私立大学戦時措置委員会ト特例案トノ規定上ノ連絡ニ付考究ヲ求メタル所アリタルガ其ノ後閣議ニ於テ協議ノ結果ハ相当異論アリタルモ仮定案トシテ同長官ヨリ別紙提出セラレタル旨報告アリ

林委員ヨリ特例第七条ハ監督官庁ノ独裁ニ依リ学校ノ生殺与奪ノ權ヲ揮ハシメントスルモノニシテ教育機關ニ対スル權能トシテ甚ダシク当ヲ失スルノミナラズ規定ノ意義範圍明確ヲ欠キ特ニ大学廃止ノ命令ト勅裁トノ關係及法人ニ対スル民法規定トノ關係竝ニ学校移転ノ命令ト所有權ニ関スル憲法規定トノ關係ニ於テ疑問ノ余地少カラズトシ本条ノ抹消ニ付所見ノ開陳アリ

之ニ対シ討議ノ結果特例第七条ト勅裁トノ關係ニ付テハ命令ヲ為スニ当リ勅裁ヲ請フベキ旨更ニ訂正ヲ求ムルコトトシ政府ニ於テ同意ノ上ハ大学即法人ハ實際上存在セズ存在スルトスルモノニ対シテ本条ノ命令ヲ発セザル旨及文科系ハ之ヲ輕視スルモノニ非ザル旨ノ当局言明竝ニ公私立大学戦時措置委員会要綱説明ニ於ケル当局説明ノ

要点ヲ併セ報告書ニ記載スルコトトシ本案ハ此ノ俛之ヲ可決スベキ旨全会一致ヲ以テ議決ス（二月二十八日右訂
正案ノ御下付アリ）
仍テ鈴木審査委員長閉会ヲ宣ス
（午前十一時四十分閉会）

【◆深井英五の覚書】

一月二十一日 委員会（枢府委員のみ）

林 第七条削除を主張す。

三土（顧問官） 之に傾く。

他は諮問機関を設置すれば、第七条は好ましからざるも之を容認すべしとの意見多し。

林 財団法人関係の憲法論を述べ。

原 財団即学校の場合には適用せずと云ふ政府の声明を報告書に入れ、ば宜しからずや。

林 讓歩。

全員 諮問機関設置を第七条に掲記することを委員会意見として主張す。

二上、南、林 命令を出す前に勅裁を請ふことも第七条に掲記すべしと主張し、認可を如何に取扱ふかは政府に
任かせて宜しと言ふ。潮は政府が宮中に藉口するの端を開かんことを懸念して躊躇したれども、結局賛成。全
員同意。

深井 文科系軽視にあらずと云ふ言明を報告書に入れることを希望し、全員賛成。

右を以て書記官長より政府に交渉することに決議。

昭和十九年二月二日 教育案本会議（枢〔府〕の意見を容れ政府自発修正）

連日開催されてきた審査委員会も、この一月二二日には、顧問官たちのみの会合となった。そして、前回一月九日の審査委員会において言明された「公立大学戦時措置委員会」の設置について、政府の閣議では異論が相当あったものの、結局、「仮定案」として森山法制局長官より別紙が提出された旨の報告がなされた。

しかし、林顧問官からは、「特例第七条ハ監督官庁ノ独裁ニ依リ学校ノ生殺与奪ノ權」を文部省に附与するもので、教育機関に対する「権能」として甚だしく当を失しているのみならず「規定ノ意義範圍」が明確ではない、特に「大学廃止ノ命令ト勅裁トノ關係及法人ニ対スル民法規定トノ關係」それに「学校移転ノ命令ト所有權ニ関スル憲法規定」との關係において疑問の余地が少なくないとして、第七条を削除すべきであるとの意見が再説された。

林顧問官のこの見解に対して、顧問官たちは討議の結果、「特例第七条ト勅裁トノ關係」については「命令ヲ為スニ当リ勅裁ヲ請フ」ように訂正することを求めることとし、政府が同意するならば、「大学即法人ハ實際ニ存在セズ」とえ「存在スルトスルモノニ対シテ本条ノ命令ヲ発セザル旨」および「文科系ハ之ヲ軽視スルモノニ非ザル旨」の当局言明と「公立大学戦時措置委員会要綱説明ニ於ケル当局説明ノ要点」を審査委員会の報告書に記載することを全員の意見として主張することとし、諮詢の「国民学校令等戦時特例」（案）を全員一致で「議決」したのであった。

八 国民学校令等戦時特例の公布

「国民学校令等戦時特例」（案）をめぐって、一九四三（昭和一八）年二月二七日から翌四四（昭和一九）年一月二一日まで九回に亘って開催された枢密院審査委員会も、ようやく審議終了に至った。この間、第七条について異議、削除を主張していた林顧問官も、最後には他の顧問官たちの「諮問委員会」を設置すれば「第七条は好ましからざるも之を容認すべし」との意見に譲歩したので、審査委員会はこの「国民学校令等戦時特例（案）」の審議を終え、全員一致をもって「本案ハ此ノ俣之ヲ可決スベキ旨」を議決したのであった。

焦点となった諮問委員会の設置については、東条内閣の閣議において異論が相当あったにも拘わらず、一月一九日に審査委員会で報告があったとおり、次のように、「国民学校令等戦時特例」（案）を修正することが閣議で了承されたのであった。

曩ニ枢密院ニ御諮詢ヲ仰ギタル国民学校令等戦時特例中別紙ノ通修正致度

（別紙）

第七条第一項ノ次ニ左ノ三項ヲ加フ

前項第一号又ハ第二項ノ規定ニ依リ公立又ハ私立ノ大学又ハ其ノ学部ノ設置又ハ廃止ニ係ル命令ヲ為サントスルトキハ別ニ定ムル公私立大学戦時措置委員会ノ諮問ヲ経ベシ

前項ノ規定ニ依ル命令ヲ為サントスルトキハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フベシ

第二項ノ規定ニ依ル命令ヲ為シタル場合ニ於テハ大学令第八条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

同条第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ改ム

同条第三項中「前二項」ヲ「第一項及前項」ニ改ム

第八条中「専門学校令トス」ヲ「専門学校令トシ大学令トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル大学令、台湾ニ在リテハ台湾教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル大学令、関東州及滿洲国ニ在リテハ在関東州及滿洲国帝国臣民教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル大学令トス」ニ改ム³⁸

そして、「公私立大学戦時措置委員会」については、以下のように定められたのである。

勅令第 号

公私立大学戦時措置委員会官制

第一条 公私立大学戦時措置委員会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問（文部大臣ノ所轄大学以外ノ大学及其ノ学部ニ付テハ当該所管大臣ノ諮問）ニ応ジテ国民学校令等戦時特例第七条第二項ノ規定ニ依リ其ノ権限ニ属セシメタル事項ヲ調査審議ス

第二条 委員会ハ会長一人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三条 会長ハ文部大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ文部大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五条 委員会ニ幹事ヲ置ク文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六条 委員会ニ書記ヲ置ク文部大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス⁽³⁹⁾

かくして、岡部文部大臣の言明の通り、閣議で第七条に関して「公私立大学戦時措置委員会」の設置が修正、了承されるのを見越して、枢密院の審査委員会は審査委員会報告書の作成に入った。一月二八日付の審査委員会報告書は、以下の通りである。

国民学校令等戦時特例外一件審査報告

^(秘) 今回御諮詢ノ国民学校令等戦時特例、師範教育令中改正ノ件、青年学校教育費国庫補助法中改正法律案帝国議会

へ提出ノ件竝ニ昭和十八年勅令第八号国民学校職員ノ俸給其ノ他給与ノ負担ニ関スル件及昭和十八年勅令第二号樺太ニ於ケル国民学校職員ノ俸給等ノ負担ニ関スル件中改正ノ件ニ付本官等審査委員タルノ命ヲ承ケ昨年

十二月二十七日以来九回ニ互リ委員会ヲ開キテ当局大臣及関係諸官ノ弁明ヲ聴キ以テ之ガ審査ニ従事シタルガ其ノ内政府当局ニ於テ急施ヲ希望シタル後二件ニ関シテハ既ニ其ノ審査報告ヲ了シ去ル十九日本院ノ詢議ヲ経タリ仍テ爾余ノ二件ニ付茲ニ之ガ審査ノ結果ヲ報告セントス

今各件ノ要旨ヲ説明スレバ次ノ如シ

第一 国民学校令等戦時特例

当局大臣ノ説明ニ依レバ大東亜戦争ハ愈々熾烈ナル決戦段階ニ入りタルヲ以テ政府ニ於テハ曩ニ「国内態勢強化ノ根本方策」ヲ決定シ其ノ後更ニ其ノ一環トシテ「教育ニ関スル戦時非常措置方策」竝ニ右非常措置方策ニ基ク学校整備要領ヲ決定シタリ而シテ今次ノ非常措置ハ此ノ戦争ニ完勝スルコトヲ第一義トシ決戦下ニ対処スベキ行学一体ノ本義ニ徹スルノ主旨ヲ以テ国民学校ヨリ大学ニ至ル学校教育全般ニ互リ教育ノ態勢ヲ整備スルコトヲ眼目トスルモノニシテ此ノ趣旨ニ基キ本案ノ勅令ヲ起草シ茲ニ本院ノ詢議ニ付セラレタルモノナリ而シテ本勅令案ノ主眼トスル所ハ(一)本令ハ大東亜戦争ニ際シ学校教育ニ付時局ニ即応スル措置ヲ講ズルヲ以テ目的トシ(第二)国民学校ニ在リテハ本年四月ヨリ実施セラルル予定ナリシ義務教育八年制ヲ延期スルコトトシ之ガ為国民学校ニ児童ヲ就学セシムベキ期間ノ終ハ原則トシテ当該児童ノ満十四歳ニ達シタル日ノ属スル学年ノ終迄ト改メ(第三)右ノ延期ニ伴ヒ青年学校普通科ノ義務制ヲ存置スル為ノ措置ヲ講ジ(第四)中等学校ニ付テハ昨年四月以来実施セラレ昭和二十二年ニ完成スル予定ナリシ修業年限四年制ヲ同二十年ニ繰上ゲ完成セシムル為昭和十九年度ニ於テ従前ノ修業年限ニ依ル中等学校ノ第三学年及第四学年ニ在学スル生徒ニ付テモ其ノ修業年限ヲ新制度ニ依ラシムルコトトシ(第五)竝ニ修業年限五年ノ中等学校若ハ高等女学校ノ第四学年修了者

又ハ之二相当スル学力アル者ハ師範学校、高等師範学校、女子高等師範学校又ハ専門学校ニ入学スルコトヲ得ルモノトシ（第五）（五）中等学校ノ四年制線上実施ニ即応セシムル師範学校ノ予科及女子部本科、高等師範学校、女子高等師範学校又ハ専門学校ノ各修業年限ニ関スル経過の規定ヲ設ケ（第五及第六）（六）監督官庁特ニ必要アリト認ムルトキハ公私立ノ学校ニ付学校ノ整理統合、学部学科又ハ課程ノ設置廃止、学生生徒ノ定員変更及募集停止、授業ノ停止委託及受託並ニ校地校舎ノ変更ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得ベク特ニ公私立ノ大学又ハ其ノ学部ノ設置又ハ廃止ニ係ル命令ヲ為サントスルトキハ別ニ定ムル公私立大学戦時措置委員会ノ諮問ヲ経テ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フベキモノトシ該命令ヲ為シタル場合ニ於テハ大学令第八条所定ノ認可ノ手続ヲ要セザルモノトシ以上ノ命令ヲ為シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ政府ハ予算ノ範囲内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得ルモノトシ此等ノ措置ヲ実施スル為必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ムルモノトシ（第七）（七）朝鮮、台湾ニ於テモ又在関東州及滿洲国帝国臣民ノ教育ニ付テモ概ネ内地ノ前記措置ニ順応セシムルコトトシ之ガ為必要ナル規定ヲ設クル（第八）（八）ニ在リ

尚本案ノ審議ニ際シ当局大臣ハ（一）政府ニ於テハ大東亜戦争下公私立ノ学校ニ付テモ国家非常ノ要請ニ即応スルノ措置ヲ執ルコトヲ必要ナリト思料スルモ就中私立学校ハ夫々沿革ヲ有シ教育上特殊ノ意義ヲ認メラレタルモノナルヲ以テ之ニ対スル本勅令案第七条第一項該当事項ノ処理ニ当リテハカメテ勸奨ニ依リ当事者トノ談合ヲ尽スベク命令ヲ以テ行フガ如キハ極力之ヲ避クル意嚮ナルコト（二）政府ノ見解ニ依レバ大学即チ財団法人ナルモノハ事實上現存セザルモノト思惟スルモ若シ右ニ該当スルモノアリタル場合ニ於テハ本勅令案第七条第一項第一号ハ之二対シ適用ナキモノナルコト（三）前記公私立大学戦時措置委員会ノ委員ハ関係官庁ノ高等官ノ外少クト

モ之ト同数ノ学識経験者ヲ以テ之ニ充ツルコト(四)今回ノ戦時非常措置方策ニ於テハ法文科系ノ学校ヲ整理シ理工科系ノ学校ヲ拡張スルコトヲ企図セルモ之ヲ以テ法文科系ノ学問ヲ輕視スル趣旨ニ非ザルコトヲ言明シタリ

第二 師範教育令中改正ノ件

当局大臣ノ説明ニ依レバ政府ハ曩ニ国民学校制度ノ実施ニ引続き更ニ国家ノ切実ナル要請ニ応ズル為学制全般ニ互リ刷新ヲ企図シ既ニ中等学校令ノ制定並ニ師範教育令、高等学校令及専門学校令ノ改正ヲ見タルガ我国青年層ノ大部分ヲ占ムル実務ニ従事スル青年ノ鍊成ヲ充實強化シ一層職分奉公ノ精神ヲ深メ其ノ実践力ヲ養ヒ国防能力ノ増強ヲ期スルハ現下最モ緊要ノ事項ナルヲ以テ青年学校教育ノ振興ヲ図ルハ正ニ当面ノ急務ナリ而シテ之ガ方策ニ関シ教員養成制度ノ改善ヲ図ルヲ以テ最モ重要ノ事項ナリト認メ銳意調査研究ヲ重ネタル結果現在ノ青年学校教員養成所ハ之ヲ廢シテ新ニ青年師範学校ヲ設クルコトトシ茲ニ本案ノ勅令ヲ以テ師範教育令中ニ必要ナル改正ヲ加ヘントスルモノナリ而シテ本勅令案ノ主眼トスル所ハ(一)青年師範学校ハ皇國ノ道ニ則リテ青年学校教員タルベキ者ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トシ(七)青年師範学校ハ官立トシ其ノ修業年限ヲ三年トシ(第二十二條及第二十三條)(三)青年師範学校ニ男子部及女子部ヲ置クヲ本則トシ但ダ土地ノ情況ニ依リ其ノ一ノミヲ置クコトヲ得ベク(第二十二條)其ノ他予科及研究科ヲ置クコトヲ得ルモノトシ(第二十七條及第二十八條及第二十九條)(四)青年師範学校ノ入学資格ハ当該学校ノ予科修了者、中学校若ハ高等女学校ノ卒業者又ハ之ニ相当スル学力アル者トシ(第四條)(五)青年師範学校ノ編制、教科、教授訓練、学科、授業料等ノ事ヲ定メ(第五條)(六)青年師範学校ニ附属青年学校ヲ置キ及之ニ關スル規定ヲ設ケ(第九條及附則第五項)(七)青年師範学校ニ於テ其ノ修業年限付臨時短縮ヲ為シ得ル旨ヲ定メ及前記ノ如キ中等学校四年制ノ繰上実施ニ關聯スル經過的措置ヲ講ジ(附則第六項及第七項)其ノ他本令施行ニ際シ必要ナル經過的規

定ヲ定ムル（附別第二項）ニ在リ

按ズルニ本案ノ二件中前者ハ国民学校、中等学校其ノ他公私立ノ学校等ニ関シ現下ノ時局ニ即応スルノ措置ヲ定メントスルモノナルガ本勅令案中ニハ極メテ重大ナル事項ヲ包含セルヲ以テ本官等ハ之ガ審査ニ当リ縝密真摯ナル検討論議ヲ尽シタルニ当局大臣ヨリ前記ノ如キ重要ナル言明アリタルヲ以テ本件勅令ノ制定ハ支障ナキモノト認ム唯本件ノ実施ニ当リテハ文教ノ本質ニ鑑ミ之ガ運用ニ付慎重ナル考慮ヲ払ヒ万遺算ナカラシムコト本官等ノ切ニ希望スル所ナリ次ニ本案中ノ後者ハ青年学校教育ノ振興方策トシテ新ニ教員養成ノ機関ヲ設ケンガ為現行師範教育令中ニ改正ヲ加ヘントスルモノニシテ是レ亦已ムヲ得ザルモノト認ム仍テ審査委員会ニ於テハ本案ノ二件ハ孰レモ此ノ俛之ヲ可決セラレ然ルベキ旨希望事項ト共ニ全会一致ヲ以テ議決シタリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十九年一月二十八日

審査委員長

枢密院副議長男爵鈴木貫太郎

審査委員

枢密顧問官 清水 澄

枢密顧問官 南 弘

枢密顧問官 菅原 通敬

枢密顧問官 松浦鎮次郎

枢密顧問官 潮 惠之輔

枢密顧問官 林 頼三郎

枢密顧問官 深井 英五

枢密顧問官 二上 兵治

枢密顧問官 真野 文二

枢密顧問官 三土 忠造

枢密院議長 原 嘉道 殿⁽⁴⁰⁾

一月二八日付のこの審査委員会報告書では、(六)以下に第七条関係のことが述べられている。すなわち、監督官庁である文部省が、特に必要ありと認める時には、公立私立の学校について、学校の「統合整理」、「学部学科又ハ課程ノ設置廃止」、「学生生徒ノ定員変更及募集停止」、「授業ノ停止委託及受託」それに「校地校舎ノ変更」に関する必要な「命令」をなすことができ、また、特に「公私立ノ大学又ハ其ノ学部ノ設置又ハ廃止ニ係ル命令ヲ為サントスルトキハ別ニ定ムル公私立大学戦時措置委員会」に諮問し、この諮問を経て文部大臣は「勅裁」を請わなければならない。しかしその際に、「大学令第八条所定ノ認可ノ手続」は不要とするものであるとまとめている。

さらにまた、大学の「統合整理」について、政府・文部省が国家非常の要請に即応する措置を執ろうとしているとしても、私立学校はそれぞれ「沿革ヲ有シ教育上特殊ノ意義ヲ認メラレタルモノナル」がゆえに「本勅令案第七条第一項該当事項ノ処理ニ当リテハ力メテ勸奨ニ依リ当事者トノ談合ヲ尽ス」ようにし、「命令」をもって学校の「統合整理」

を行うことはしないという意向であること、そして、政府見解として、「大学即チ財団法人ナルモノハ事実上現存セザルモノト思惟スル」も、もし右に該当スル学校がある場合には「本勅令案第七条第一項第一号ハ之ニ対シ適用ナキモノナルコト」を了承していること、そのほか「公私立大学戦時措置委員会」についても、委員は「関係官庁の高等官ノ外少クトモ之ト同数ノ学識経験者ヲ以テ之ニ充ツルコト」にし、最後に今回の「戦時非常措置方策」では「法文科系ノ学校ヲ整理シ理工科系ノ学校ヲ拡張スル」ことを目指していて、これをもって「法文科系ノ学問ヲ軽視スル趣旨ニ非ザルコト」を言明していることが、審査委員会報告書に盛り込まれているのであった。

かくして、二月二日、枢密院本会議が開催の運びとなった。本会議のもようは『枢密院会議筆記』によれば、以下のとおりであった。

昭和十九年二月二日（水曜日）午前十時二十分開議

聖上臨御

出席員

原 議長

鈴木副議長

大臣

東条 内閣総理大臣
兼陸軍大臣 軍需大臣 五番

嶋田海軍大臣 八番

賀屋大藏大臣	九番
安藤内務大臣	十一番
青木大東亜大臣	十二番
重光外務大臣	十三番
岡部文部大臣	十五番
顧問官	
石井顧問官	十七番
有馬顧問官	十八番
窪田顧問官	十九番
清水顧問官	二十番
南(弘)顧問官	廿一番
奈良顧問官	廿二番
松井顧問官	廿三番
菅原顧問官	廿四番
潮 顧問官	廿六番
林 顧問官	廿七番
深井顧問官	廿八番

小泉厚生大臣 六番

岩村司法大臣 七番

八田運輸通信大臣 十番

山崎農商大臣 十四番

顧問官

松浦顧問官 廿五番

二上顧問官 廿九番

委員

森山法制局長官

入江法制局參事官

佐藤法制局參事官

植木大藏省主計局長

以上各件二付

藤野文部省総務局長

永井文部省専門教育局長

阿原文部省国民教育局長

以上国民学校令等戰時特例外一件二付

上村外務省政務局長

安東外務省条約局長

以上「クロアチア」国ニ帝国公使館設置ノ件ニ付

報告員

鈴木審査委員長

国民学校令等戦時特例外一件ニ付

堀江書記官長

「クロアチア」国ニ帝国公使館設置ノ件ニ付

書記官

諸橋書記官

高辻書記官

議長（原）之ヨリ会議ヲ開ク

国民学校令等戦時特例

師範教育令中改正ノ件

以上二件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一読会ヲ開キ朗読ヲ省略シテ直ニ審査委員長ノ報告ヲ求ム

報告員（鈴木）今回御諮詢ノ国民学校令等戦時特例、師範教育令中改正ノ件、青年学校教育費用国庫補助法中改

正法律案帝国議会へ提出ノ件竝ニ昭和十八年勅令第百八号国民学校職員ノ俸給其ノ他給与ノ負担ニ関スル件及昭

和十八年勅令第二百号樺太ニ於ケル国民学校職員ノ俸給等ノ負担ニ関スル件中改正ノ件ニ付本官等審査委員タルノ命ヲ承ケ昨年十二月二十七日以来九回ニ互リ委員会ヲ開キテ当局大臣及関係諸官ノ弁明ヲ聴キ以テ之ガ審査ニ従事シタルガ其ノ内政府当局ニ於テ急施ヲ希望シタル後二件ニ関シテハ既ニ其ノ審査報告ヲ了シ去ル十九日本院ノ詢議ヲ経タリ仍テ爾余ノ二件ニ付茲ニ之ガ審査ノ結果ヲ報告セントス

今各件ノ要旨ヲ説明スレバ次ノ如シ

第一 国民学校令等戦時特例

当局大臣ノ説明ニ依レバ大東亜戦争ハ愈々熾烈ナル決戦段階ニ入りタルヲ以テ政府ニ於テハ曩ニ「国内態勢強化ノ根本方策」ヲ決定シ其ノ後更ニ其ノ一環トシテ「教育ニ関スル戦時非常措置方策」竝ニ右非常措置方策ニ基ク学校整備要領ヲ決定シタリ而シテ今次ノ非常措置ハ此ノ戦争ニ完勝スルコトヲ第一義トシ決戦下ニ対処スベキ行学一体ノ本義ニ徹スルノ主旨ヲ以テ国民学校ヨリ大学ニ至ル学校教育全般ニ互リ教育ノ態勢ヲ整備スルコトヲ眼目トスルモノニシテ此ノ趣旨ニ基キ本案ノ勅令ヲ起草シ茲ニ本院ノ詢議ニ付セラレタルモノナリ而シテ本勅令案ノ主眼トスル所ハ(一)本令ハ大東亜戦争ニ際シ学校教育ニ付時局ニ即応スル措置ヲ講ズルヲ以テ目的トシ(二)国民学校ニ在リテハ本年四月ヨリ実施セラルル予定ナリシ義務教育八年制ヲ延期スルコトトシ之ガ為国民学校ニ児童ヲ就学セシムベキ期間ノ終ハ原則トシテ当該児童ノ満十四歳ニ達シタル日ノ属スル学年ノ終迄ト為セルヲ満十二歳ニ達シタル日ノ属スル学年ノ終ト改メ(三)右ノ延期ニ伴ヒ青年学校普通科ノ義務制ヲ存置スル為ノ措置ヲ講ジ(四)中等学校ニ付テハ昨年四月以来実施セラレ昭和二十二年ニ完成スル予定ナリシ修業年限四年制ヲ同二十年ニ繰上ゲ完成セシムル為昭和十九年度ニ於テ従前ノ修業年限ニ依ル中等

学校ノ第三学年及第四学年ニ在学スル生徒ニ付テモ其ノ修業年限ヲ新制度ニ依ラシムルコトトシ竝ニ修業年限五年ノ中学校若ハ高等女学校ノ第四学年修了者又ハ之ニ相当スル学力アル者ハ師範学校、高等師範学校、女子高等師範学校又ハ専門学校ニ入学スルコトヲ得ルモノトシ(五)中等学校ノ四年制線上実施ニ即応セシムル為師範学校ノ予科及女子部本科、高等師範学校、女子高等師範学校又ハ専門学校ノ各修業年限ニ関スル経過の規定ヲ設ケ(六)監督官庁特ニ必要アリト認ムルトキハ公私立ノ学校ニ付学校ノ整理統合、学部学科又ハ課程ノ設置廃止、学生生徒ノ定員変更及募集停止、授業ノ停止委託及受託竝ニ校地及校舎ノ変更ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得ベク特ニ公私立ノ大学又ハ其ノ学部ノ設置又ハ廃止ニ係ル命令ヲ為サントスルトキハ別ニ定ムル公私立大学戦時措置委員会ノ諮問ヲ経文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フベキモノトシ該命令ヲ為シタル場合ニ於テハ大学令第八条所定ノ認可ノ手續ヲ要セザルモノトシ以上ノ命令ヲ為シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ政府ハ予算ノ範囲内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得ルモノトシ此等ノ措置ヲ実施スル為必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ムルモノトシ(七)朝鮮、台湾ニ於テモ又在關東州及滿洲国帝国臣民ノ教育ニ付テモ概ネ内地ノ前述措置ニ順応セシムルコトトシ之ガ為必要ナル規定ヲ設クルニ在リ

尚本案ノ審議ニ際シ当局大臣ハ(一)政府ニ於テハ大東亜戦争下公私立ノ学校ニ付テモ国家非常ノ要請ニ即応スルノ措置ヲ執ルコトヲ必要ナリト思料スルモ就中私立学校ハ夫々沿革ヲ有シ教育上特殊ノ意義ヲ認メラレタルモノナルヲ以テ之ニ対スル本勅令案第七条第一項該当事項ノ処理ニ当リテハ力メテ勸奨ニ依リ当事者トノ談合ヲ尽スベク命令ヲ以テ行フガ如キハ極力之ヲ避クル意嚮ナルコト(二)政府ノ見解ニ依レバ大学即チ財団法人ナルモノハ事実上現存セザルモノト思惟スルモ若シ右ニ該当スルモノアリタル場合ニ於テハ本勅令案第七

条第一項第一号ハ之ニ対シ適用ナキモノナルコト(三)前述公私立大学戦時措置委員会ノ委員ハ関係官庁ノ高等官ノ外少クトモ之ト同数ノ学識経験者ヲ以テ之ニ充ツルコト(四)今回ノ戦時非常措置方策ニ於テハ法文科系ノ学校ヲ整理シ理工科系ノ学校ヲ拡張スルコトヲ企図セルモ之ヲ以テ法文科系ノ学問ヲ輕視スル趣旨ニ非ザルコトヲ言明シタリ

第二 師範教育令中改正ノ件

当局大臣ノ説明ニ依レバ政府ハ曩ニ国民学校制度ノ実施ニ引続キ更ニ国家ノ切実ナル要請ニ応ズル為学制全般ニ互リ刷新ヲ企図シ既ニ中等学校令ノ制定竝ニ師範教育令、高等学校令及専門学校令ノ改正ヲ見タルガ我國青年層ノ大部分ヲ占ムル実務ニ従事スル青年ノ鍊成ヲ充實強化シ一層職分奉公ノ精神ヲ深メ其ノ実践力ヲ養ヒ国防能力ノ増強ヲ期スルハ現下最モ緊要ノ事項ナルヲ以テ青年学校教育ノ振興ヲ図ルハ正ニ当面ノ急務ナリ而シテ之ガ方策ニ関シ教員養成制度ノ改善ヲ図ルヲ以テ最モ重要ノ事項ナリト認メ鋭意調査研究ヲ重ネタル結果現在ノ青年学校教員養成所ハ之ヲ廢シテ新ニ青年師範学校ヲ設クルコトトシ茲ニ本案ノ勅令ヲ以テ師範教育令中ニ必要ナル改正ヲ加ヘントスルモノナリ而シテ本勅令案ノ主眼トスル所ハ(一)青年師範学校ハ皇國ノ道ニ則リテ青年学校教員タルベキ者ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トシ(二)青年師範学校ハ官立トシ其ノ修業年限ヲ三年トシ(三)青年師範学校ニ男子部及女子部ヲ置クヲ本則トシ但タ土地ノ情況ニ依リ其ノ一ノミヲ置クコトヲ得ベク其ノ他予科及研究科ヲ置クコトヲ得ルモノトシ(四)青年師範学校ノ入学資格ハ当該学校ノ予科修了者、中学校若ハ高等女学校ノ卒業者又ハ之ニ相当スル学力アル者トシ(五)青年師範学校ノ編制、教科、教授訓練、学科、授業料等ノ事ヲ定メ(六)青年師範学校ニ附属青年学校ヲ置キ及之ニ関スル規定ヲ設ケ(七)青年師範学校ニ

於テ其ノ修業年限ニ付臨時短縮ヲ為シ得ル旨ヲ定メ及前述ノ如キ中等学校四年制ノ繰上実施ニ関連スル經過的措置ヲ講ジ其ノ他本令施行ニ際シ必要ナル經過的規定ヲ定ムルニ在リ

按ズルニ本案ノ二件中前者ハ国民学校、中等学校其ノ他公私立ノ学校等ニ関シ現下ノ時局ニ即応スルノ措置ヲ定メントスルモノナルガ本勅令案中ニハ極メテ重大ナル事項ヲ包含セルヲ以テ本官等ハ之ガ審査ニ当リ縝密真摯ナル検討論議ヲ尽シタルニ当局大臣ヨリ前述ノ如キ重要ナル言明アリタルヲ以テ本件勅令ノ制定ハ支障ナキモノト認ム唯本件ノ実施ニ当リテハ文教ノ本質ニ鑑ミ之ガ運用ニ付慎重ナル考慮ヲ払ヒ万違算ナカラシコト本官等ノ切ニ希望スル所ナリ次ニ本案中ノ後者ハ青年学校教育ノ振興方策トシテ新ニ教員養成ノ機関ヲ設ケンガ為現行師範教育令中ニ改正ヲ加ヘントスルモノニシテ是レ亦已ムヲ得ザルモノト認ム仍テ審査委員会ニ於テハ本案ノ二件ハ孰レモ此ノ俣之ヲ可決セラレ然ルベキ旨希望事項ト共ニ全会一致ヲ以テ議決シタリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

議長（原） 別ニ御發言ナキ故第二読会以下ヲ省略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ起立ヲ請フ

（全員起立）

議長（原） 全会一致可決セラレタリ⁽⁴⁾

天皇臨御の下、本会議では、審査委員会委員長の鈴木貫太郎よりの審査委員会報告書が読み上げられ、居並ぶ大臣・顧問官たちからも特に発言を求める者もなく、国民学校令等戦時特例ほか二件は全員起立をもって可決されたのであった。

そして、「国民学校令等戦時特例」は二月一六日勅令第八〇号として公布されるに至ったのである。枢密院で第七條に關して修正が求められたこの「国民学校令等戦時特例」を、煩を厭わず確認の意味でここで掲げることにする。

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ国民学校令等戦時特例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十九年二月十五日

内閣総理大臣 東条 英機

内務大臣 安藤紀三郎

大東亜大臣 青木 一男

文部大臣 子爵 岡部 長景

勅令第八十号

国民学校令等戦時特例

第一条 本令ハ大東亜戦争ニ際シ学校教育ニ付時局ニ即応スル措置ヲ講スルヲ以テ目的トス

第二条 国民学校ニ児童ヲ就学セシムベキ期間ノ終ハ国民学校令第八条ノ規定ニ拘ラズ当該児童ノ満十二歳ニ達

シタル日ノ属スル学年ノ終トス但シ満十二歳ニ達シタル日ノ属スル学年ノ終ニ至ルモ国民学校初等科ノ課程ヲ

修了セザル児童ニ付テハ其ノ者ガ満十四歳ニ達スル日迄ニ其ノ課程ヲ修了シタルトキハ其ノ修了シタル日トシ

満十四歳ニ達スルモ其ノ課程ヲ修了セザルトキハ其ノ達シタル日トス

第三条 昭和十六年勅令第百五十五号中昭和十九年四月一日以後ニ於テ施行セラルベキ部分ハ之ガ施行ヲ延期ス
第四条 昭和十九年度ニ於テ中等学校令第二十条ノ規定ニ依ル中等学校ノ第三学年及第四学年ニ在学スル生徒
（文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ同条ノ規定ニ拘ラズ同令第七条又ハ第九条ノ規定ニ依
ル

昭和十九年度ニ於テ師範教育令附則第九項ノ規定ニ依ル高等師範学校附属中学校又ハ女子高等師範学校附属高
等女学校ノ第三学年及第四学年ニ在学スル生徒ニ付テハ其ノ修業年限ハ同項ノ規定ニ拘ラズ同令第十九条第一
項ニ於テ準用スル中等学校令第七条ノ規定ニ依ル

第五条 師範教育令附則第四項ノ規定ハ昭和十九年度ニ於テ師範学校女子部本科ニ在学スル生徒（文部大臣ノ定
ムル者ヲ除ク）ニ付テノミ之ヲ適用ス

師範教育令附則第六項ノ規定ハ昭和十九年度ニ於テ師範学校予科第三学年ニ在学スル生徒（文部大臣ノ定ムル
者ヲ除ク）ニ付テノミ之ヲ適用ス

第六条 修業年限五年ノ中学校若ハ高等女学校ノ第四学年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同
等以上ノ学力アリト認めラレタル者ハ師範教育令第五条若ハ第十五条又ハ専門学校令第五条第一項本文ノ規定
ニ拘ラズ師範学校本科、高等師範学校若ハ女子高等師範学校又ハ専門学校ニ入学スルコトヲ得

前項ノ規定ハ商船専門学校ニ付テハ之ヲ適用セズ

第七条 監督官庁特ニ必要アリト認めムルトキハ公立又ハ私立ノ学校ニ付左ニ掲グル事項ニ関シ必要ナル命令ヲ為
スコトヲ得

一 学校ノ整理及統合

二 学部、学科又ハ課程ノ設置及廃止

三 学生生徒ノ定員変更及募集停止並ニ授業ノ停止

四 授業ノ委託及受託

五 校地及校舎ノ変更

前項第一号又ハ第二号ノ規定ニ依リ公立又ハ私立ノ大学又ハ其ノ学部ノ設置又ハ廃止ニ係ル命令ヲ為サントスルトキハ別ニ定ムル公私立大学戦時措置委員会ノ諮問ヲ経ベシ

前項ノ規定ニ依ル命令ヲ為サントスルトキハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フベシ

第二項ノ規定ニ依ル命令ヲ為シタル場合ニ於テハ大学令第八条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ為シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ政府ハ予算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第一項及前項ノ規定施行ニ関シ必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム

第八条 本令（高等師範学校及女子高等師範学校ニ関スル部分ヲ除ク）中国民学校令トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル国民学校令、台湾ニ在リテハ台湾教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル国民学校令トシ中等学校令第二十条トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル中等学校令第二十条、台湾ニ在リテハ台湾教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル中等学校令第二十条、関東州及満洲国ニ在リテハ在関東州及満洲国帝国臣民教育令第十一条トシ文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總

督、台湾ニ在リテハ台湾総督、関東州及滿洲国ニ在リテハ滿洲国駐劄特命全權大使トシ同令第七条又ハ第九条トアルハ関東州及滿洲国ニ在リテハ在関東州及滿洲国帝国臣民教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル中等学校令第七条又ハ第九条トシ師範教育令トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル師範教育令、台湾ニ在リテハ台湾教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル師範教育令、関東州及滿洲国ニ在リテハ在関東州及滿洲国帝国臣民教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル師範教育令、関東州及滿洲国ニ在リテハ在関東州及滿洲国帝国臣民教育令トシ專門学校令トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル專門学校令トシ大學令トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル大學令、台湾ニ在リテハ台湾教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル專門学校令トシ大學令トコトヲ定メタル大學令、関東州及滿洲国ニ在リテハ在関東州及滿洲国帝国臣民教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル大學令トス

附 則

本令中第一条及第八条ノ規定（第七条ノ規定ニ關聯スル部分ニ限ル）竝第七条ノ規定ハ公布ノ日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十六年勅令第九百二十四号中左ノ通改正ス
附則第二項中「昭和二十一年」ヲ「昭和十九年」ニ改ム⁽⁴²⁾

以上が「国民学校令等戦時特例」である。

ちなみに二月一六日付の『朝日新聞』は、「官民同数の委員会 強権の発動に万全を期す」の見出しの下に、以下の記事を載せている。

教育戦時非常措置方策によつて私立大学の整理統合に関する政府の方針が闡明されて以来わが教育界の関心の的となつてゐた一つの問題はこれが実施に必要な法制上の措置が如何にきまるかといふことであつたが、今回制定をみた戦時特例によつて文部省の私学に対する命令権の範囲は学校の整理および統合、学部、学科または課程の設置および廃止を始め授業の停止、定員の減少、学校の移転等に互り、しかもこれらについて『必要なる命令』を発し得るといふ廣汎かつ強力なものとなつて現れた、しかしながら官私の教育力を国家の要請に向つて最高度に發揮するがためにはこの強権の運営にいささかの独善もあつてはならないといふのでこれが発動には官民同数の委員よりなる諮問機関の議を経ることになつてゐる、今議會で菊池文部次官はこの点に関し強権の発動は能ふ限り避け専ら私学側の自発的意思に俟つ旨を言明したが、これは文部当局の私学整備の根本の建前であり、強権の確立をみたとはいへこの方針は動かぬものとみてよい、従つてこの強権は飽くまでも所謂「伝家の宝刀」である、それだけに又私学当事者に課せられた責任の重さを考へなければならぬ、大学、高専の学校総数において大学五五・六パーセント、専門学校八五・六パーセントとそれ〴〵その過半数をしめる私学の存在はなんといつてもわが教育の決戦態勢確立途上に横たはる最大の問題であり如何なる刷新も改善もこの私学を離れては半身不随である私学当局者としては私学改革に寄せる国家の要請の所在を率直に確認して整理、統合から必要学科の拡充、不要学科の整理廃合等についてその創意を發揚しわが私学制度の長所を顕示し教育の戦鬪配置に挺身すべきであらう⁽⁴³⁾

文部省の私学に対する広汎かつ強力な命令権の発動について、諮問委員会が設置されることとなったのは「専ら私学側の自発的意思に俟つ」ことにしたからであるという菊池文部次官の言明を紹介しながら、それは「文部当局の私学整備の根本の建前」論であると指摘している。それゆえにこそ、決戦態勢構築のために、私学側は「教育の戦闘配置」へ「挺身」しなければならぬというこの論調は、文部省の「統合理」に向けての強権発動、「伝家の宝刀」が抜き放たれる前に、私学側の「自発的意思」による「刷新」を要請したものと云えるであろう。

おわりに

本稿は、これまでその全体像が概括的には知られている戦時下における法文科系私大の「統合理」問題を、改めて公的基礎史料を中心に、それはどのような経緯をたどって「国民学校令等戦時特例」の公布に至ったのか、その全体像を再検証してみようとしたものである。

この問題が国政運営の再編・強化策の一環として登場してきたことをまず確認するところから本論をはじめたのもそのような視点からのものであった。そして、それによって私学の「統合理」問題のよってくる背景、それが国政運営再編の中でしめる位置やその関連もわかると考えたからにはかならない。

一九四三（昭和一八）年九月二一日、戦局が悪化の一途をたどってくる中、東条内閣の閣議で「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」が決定され、その基本的な方策としての「国内態勢強化方策」の策定から、教育の面における「教育

二関スル戦時非常措置方策」そしてこの「教育二関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領」に至る一連の流れが、私学の「統合整理」問題となってきたのである。

東条首相は、「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」について、戦局が苛烈となっている今こそ、「一億国民」はいっそう「決意を新たにし、あらゆる職域において、あらゆる私生活において、一大勇断を以て、すべてを挙げて戦争完勝の一点に集中すべき緊急の時機」が到来したと国民を鼓舞し、これまで国難に見舞われたときに発揮されてきた「尽忠の至誠」こそが「皇国必勝の根源」であり、それによって「光輝ある国体」を擁護することができたのであると告げていた。大学人にとっては、この東条首相が発表した「国内態勢強化方策」の第二「国民動員ノ徹底ヲ図ル」の内容は重大であった。

既に見たように、閣議決定された「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱・国内態勢強化方策」の第二の三の(イ)として、「一般徴集猶予ヲ停止シ理工科系統ノ学生ニ対シ、入営延期ノ制ヲ設ク。理工科系統ノ学校ノ整備拡充ヲ図ルト共ニ法文科系統ノ大学、専門学校ノ統合整理ヲ行フ」ということが明記されていた。すなわち、理工科系統の学校の整備拡充を図ることとならんで、法文科系統の大学の「統合整理」を行うとあった。これが、法文科系の学問の軽視であるという批判とつながり、法文科系統の私学の反発と抵抗を生むのであった。

一方、文部省は、「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱・国内態勢強化方策」の一環として、学校教育全般の徹底的刷新と効率化を図ることを企図し、「教育二関スル戦時非常措置方策」の閣議決定にまで至った。文部省の説明では、「法文科系統の出身者に対する需要の増加率に比し、理工科系統出身者に対する需要の増加率が非常に急速に昂騰して来た」からであって、理工科系統大学の整備拡充の必要性は、この技術者の不足を解決するための観点からくるもの

である。それに対して、法文科系統の大学の整理統合は徴兵猶予停止の措置から生じてきたものであるとしていた。それゆえ、相当数の大学を専門学校に転換することは最も適当な整理の方法であり、なおこの「統合理」にあたっては「力めて理科系統の専門学校へ転換する如きは最も望ましい」ところであるというものだった。

専門学校への転換という「統合理」の危機に直面した法文科系統の私立大学のとった対応は二つであった。一つは政府・文部省の「統合理」の先取りを図るための理工科系統部門の拡充・整備もしくは理工科系統専門学校の新設であり、他の一つは飽くまでも大学としての存続をはかるというものであった。

私立大学にとつての存在意義は、その「建学の精神」を承継してきた歴史と伝統にあるのであって、それらを完全に無視しての「統合理」など、本来受け容れがたいことは言うまでもない。中央大学は、文部省が強引に進めようとした私大の「統合理」に敢然として抵抗することを決め、一大反対運動を展開するに至っていたのであった。

文部省が私学への個別的折衝を通じて「統合理」の方向を見定め、一気に全権掌握のかたちでの一方的な「統合理」を意図していたとするならば、中央大学関係者による一大反対運動は大いに障害となったことは間違いないところであろう。

文部省が、一二月二日に「教育二閣スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領」を閣議決定したことを発表した時、菊池文部次官は「私立大学の統合については自発的統合を慫慂することにしたのである、決して龍頭蛇尾に終つたのではなく、各校がその伝統をいよいよ輝かさんことを期待してゐるのである、統合してゆかうという学校があれば、一肌脱ぐ」と語っていたが、それは文部当局の本音ではなかったのである。なぜなら私学の統合廃止、専門学校への転換命令を下す権限を得なければ、決戦下における学校体系の再編成がかけ声だけの「龍頭蛇尾」に終わり、ま

さに文部省の面目丸つぶれということになるからであつた。そこで文部当局が「統合整理」を強権的に強行できる手段として考えたのが、勅令による「統合整理」を貫徹するための全権掌握の道であつたのである。

枢密院に諮詢された「国民学校令等戦時特例」(案) 審議はまず審査委員会で行われた。

審査委員会では、何と言つても文科系の学問軽視に対する憂慮を顧問官たちの多くが持つていた。それと同時に林顧問官が提起した問題、「国民学校令等戦時特例」(案) 中の第七条に關して「特例第七条ハ監督官庁ノ独裁ニ依リ学校ノ生殺与奪ノ權」を文部省に附与するもので、教育機關に對する「權能」として甚だしく當を失しているのみならず「規定ノ意義範圍」が明確ではない、特に「大學廢止ノ命令ト勅裁トノ關係及法人ニ對スル民法規定トノ關係」それに「學校移轉ノ命令ト所有權ニ關スル憲法規定」との關係において疑問の余地が少なくないとして、第七条を削除すべきであるとの意見が強硬に主張されたことを銘記しておかなければならない。

結局、審査委員会の審査報告書には、第七条に關して、監督官庁である文部省が、特に必要ありと認める時には、公立私立の學校について、學校の「統合整理」、「學部學科又ハ課程ノ設置廢止」、「學生生徒ノ定員變更及募集停止」、「授業ノ停止委託及受託」それに「校地校舎ノ變更」に關する必要な「命令」をなすことができ、また、特に「公立ノ大學又ハ其ノ學部ノ設置又ハ廢止ニ係ル命令ヲ為サントスルトキハ別ニ定ムル公私立大學戰時措置委員會」に諮問し、この諮問を経て文部大臣は「勅裁」を請わなければならぬ、しかしその際に、「大學令第八条所定ノ認可ノ手續」は不要とするものであるとまとめられたのである。

さらにまた、大學の「統合整理」について、政府・文部省が國家非常の要請に即應する措置を執らうとしてゐるとしても、私立學校はそれぞれ「沿革ヲ有シ教育上特殊ノ意義ヲ認メラレタルモノナル」がゆゑに「本勅令案第七条第

一項該当事項ノ処理ニ当リテハ力メテ勸奨ニ依リ当事者トノ談合ヲ尽ス」ようにし、「命令」をもって学校の「統合理整」を行うことはしないという意向であること、そして、政府見解として、「大学即チ財団法人ナルモノハ事実上現存セザルモノト思惟スル」も、もし右に該当スル学校がある場合には「本勅令案第七条第一項第一号ハ之ニ対シ適用ナキモノナルコト」を了承していること、そのほか「公私立大学戦時措置委員会」についても、委員は「関係官庁ノ高等官ノ外少クトモ之ト同数ノ学識経験者ヲ以テ之ニ充ツルコト」にし、最後に今回の「戦時非常措置方策」では「法文科系ノ学校ヲ整理シ理工科系ノ学校ヲ拡張スル」ことを目指していて、これをもって「法文科系ノ学問ヲ軽視スル趣旨ニ非ザルコト」を言明していることが、審査委員会報告書に盛り込まれるに至ったのである。

ひるがえって考えるなら、戦局の悪化、それに対する方策としての「国民動員」の一環としての「在学徴集猶予停止」が、私学の「統合理整」を要請する要因となっていたのであった。文部当局が説明しているように、「文科系の大学生といふ存在は十九歳出陣の結果殆どなくなることに成りはしまいか」という質問に「その通りである、帰還学生、徴兵検査不合格者それに留学生この三種以外に文科系学生は殆どなくなる」という見通しが、私学の「統合理整」を当然と見なす考えを生んでいたのである。

とまれ、文部省は「命令」をもって私学の「統合理整」を強権的に強行する「伝家の宝刀」を手中に収めたといえる。しかし、一九四五年八月一五日まで、諮問委員会としての「公私立大学戦時措置委員会」が開催されることはなく、法文科系統の私学に対する「統合理整」の措置が事実上執られることはなかったのである。

△注▽

- (1) ー(3) 「現情勢下ニ於ケル帝国国政要綱ヲ定ム附右要綱ニ基ク措置案」(国立公文書館、公文別録、大正十二年
 昭和十九年、第七卷・昭和十八年、本館・2A-001-00・引00237100)。
- (4) 「官民に告ぐ」(情報局編輯『週報』第三六三号、一九四三年九月二十九日号)。
- (5) 明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史』第四卷、通史編Ⅱ、二八〇頁～二八一頁。
- (6) 同右、二八一頁～二八二頁。
- (7) 前掲、「現情勢下ニ於ケル帝国国政要綱ヲ定ム附右要綱ニ基ク措置案」。
- (8) 「教育ニ関スル戦時非常措置方策ヲ定ム」(国立公文書館、公文類聚、第六七編、昭和十八年、第一〇一卷、
 一〇月十二日、本館・2A-012-00・類02769100)。
- (9) 『教育に關する戦時非常措置方策』の文部大臣談(『文部時報』第八〇一号、一九四三年十一月一〇日、
 七四頁～七五頁)。
- (10) ・(11) 『朝日新聞』一九四三年一〇月二三日付。
- (12) ー(14) 同右、一九四三年一〇月二六日付。
- (15) 岡部長景「決戦下に於ける教育の非常措置」(『文部時報』第八〇一号、一九四三年十一月一〇日、二頁～
 七頁)。
- (16) 「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領」(『文部時報』第八〇五号、一九四四年一月一〇日、六九
 頁～七二頁)。
- (17) ー(20) 『朝日新聞』一九四三年十二月二四日付。
- (21) 同右、一九四三年一〇月二三日付。

- (22) 前掲、『明治大学百年史』第四卷、通史編Ⅱ、二八三頁～二八四頁。
- (23) 注(12)に同じ。
- (24) 佐藤能丸『近代日本と早稲田大学』早稲田大学出版部、一九九一年、三二九頁。
- (25) 同右、三二九頁～三三〇頁。
- (26) ・(27) 同右、三三〇頁。
- (28) 前掲、『明治大学百年史』第四卷、通史編Ⅱ、二八六頁。
- (29) 『中央大学七十年史稿本』中巻、三八〇頁～三八二頁。
- (30) 同右、三八二頁。
- (31) 同右、三八二頁～三八三頁。
- (32) 同右、三八三頁～三八四頁。
- (33) 『決議録』（昭和一六年～昭和二二年六月『財団法人中央大学評議会決議録』）、中央大学所蔵、一九四三年一月二四日。なお、決議録記載の出席評議員および決議録署名者の氏名は省略した。
- (34) 『国民学校令等戦時特例』（国立公文書館、本館-2A-015-06・㊟A00123100）。
- (35) 『国民学校令等戦時特例（十二月二十七日）』（国立公文書館、本館-2A-015-07・㊟B00029100）。
- (36) 『国民学校令戦時特例外三件（一月十二日（二回）～一月二十一日（九回））』（国立公文書館、本館-2A-015-07・㊟B00030100）。以下、「第九回審査委員会」まで同じ。
- (37) 深井英五『枢密院重要議事覚書』岩波書店、一九五三年、三五四頁～三六七頁。
- (38) 注(34)に同じ。
- (39) 『公私立大学戦時措置委員会官制制定』（国立公文書館、本館-3A-030-06・㊟59文部01128100）。

- (40) 「枢密院審査報告・昭和十九年～昭和二十年（国民学校等戦時特例、師範教育令中改正ノ件）」（国立公文書館、本館2A-015-07・蔵C00054100）。
- (41) 「枢密院会議筆記・一、国民学校令戦時特例、師範教育令中改正ノ件、「クローアチア」国ニ帝国公使館設置ノ件」（国立公文書館、本館2A-015-10・蔵D00918100）。
- (42) 『官報』第五二二五号、一九四四年二月一六日。
- (43) 『朝日新聞』一九四四年二月一六日付。

（中央大学名誉教授）